

平成31年第1回さつま町議会定例会会期日程

| 月  | 日  | 曜 | 日                                                                                        | 程 | 備 | 考 |
|----|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 2. | 27 | 水 | 本会議（招集日）<br>・開会<br>・会議録署名議員の指名<br>・会期の決定<br>・諸般の報告<br>・行政報告<br>・議案上程（施政方針を含む）<br>・一部議案審議 |   |   |   |
|    | 28 | 木 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
| 3. | 1  | 金 | 休 会（一般質問通告期限）                                                                            |   |   |   |
|    | 2  | 土 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 3  | 日 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 4  | 月 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 5  | 火 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 6  | 水 | 本会議（2日目）<br>・一般質問（5人）                                                                    |   |   |   |
|    | 7  | 木 | 本会議（3日目）<br>・総括質疑<br>常任委員会                                                               |   |   |   |
|    | 8  | 金 | 常任委員会                                                                                    |   |   |   |
|    | 9  | 土 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 10 | 日 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 11 | 月 | 常任委員会                                                                                    |   |   |   |
|    | 12 | 火 | 常任委員会                                                                                    |   |   |   |
|    | 13 | 水 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 14 | 木 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 15 | 金 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 16 | 土 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 17 | 日 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 18 | 月 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 19 | 火 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 20 | 水 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 21 | 木 | 休 会                                                                                      |   |   |   |
|    | 22 | 金 | 常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会                                                                    |   |   |   |

| 月 | 日   | 曜 | 日                                                             | 程 | 備 | 考 |
|---|-----|---|---------------------------------------------------------------|---|---|---|
|   | 2 3 | 土 | 休                                                             | 会 |   |   |
|   | 2 4 | 日 | 休                                                             | 会 |   |   |
|   | 2 5 | 月 | 休                                                             | 会 |   |   |
|   | 2 6 | 火 | 本会議（最終日）<br>・ 常任委員長報告<br>・ 議案審議<br>・ 議員派遣の件<br>・ 継続調査<br>・ 閉会 |   |   |   |

平成 3 1 年第 1 回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成 3 1 年 2 月 2 7 日

閉会 平成 3 1 年 3 月 2 6 日

| 議案<br>番号 | 件名                                                  | 上程日        | 議決日        | 議決結果 | 付託<br>委員会 |
|----------|-----------------------------------------------------|------------|------------|------|-----------|
| 議案<br>4  | さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負<br>変更契約の締結について                 | 31. 02. 27 | 31. 02. 27 | 可 決  | —         |
| 5        | 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第<br>6 号）                     | 〃          | 〃          | 原案可決 | —         |
| 2 8      | 町道路線の廃止又は認定について                                     | 〃          | 〃          | 可 決  | —         |
| 2 9      | さつま町教育委員会委員の任命について                                  | 〃          | 〃          | 同 意  | —         |
| 3 0      | 人権擁護委員候補者の推薦について                                    | 〃          | 〃          | 適 任  | —         |
| 6        | さつま町社会体育施設条例の一部改正につ<br>いて                           | 〃          | 31. 03. 07 | 原案可決 | —         |
| 7        | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係<br>条例の整理に関する条例の制定について          | 〃          | 〃          | 原案可決 | —         |
| 8        | さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条<br>例の廃止について                    | 〃          | 31. 03. 26 | 原案可決 | 総務厚生      |
| 9        | さつま町立大型共同作業場条例の廃止につ<br>いて                           | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 0      | さつま町課設置条例等の一部改正について                                 | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 1      | さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条<br>例の一部改正について                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 2      | さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例<br>の一部改正について                   | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 3      | さつま町国民健康保険税条例の一部改正につ<br>いて                          | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 4      | さつま町土地開発基金条例の一部改正につ<br>いて                           | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 5      | さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部<br>改正について                      | 〃          | 〃          | 原案可決 | 文教経済      |
| 1 6      | さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び<br>運営に関する基準を定める条例の一部改正に<br>ついて | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生      |
| 1 7      | さつま町企業立地促進条例の一部改正につ<br>いて                           | 〃          | 〃          | 原案可決 | 文教経済      |

| 議 案<br>番 号 | 件 名                                                      | 上程日        | 議決日        | 議決結果 | 付 託<br>委 員 会 |
|------------|----------------------------------------------------------|------------|------------|------|--------------|
| 1 8        | さつま町営住宅等条例の一部改正について                                      | 31. 02. 27 | 31. 03. 26 | 原案可決 | 文教経済         |
| 1 9        | さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | 〃          | 〃          | 原案可決 | 文教経済         |
| 2 0        | さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について                               | 〃          | 〃          | 可 決  | 文教経済         |
| 2 1        | 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）                                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | 2 委員会        |
| 2 2        | 平成31年度さつま町一般会計予算                                         | 〃          | 〃          | 原案可決 | 2 委員会        |
| 2 3        | 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                 | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生         |
| 2 4        | 平成31年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生         |
| 2 5        | 平成31年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                   | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生         |
| 2 6        | 平成31年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算                                 | 〃          | 〃          | 原案可決 | 総務厚生         |
| 2 7        | 平成31年度さつま町上水道事業会計予算                                      | 〃          | 〃          | 原案可決 | 文教経済         |
| 3 1        | さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について                  | 31. 03. 26 | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 2        | 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第8号）                                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 3        | 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                          | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 4        | 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                           | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 5        | 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                            | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 6        | 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                          | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |
| 3 7        | 平成31年度さつま町一般会計補正予算（第1号）                                  | 〃          | 〃          | 原案可決 | —            |

| 議 案<br>番 号 | 件 名                                               | 上程日      | 議決日      | 議決結果  | 付 託<br>委 員 会 |
|------------|---------------------------------------------------|----------|----------|-------|--------------|
| 報告<br>1    | 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更<br>計画及び事業会計補正予算（第3号）につい<br>て | 31.02.27 | 31.03.26 | 報 告 済 | —            |
| 2          | 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画<br>及び事業会計予算について              | 〃        | 〃        | 報 告 済 | —            |
|            | 議員派遣の件                                            | 31.03.26 | 〃        | 決 定   |              |
|            | 閉会中の継続調査について                                      | 〃        | 〃        | 決 定   |              |

# 平成31年第1回さつま町議会定例会会議録

## 目 次

### ○2月27日（第1日）

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                 | 1  |
| 出欠席議員氏名 .....                                        | 1  |
| 出席事務局職員 .....                                        | 1  |
| 出席説明員氏名 .....                                        | 1  |
| 本日の会議に付した事件 .....                                    | 2  |
| 開 会 .....                                            | 3  |
| 開 議 .....                                            | 3  |
| 会議録署名議員の指名 .....                                     | 3  |
| 会期の決定 .....                                          | 3  |
| 諸般の報告 .....                                          | 3  |
| 行政報告 .....                                           | 4  |
| 議案第 4 号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について .....        | 5  |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                            |    |
| 議案第 5 号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号） .....                | 10 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                            |    |
| 議案第 6 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....                  | 11 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ..... | 11 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について .....           | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について .....                  | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について .....                     | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について .....          | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について .....           | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について .....                  | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について .....                   | 12 |
| (提案理由説明)                                             |    |
| 議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について .....              | 12 |

|                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 16 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について .....              | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 17 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について .....                                    | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 18 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                                      | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 19 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について ..... | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 20 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について .....                               | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 21 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号) .....                             | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 22 号 平成 31 年度さつま町一般会計予算 .....                                       | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 23 号 平成 31 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 .....                               | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 24 号 平成 31 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 .....                                | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 25 号 平成 31 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 .....                                 | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 26 号 平成 31 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 .....                               | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 27 号 平成 31 年度さつま町上水道事業会計予算 .....                                    | 1 2 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 議案第 28 号 町道路線の廃止又は認定について .....                                          | 2 6 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                               |     |
| 議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について .....                                       | 2 7 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                               |     |
| 議案第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....                                         | 2 8 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                               |     |
| 報告第 1 号 平成 30 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 3 号) について .....           | 2 9 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 報告第 2 号 平成 31 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について .....                        | 2 9 |
| (提案理由説明)                                                                |     |
| 散 会 .....                                                               | 3 0 |

○ 3 月 6 日 (第 2 日)

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 一般質問表 .....             | 3 1 |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....    | 3 4 |
| 出欠席議員氏名 .....           | 3 4 |
| 出席事務局職員 .....           | 3 4 |
| 出席説明員氏名 .....           | 3 4 |
| 本日の会議に付した事件 .....       | 3 5 |
| 開 議 .....               | 3 6 |
| 一 般 質 問 .....           | 3 6 |
| 宮之脇尚美議員 .....           | 3 6 |
| 防災・減災対策について             |     |
| 公共施設等の管理経費と財政運営への影響について |     |
| 上 圀 一 行 議 員 .....       | 4 8 |
| 外国人就労者の受け入れについて         |     |
| 川 口 憲 男 議 員 .....       | 5 2 |
| 子育て支援策について              |     |
| 三 浦 広 幸 議 員 .....       | 6 2 |
| 農業政策について                |     |
| 上水道事業について               |     |
| 岩 元 涼 一 議 員 .....       | 7 2 |
| 農業振興について                |     |
| 外国人労働者の受け入れについて         |     |
| 散 会 .....               | 8 2 |

○3月7日（第3日）

|                                                          |     |
|----------------------------------------------------------|-----|
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                     | 8 3 |
| 出欠席議員氏名 .....                                            | 8 3 |
| 出席事務局職員 .....                                            | 8 3 |
| 出席説明員氏名 .....                                            | 8 3 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                        | 8 4 |
| 議案付託表 .....                                              | 8 5 |
| 開 議 .....                                                | 8 8 |
| 議案第 6 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....                      | 8 8 |
| (質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                       |     |
| 議案第 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例<br>の制定について ..... | 8 8 |
| (質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                       |     |
| 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について .....               | 8 9 |
| (総括質疑・委員会付託)                                             |     |
| 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について .....                      | 8 9 |
| (総括質疑・委員会付託)                                             |     |
| 議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について .....                         | 8 9 |
| (総括質疑・委員会付託)                                             |     |

|                                                                              |       |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第 1 1 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について<br>.....                            | 8 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 2 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について …                                    | 8 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 3 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について .....                                       | 8 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 4 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について .....                                        | 8 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 5 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について .....                                   | 8 9   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 6 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め<br>る条例の一部改正について .....              | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 7 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について .....                                        | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 8 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                                          | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 1 9 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道<br>技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について ..... | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 0 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について .....                                   | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号) .....                                | 9 0   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度さつま町一般会計予算 .....                                          | 9 1   |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 .....                                  | 1 0 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 .....                                   | 1 0 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 .....                                    | 1 0 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 .....                                  | 1 0 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度さつま町上水道事業会計予算 .....                                       | 1 0 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                                 |       |
| 散 会 .....                                                                    | 1 0 5 |
| ○ 3 月 2 6 日 (第 4 日)                                                          |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                                         | 1 0 7 |
| 出欠席議員氏名 .....                                                                | 1 0 7 |

|                                                                             |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
| 出席事務局職員 .....                                                               | 1 0 7 |
| 出席説明員氏名 .....                                                               | 1 0 7 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                                           | 1 0 8 |
| 開 議 .....                                                                   | 1 0 9 |
| 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について .....<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)              | 1 0 9 |
| 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について .....                                         | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 10 号 さつま町課設置条例等の一部改正について .....                                          | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 11 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について<br>.....                            | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 12 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について ...                                  | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 13 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について .....                                       | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 14 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について .....                                        | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 15 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について .....                                   | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 16 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め<br>る条例の一部改正について .....              | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 17 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について .....                                        | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 18 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                                          | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 19 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道<br>技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について ..... | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 20 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について .....                                   | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 21 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号) .....                                 | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 22 号 平成 31 年度さつま町一般会計予算 .....                                           | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 23 号 平成 31 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 .....                                   | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 24 号 平成 31 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 .....                                    | 1 0 9 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                            |       |
| 議案第 25 号 平成 31 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 .....                                     | 1 0 9 |

|                                                         |     |
|---------------------------------------------------------|-----|
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                        |     |
| 議案第 26 号 平成 31 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算                     | 109 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                        |     |
| 議案第 27 号 平成 31 年度さつま町上水道事業会計予算                          | 109 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                        |     |
| 議案第 31 号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について        | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 32 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)                   | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 33 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)           | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 34 号 平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)            | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 35 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)             | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 36 号 平成 30 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)           | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 議案第 37 号 平成 31 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)                   | 120 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                               |     |
| 報告第 1 号 平成 30 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 3 号) について | 130 |
| (質疑)                                                    |     |
| 報告第 2 号 平成 31 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について              | 130 |
| (質疑)                                                    |     |
| 議員派遣の件                                                  | 130 |
| (決定)                                                    |     |
| 閉会中の継続調査について                                            | 130 |
| (決定)                                                    |     |
| 閉 会                                                     | 131 |



平成31年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成31年2月27日



平成31年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成31年2月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 上 圀 一 行 議員 | 2番  | 上久保 澄 雄 議員 |
| 3番  | 三 浦 広 幸 議員 | 4番  | 柏 木 幸 平 議員 |
| 5番  | 米 丸 文 武 議員 | 6番  | 田 野 光 彦 議員 |
| 7番  | 舟 倉 武 則 議員 | 8番  | 岩 元 涼 一 議員 |
| 9番  | 朝 倉 満 男 議員 | 10番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 11番 | 新 改 幸 一 議員 | 12番 | 宮之脇 尚 美 議員 |
| 13番 | 川 口 憲 男 議員 | 14番 | 森 山 大 議員   |
| 15番 | 新 改 秀 作 議員 | 16番 | 平八重 光 輝 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 福 田 澄 孝 君 | 局長補佐兼議事係長 | 萩木場 一 水 君 |
| 議 事 係 主 査 | 竹 下 和 男 君 |           |           |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長      | 日 高 政 勝 君 | 副 町 長    | 上 野 俊 市 君 |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 崎 野 裕 二 君 |
| 企画財政課長   | 押 川 吉 伸 君 | 財産管理課長   | 原 田 剛 志 君 |
| 税 務 課 長  | 下 田 良 二 君 | 町民環境課長   | 丸 田 忠 君   |
| 保健福祉課長   | 櫻 伸 一 君   | 高齢者支援課長  | 岩 元 義 治 君 |
| 子ども支援課長  | 鍛冶屋 勇 二 君 | 農 政 課 長  | 四 位 良 和 君 |
| 商工観光PR課長 | 羽 有 郁 夫 君 | ふるさと振興課長 | 市 來 浩 二 君 |
| 建 設 課 長  | 小永田 浩 君   | 水 道 課 長  | 三 角 芳 文 君 |
| 教育総務課長   | 角 茂 樹 君   | 社会教育課長   | 三 腰 善 行 君 |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第 5 号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 議案第 6 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について
- 第10 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について
- 第11 議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第12 議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第15 議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
- 第16 議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について
- 第17 議案第16号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第18 議案第17号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第19 議案第18号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第20 議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第20号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第22 議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第23 議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算
- 第24 議案第23号 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第24号 平成31年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成31年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成31年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算
- 第29 議案第28号 町道路線の廃止又は認定について
- 第30 議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第31 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第32 報告第 1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について
- 第33 報告第 2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成31年第1回さつま町議会定例会を開会します。  
農業委員会会長から、定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

---

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、柏木幸平議員及び5番、米丸文武議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの28日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの28日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。  
平成31年2月21日、鹿児島県町村議会議長会の第70回定期総会が奄美市において開催されました。総会では、会長挨拶、来賓祝辞のあと、鹿児島県町村議会議長会表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。その後、平成29年度決算、平成31年度事業計画案及び予算案が提案され、審議の結果、全会一致で承認並びに可決されました。  
さらに、住民の代表機関であり、町村の最終意思決定を担う議会としても、その責任を深く自覚するとともに、時代の変革に的確に対応しながら、地方創生のさらなる推進を初めとする10項目の事項について、総力を結集して実現を期するための決議がなされました。  
なお、全国町村議会議長会表彰では、議員として15年以上在職されております新改秀作副議長、岩元涼一議員、新改幸一議員の3人が永年勤続者として受賞されましたので、本日の議会終了後に伝達を予定しております。  
次に、監査委員からの例月出納検査報告及び財政支援団体等の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしております。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

#### △日程第4「行政報告」

##### ○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

##### ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございますが、この中で1月27日の鶴田ダム再開発事業完成記念式典に関する事項、2月5日の福岡大同青果市場でのトップセールス、2月6日の国土交通省九州地方整備局要望活動について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、1月27日に開催されました鶴田ダム再開発事業完成記念式典についてであります。

平成18年7月に県北部豪雨災害を受けまして、これまでダム再開発事業が進められてまいりましたが、このたび完成の運びとなり、完成式典並びに祝う会が盛大に開催をされました。

式典の当日におきましては、国土交通省から工藤国土交通大臣政務官を初め、伊勢田九州地方整備局長、歴代の川内川河川事務所長、鶴田ダムの管理事務所長ほか、国土交通省の関係職員、地元選出国會議員や三反園鹿児島県知事、関係県議會議員、流域の首長など、関係者約200名の参加のもとに実施をされたところでございます。

鶴田ダムの再開発事業によりまして、治水効果を備えたダムとして生まれ変わり、新たな運用管理のもと、既に完成をいたしました河川激特事業にあわせまして、平成18年7月と同規模の洪水が発生した場合でも、宮之城水位観測所において、水害前よりも約3メートルの水位低下が図られ、外水からの治水の安全度の発現効果が確認をされたところでございます。

なお、今後の鶴田ダムの関係につきましては、けさの南日本新聞にも掲載をされておりましたけれども、国土交通省が新たな橋とか、あるいはダムを活用して観光の誘客を図りたいというような、新たな事業がされております。いわゆるインフラツーリズムということで、2019年の全国5カ所程度をモデル地区として選定をしたいというようなことでございます。

ダムとあわせまして、温泉とか史跡、あるいはグルメなどを組み合わせまして、魅力的なツアー開発の社会実験もしていきたいというようなことでございまして、けさほど早速、竹下ダム所長さんのほうには、モデル地区として、5カ所の中に選定をしていただきたいということを申し出いたしたところでございます。

次に、2月5日、福岡市の福岡大同青果市場で行いました、さつま町農産物のトップセールスについてであります。

この日は、早朝の競り開始前に、市場に来ている多くの仲卸業者の方々に集まっていたきまして、本町のさつま新ごぼうを中心に、キンカン、トマト、イチゴなど、おいしく安全な農産物を直接紹介してまいったところでございます。

特に、さつまの新ごぼうの福岡での取引は長く、卸売業者におかれましては、春を呼ぶ食材として定着をしておるようございまして、競り開始前から既に取引が終了しているような人気ぶりでした。

その後、社長以下、市場の幹部の皆様方との意見交換会も行いまして、市場からの新ごぼうについては、福岡市内でもお客さんがついていっているようなことでございますので、搬入量が不足しているような現状であると。今後も安定的に量を送ってもらいたいというような要望も受け

たところでございます。

町としましては、JA北さつまと連携をいたしまして、市場の分散出荷から要望の高い市場のほうへ集中出荷することがいいのではないかとということで、今、検討も進めておるところでございます。

今後、水田の里芋の増産についても力を入れていくということにしておりますので、高値での販売取引をできるような形でお願いをしてまいったところでございます。今後も関係機関と協力をし合いながら、農家の収入が少しでも増える取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後に、2月6日に実施いたしました、河川、公園、道路に係る国土交通省の九州地方整備局の要望活動についてであります。

要望先につきましては、川崎九州地方整備局の副局長を初めとしまして、井浦建政部長、竹島河川部長、鈴木企画調整官、甲斐地域道路調整官で、直接面談の形で要望をいたしたところであります。

まず、河川関係におきましては、本町における川内川水系かわまちづくり計画について、既に川原地区については、事業の着手がされておりますけれども、引き続き、蜷を観光資源とする神子地区の環境整備、そして宮之城温泉街と一体となった湯田地区の環境整備についてお願いをいたしましたところであります。

また、県立北薩広域公園については、歴史ゾーンの早期完成について要望を行いました。

また、道路関係につきましては、今進めております北薩空港幹線道路の整備促進期成会におきまして、まだ事業化されていない2区間、特に広瀬道路から泊野道路までの早期事業化について、強くお願いをいたしてまいったところでございます。

最後に、大鶴湖周辺整備については、1つ目に、伊佐市の曾木地区と鶴田ダム地区の各観光資源等をめぐる回遊性の向上ということでございます。

それともう一つは、大鶴湖の湖面活用に配慮しました整備の推進としまして、特にヘラブナ岬の公園をイベントや駐車場として利用できる形での跡地の整備、3つ目は、県道鶴田大口線の改良整備のための事業費確保について要望をいたしたところでございます。

以上で町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第4号 さつま町デジタル防災行政無線  
整備工事請負変更契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第4号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第4号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、さつま町デジタル防災行政無線整備工事について請負変更契約を締結するため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

おはようございます。それでは、「議案第4号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

先ほど未加入世帯、外国人世帯、そういうところで1,300戸ぐらいが未設置というか、そういうことだったんですが、これについては公民会未加入のところについても100%設置できるように、半強制的につけていただくというようなことじゃできないのか。防災無線ですので、本人たちが、いや、要らないという形で言われても、生命にかかわることとかあった場合には、設置していたほうがいいのではないかなと思うんですが。

○総務課長（崎野 裕二君）

御指摘のとおりだというふうに感じてはいるところでございます。100%強制力というのがございませので、皆様に御理解いただきながら設置を進めてきたところであります。1,300戸の中には、大きくはアパートとか借家住まいでしょうか、借家といいますか、そういったところのウエイトが少し大きいのかなという気がしておりますので、こういったところはオーナー様に直接相談をしながら、そういったところの借家等にできるだけ100%設置をさせていただきたい旨のお願いをしながら、進めていきたいとも思っておりますし、公民会未加入の世帯の方々につきましても、丁寧な説明をしながら、できるだけ理解を求めて設置をしていきたいと思っております。目指すところは100%でありますけれども、いろんなパターンがあると思いますので、できるだけ100%を目指して、後年度に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございせんか。

○田野 光彦議員

公民会に加入されていない方がいらっしゃるわけですが、これは例えば公民会に加入するように、ほかの面から、ほかの面からというのは、総務課担当なのかどうか判りませんが、そういう進め方をやる必要があるんじゃないのかなというふうに思っています。

実際、年寄りの方がいて、そのまた老老介護の方もいらっしゃるわけですが、そこでは公民会の会費の問題もあって加入されていないと。そういった場合は、どこの課がそういうふうに公民会に加入されるようにするのか。そのほかにもアパートなんかに入居されている方は、公民会に入っていない方もいらっしゃるわけですが、それをどういうふうに進めていくのか。それとの関連もあるんじゃないのかなというふうに思っております。

それで、実際のデジタル防災行政無線整備は、総務課としては、大体いつごろ終了する予定なのか、その辺を説明いただきたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

公民会未加入世帯の関係につきましては、いつも頭を悩ませている問題として受けとめている

ところでございます。こちら強制力がございませんで、協力を求めていく以外にないわけですが、転入者等につきましては、窓口で公民会加入についてのチラシ等を配布して、加入に向けた取り組みをお願いしているところでございます。

現に未加入で、ずっとそのまま継続して未加入の世帯につきましては、その後、周辺の方々と御理解いただいて、協議をしていただく以外にはないわけですが、そういったことで取り組みは、公民会長さん方とも連絡をとりながら進めているところでございます。

目標年度といいますか、ついてでありますけれども、毎年、転入世帯等がありますので、ずっと転入世帯、新しい世帯を追って整備していく形になりますので、なかなか100%というのは難しいのかもしれませんが、そういったところにもきちんと説明して、設置をして進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○岸良 光廣議員

先ほどの岩元議員からの質問もあったんですけど、これは見てみると、屋地、虎居が一番多いんですね。特に7割を下回っているところが屋地公民会で14公民会のうち8公民会、虎居公民会で14分の5、中には50%を下回って、見てみると山崎地区では、一番低いのが山崎中で38.7%、屋地区でも5割を切っているところがあるんですよ。これが行政として、そういう公民会にどのような説明をして、設置をしてもらうように働きかけているのか。

これは見てみると、世帯数が少ないといえればそれまでなんですけど、屋地、虎居を除いた、例えばほかの地区なんかについては、ほとんどが7割を上回って、8割、9割なんですね。

今後の取り組みについて、まず7割を下回っている公民会等に重点的に加入をしてもらう。そういう動きをしなきゃならんと思うんですが、その辺について、今後どのようにされるのか、お答えください。

○総務課長（崎野 裕二君）

一般的な設置率で、ただいま御指摘のとおり、低いところは、恐らく借家、アパート等が多いところというふうな受けとめているところでございます。ですので、そういったオーナー様にできるだけ協力をいただくような形で話を進めていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○岸良 光廣議員

確かに屋地、虎居はアパートが多いと思うんだけど、それとは限らずに、山崎地区とか、それ以外でも極端に低いところがあるんですよ。そういうところは今の回答に当てはまらないと思いますよ。その辺は簡単に、一般の住宅が多いから難しいんだということでは片づけられないと思うんですが、そこをもう一回、教えてください。

○総務課長（崎野 裕二君）

そういった特別な事情はなくて、低いところにつきましては、少し分析をしていきたいと思えます。どういった、公民会長さんを含めた周辺のエリア内の協力体制ができていたのかどうか。そういったところまで含めて、地域内の協議体制が整えられているのか。そういったところも含めて、少し分析をしていきたいと思えます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○宮之脇尚美議員

関連してであります、今回の戸別受信機の設置に当たっては、ニシム電子さんから下請をされた地元のそういう業者の方が設置をされたというふうに思っておりますが、聞くところによりますと、電話を一本して不在であって、あるいは電話は二、三回したけれども、電話が出なかったと。

ただ実態を見てみますと、私の周りも、以前から住居を構えて、もともと実家がそこである方で、実際住んでいらっしゃる。たまたま病院とか、あるいは外出をされていらっしゃる方もおられるようではありますが、そういう方がほとんどじゃないかと思うんですね、田舎の場合は。

その連絡がとれないということ、ニシム電子さんが直接伺い、うちにも見えられたんですが、そういうところの取り扱いというのが、全く行政が、受けられた業者の方の責任というのも、当然あるんでしょうけれども、そういう打ち合わせをしながら、再度また行政で放送でもお願いをすると。公民会長にお願いをするというような手だてもなかったわけですね。そういうところが設置の低い数値におさまっているんじゃないかというようなふうに私は理解いたしております。

あわせて、地元の業者が設置をされるときにお伺いしたんですが、実際、ニシム電子さんが電波調査をされて、そのエリアの中で、当然屋内だけの受信タイプなんていうのは、直接の受信機のアンテナへ受信ができるというようなふうな説明を地元の業者も受けたところが、ほとんど屋外でないととれないということで、非常に手間取っているという意見もありました。

そういうところの打ち合わせというのは、どのようにされたのか。防災無線というのは、非常に大事な設備でありますから、そこら辺は行政がどういう形で認識をされて設置をされたのか。

これについては電波法の改正もあって、早急にしなければならないということもありましたんで、それは理解をするわけではありますが、周知が足りなかったというのは、これは行政の責任ではないかと思うんですけれども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

#### ○総務課長（崎野 裕二君）

地域の方々に十分な周知等が足りていなかったというような御指摘でございます。業者の皆様とは連携をとりながら進めてきたつもりであります、今御指摘のとおり、1回電話したとか、訪問したけれども、留守だったというようなことで、なかなか設置が進まなかったということなことも伺っておりますし、そういったところでは打ち合わせをしながら、連絡をいただいて、その都度、必ず事前の電話、連絡をやってからの取り付けにしてください、工事にしてくださいというようなことで進めてきたつもりであります、その辺は反省すべきところだというふうには理解しているところでございます。

今後につきまして、残された部分につきまして、もう一度、公民会内、あるいは公民会未加入者世帯等を整理、分析しながら、こういったスタイルだったのか、あるいは基本的なダイポールアンテナですか、アンテナも設置するつもりで、機械もそれだけは、想定した数だけは準備しておりますので、今後、屋内で電波、届いているはずなんですけれども、屋内で試験的にはオーケーだったけれども、その後、経過を経て、無線が入りにくくなったとかいう事例も出てきておりますので、そういったところはまた、その都度アンテナを設置するなり、取り組みを進めていきたいと思っておりますし、一時的な検査をして設置をして、そこでテストでオーケーであれば、そういったところでオーケーということで、設置済みということに捉えているわけなんですけれども、1年間を通じて、例えば電波は、いいときと悪いときがあるようでありますので、電波の弱いときも、都合の悪いときも100%受信できるような体制にならないといけませんので、そういったところには、今後、そのアンテナを追加という工事も考えているところであります。

#### ○宮之脇尚美議員

非常に住民にそういう災害等における情報の伝達とか、あるいは国からのそういう緊急放送というのものもあるわけですが、そういうところを踏まえて、もう一度、そこら辺の未設置のところの未加入者の対応については、再度検討されて、早急に設置ができるような手法というのをとっていただきたいと。これは強く指摘をしておきたいと思います。ぜひ、それらについては早急に手だてをお願いしたいというようなふうに思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございせんか。

○新改 幸一議員

ニシム電子の下請で、地元の皆さん方が一生懸命頑張って設置されたという説明でございますけれども、設置率を上げるために、今後も努力をされるという御説明なんです、今までの流れの中でトラブル、結局、下請の業者の皆さん方が各戸に入られて、家の中に入っていられる。測定をされる。そういう流れで仕事をされていらっしゃると思うんですが、人間、いろいろ感情的なもの、家の中のそういう、自分の家の中を見てもらったときに、世帯の中で業者の方の言われた言葉と、そういう世帯主との押し問答で感情的になられて、うちは取り付けなくてよいなんていう、その流れと、そういうトラブルというものはなかったものか。そこあたりのケースというのは全然ないものか。どんなものなんでしょう。

○総務課長（崎野 裕二君）

設置に当たりましてのトラブルといいますと、電気工事店、工事をされる方が電話されていたのかもしれませんが、何も連絡せずに来たというようなことは、何回か聞いております。

そういった点につきましては、その都度、事前に了解を得てから行ってくださいというようなことは、繰り返し、それぞれの事業者に求めてきたつもりで、指摘をしてきたつもりでございます。それ以上のことを私が把握しているところではございません。そういった直接訪問のタイミングの問題でトラブルがあったことは伺っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負変

更契約の締結について」は可決されました。

---

**△日程第6「議案第5号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」**

**○議長（平八重光輝議員）**

次は、日程第6「議案第5号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

**○町長（日高 政勝君）**

「議案第5号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これは、災害対策費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億356万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億6,431万1,000円とするものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

**○企画財政課長（押川 吉伸君）**

それでは、「議案第5号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

**○議長（平八重光輝議員）**

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○宮之脇尚美議員**

今回の年割額の補正の関係であります。大分補正前からいたしますと、大きな額になっておるようでございます。4億円からの減額ということになります。これは予定でも少額で済んだということについては、これは評価するわけではありますが、この4億円の主な減額になった理由というのは何なのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

**○総務課長（崎野 裕二君）**

当初設定との差額の大きな要因ということでございますけれども、入札、落札率の結果のみでございまして。設計よりも70%程度で落札ということになりましたので、それをそのまま継続費、3年間の継続費ということでしたので、最終年度までローリングしてまいりましたけれども、当時の差額をそのまま今回補正減ということでございます。

**○宮之脇尚美議員**

それにしても非常に機器類については高額な機器類が多いわけではありますが、4億円からの減額というのは、非常に大きな減額になっているというふうなふうに思うところであります。

これについては、以前、私も若干質問はしたことがあったと思うんですが、例えば、従来ありました各地域の雨量計とか、風速計はつけてなかったわけですけども、主には河川の水位計とか、ほかのところについては風速計、あるいは温度計等もつけてあるようではありますが、そこら辺の考え方というのは、今後、どのようなふうになされていくのか、お尋ねをいたします。

**○総務課長（崎野 裕二君）**

雨量計等の設置につきましては、何回か御指摘いただきましたし、その都度、研究も進めてきたところでございますけれども、防災行政無線との一体化の製品の中で、少し価格的に割高と

というようなことを感じてまいりました。

今後、まだこれから話でありますけれども、W i - F i とか光ファイバーを設置したあとの、いろんなまだ商品があるということも聞いておりますので、そういった、もう少し視野を広げて、安価なものがあれば、そういったものに着手したほうがいいのではないかと考えてまして、光ファイバー等の設置が済んだ後に、そういった製品がまた出回しまして、安くなれば、そういったものに取り組みながら進めていければというふうに考えているところでございまして、後年度で設置したいというふうに感じているところでございます。

#### ○宮之脇尚美議員

後年度に設置をするということで、町のほうでも光ファイバーの関係については、設置に前向きになっていらっしゃるようでありますから、これについてはぜひ期待をしたいと思います。

その折に、私もかつて経験したことがあったんですが、住民の避難勧告、あるいは避難指示、これについては雨量計、水位計等が非常に参考になって、いわゆる気象庁の情報とか、あるいは河川事務所、あるいは県下の情報等もあったわけでありましたが、独自で早く決断ができるということもあります。

住民の安全・安心の確保というのは、いち早くやったほうが生命・財産の確保にもつながるといようなことになるかと思えますので、ぜひ、そこらについては、そういう光ファイバーを設置をされた時点で、早急に手だてをしていただきたいというふうなふうに、これは要請をいたしておきたいと思えます。

#### ○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第7「議案第6号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第8「議案第7号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について」、日程第9「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」、日程第10「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」、日程第11「議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第12「議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、日程第14「議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第15「議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、日程第16「議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」、日程第17「議案第16号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第18「議案第17号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第19「議案第18号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第20「議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第21「議案第20号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第22「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第23「議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算」、日程第24「議案第23号 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第24号 平成31年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第26「議案第25号 平成31年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第27「議案第26号 平成31年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第28「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第6号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」から、日程第28「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」まで、以上の議案22件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成31年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成31年3月議会定例会が開催され、平成31年度予算並びにその他の諸議案を御審議いた

だくに当たり、これまでの町政運営と予算の概要を御説明申し上げます。

町政をあずかりましてから、3期目の半ばを迎えますが、これまで取り組んでまいりましたマニフェストの各種項目は、おおむね順調に推移していると考えております。ただ、新たな課題にも直面していると思っておりますので、こうした課題にも積極的に対応するマニフェストを掲げ、決断と実行、リーダーシップを発揮しながら、引き続き町民の皆様が夢と希望の持てる元気なまちの実現に、全身全霊を傾注して取り組んでまいり所存であります。

世界経済は近年、リスクを抱えながらも緩やかな成長傾向にあるとされておりましたが、今後の米中貿易摩擦の動向によっては予断を許さない状況にあると感じております。我が国経済もアベノミクスによる3本の矢政策から、目標数値には届かないまでも一定の成果を上げ、成長軌道に乗ったとされているところであります。

国の経済が景気回復基調にある一方で、地方経済への波及効果は同じ歩調で迎えられているとは言いがたく、少子高齢化からくる人手不足など、中小企業や地域経済を支える根幹部分で回復力が低迷せざるを得ず、楽観視できない状況にあります。

少子高齢化と人口減少時代、持続可能な社会保障制度の確立、TPPやEPAを中心とする国際的貿易環境の新たな枠組み、AI、IoT、5Gなどからなる新たな産業革命、安全保障問題、各種の防災対応など、我が国も大きな課題にも直面しているところであり、安全で安心できる社会の実現にますます期待が高まるところであります。

昨年、鹿児島県内は西郷どんや明治維新150周年に湧いた1年でありました。特にさつま町では、いろいろな分野で日本一や全国レベルでの顕著な活躍をされた事例が多く報告され、大いにわくわくした1年だったと感じております。引き続き、こうした町民の皆様の取り組みがさつま町への追い風となることを願っております。

ことは、5月から年号が変わることが決まっております、新しい時代の到来に期待を寄せる思いであります。行政運営としましても、刻々と変化する環境と時代の要請を的確に捉えながら、スムーズな対応に心がけて臨みたいと考えております。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について、第2次総合振興計画の項目に沿った形で施政方針を申し上げます。

まず、『ひと』ふれあうさつまを目指して、第1に、「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

少子化や核家族化が急速に進行する中で、妊娠、出産、育児に関する不安や成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、母子保健や子育て支援に関する各種サービス等を適切に提供していくことが求められております。

このため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、昨年度設置しました「子育て世代包括支援センター」による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

具体的には、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1カ月など産後間もない時期に、産婦健診を新たに実施するとともに、産後の健康教室も実施してまいります。

昨年4月に開設しました「宮之城出張助産所」については、多くの予約に早期に対応していくために、開設日数を増やすなど受け入れ体制を強化してまいります。

子育てに関するお知らせについては、スマートフォンのコミュニケーションアプリLINEを活用し、町ホームページに掲載する子育て支援制度や健診日程等を確認できるシステムを構築してまいります。

風疹の予防接種については、妊娠初期の妊婦の方が感染すると、「先天性風疹症候群」のリスクが高まることから、対象年齢を18歳以上に見直してまいります。

また、子供の季節性インフルエンザの重症化を防止するため、生後6カ月から小学生までと受験対象の中学校3年生、高校3年生に対する予防接種の助成を新たに実施してまいります。

昨年12月から開始しました中学校のフッ化物洗口事業については、再編される新たな中学校においても実施してまいります。

親子教室の回数を増やすとともに、発達に偏りがある子供を早期に見極め、支援に努めてまいります。

就学後に、さらに発達が気になる子供の支援については、新たな「子供・子育て応援大使」を委嘱し、さまざまな相談に対して、より専門的にアドバイスしていく体制を構築してまいります。

教育の推進については、「町教育振興基本計画」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ってまいります。

学校施設については、全小中学校への空調設備の設置を行い、快適な学習環境づくりと、児童生徒が安全で安心して学べる安全対策に努めてまいりますとともに、小・中学校の次期学習指導要領改訂を踏まえた対策を進めてまいります。

また、4中学校の再編により、本年度からスタートする新宮之城中学校については、学校再編のメリットを十分に発揮できるよう努力してまいります。

学校規模の適正化については、流水小学校及び鶴田小学校の学校再編へ向けた具体的準備として、ソフト・ハード両面からの取り組みに着手いたしますとともに、第2次学校再編計画の推進に引き続き取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。教職員研修の充実に努め、基礎学力の定着と活用力の向上を図り、児童生徒一人一人が夢や目標に向かってたくましく生き抜く力としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めてまいります。

また、近年の情報化の進展やグローバル化社会へのニーズを踏まえ、ICTを活用した情報教育の充実や英語力の向上を図ってまいります。

そのため、学校と家庭の連携をさらに深め、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進を図り、学習の基盤となる基本的な生活習慣やよりよい学習習慣づくりを進めてまいります。

さらに、地域人材や自然・産業・伝統・文化を生かした教育活動により、ふるさとさつまのよさや、郷土愛豊かな児童生徒の育成を図るため、「さつまカルタ」や「さつま検定」を活用し、「さつま学」等の推進に努めてまいります。

学校給食については、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の推進を図るとともに、地元産の農畜産物や加工品を活用した「交流給食」も実施し、「安心・安全」で、なおかつ「おいしい給食」の提供に努めてまいります。

また、安心して子育てができる環境整備充実のため実施した学校給食費助成については、本年度も継続し保護者の経済的負担軽減に努めてまいります。

あわせて、中学校の再編に伴い鶴田・薩摩センターの給食数が減少することから、2020年度を目途とした両センターの統合に向けた協議を進めてまいります。

第2に、「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

超高齢社会を迎えている今日、高齢者の皆さんが可能な限り、住みなれた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築が求められている中、地域住民や地域のさまざまな主体が「我が事」として地域づくりに参画し、支え合い・助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の推進に取り組んでまいります。

特に地域での見守り活動や地域サロンでのふれあい交流、ポイント事業における自らの介護予防活動など、高齢者の皆さんが日常生活を生き生きと暮らしていける各種支援策の推進に努めます。

また、高齢者のひとり暮らしや認知症の増加、知的障害及び精神障害等により日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、安心して暮らせる環境を整備する必要があるため「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を進めるとともに、権利擁護センターの設立に向けた検討を関係機関と連携して進めてまいります。

次に、障害者福祉であります。障害のある人が、住みなれた地域で、年齢や障害の種別にかかわらず、生き生きと暮らすことができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に努めてまいります。

町民の健康づくりの維持増進については、「第2次健康さつま21」を基本に、健康さつまポイント事業・ころばん体操の推進など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援します。また、自殺対策基本法に基づく「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町」づくりに努めてまいります。

地域医療の整備については、これまでの各種支援事業を継続しつつ、今後とも県や鹿児島大学病院と連携を深めながら医師確保に努めてまいります。

第3に、「ともに認めあい、支えあうまち」であります。

同和問題を初め、障害者、女性、子供、高齢者など、あらゆる多様性を認め支え合い、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

中種子町と青森県鶴田町との友好交流協定や「西郷菊次郎」と縁のある龍郷町を初めとする5自治体による友好交流宣言に基づき、教育・文化・経済・観光などの交流を通じ、お互いの歴史・風土や地域性を理解し合い、さらなる地域の活性化につなげてまいります。

第4に、「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

防災行政無線施設整備については、昨年度までで工期を終えておりますが、未設置世帯については、全世帯への配置を目標に取り組みを進め、防災情報や行政情報の迅速・的確な提供に努めてまいります。

交通・防犯対策については、小中学校の統廃合による通学路の変更箇所を配慮しながら、交通安全施設の整備や防犯灯の整備を行うほか、重要交差点等を中心に防犯カメラの年次的な設置を進め、関係機関と連携した安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

消費者問題については、ますます複雑多様化しており、悪質・巧妙な手口によりいつの間にか被害者となってしまふなど、町民の生活に重大な影響を及ぼしております。

町民一人一人をしっかりと守るため、消費生活相談をより充実としたものとするとともに、高齢者を対象とした出前講座や小学生から始める消費者教育・成年を間近に控えた若年層への啓発を実施することで、消費者としての自覚を意識させる社会を形成していくよう、消費者行政の一層の強化を図ってまいります。

消防の関係では、町民に対する防火意識の普及啓発活動など予防消防に積極的に努めるとともに、常備消防における消防・防災機能の維持・向上を図るために、更新計画に基づく消防ポンプ自動車の更新並びに必要な消防用資機材等の整備に努めてまいります。

また、非常備消防については、少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員数の維持が困難

になっていることから、新たな団員の確保に努めながら分団の組織再編や定員等の見直しについても検討をしております。あわせて、消防団施設及び資機材等の年次的な更新を行い、消防団活動の一層の充実強化を図っております。

救急業務は、救命効果を高めるため、町民への応急手当の普及啓発を継続して推進するとともに、救急業務における医療行為の処置拡大に対応できる救急救命士の養成並びに救急隊員の資質向上に努めてまいります。

次に、『まち』にぎわうさつまを目指して、第1に「価値ある資源が活かされるまち」であります。

豊富な農林産物資源を活用し、さつま町ならではの產品の高付加価値化や、本町における生活や産業基盤を支えてきた農林業が、将来にわたり夢と希望を持てる産業として発展するよう積極的に取り組みます。

また、町内の農林業関係機関・団体と共有認識を持ち、「農業中核都市の創造」を目指しながら、本町の基幹産業である農業の振興を図ります。

水田農業対策については、引き続き国の「経営所得安定対策」制度の利用促進を図っております。

本町は、水田の多くが米を主とした産地ですが、うまい米づくりを進める一方で、高齢者でもつくりやすく、水田に適した初期投資経費の少ない米にかわる重点品目を推奨し、取り組みを強化いたします。

「中山間地域等直接支払制度」については、第4期対策として引き続き当制度を有効活用し、農業生産の維持を通じて多面的な機能の確保と地域の活性化が図られるよう支援しております。

農業従事者の7割が高齢者である今日、会社勤めの定年前の町民等に着目し、「定年帰農」を促す取り組みを進め、農業従事者数の増加を目指しております。あわせて、スマート農業の調査・研究を行い、農業労力軽減を図る取り組みも進めてまいります。

また、認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手の育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行っております。

収穫した農林産物の有効活用を図り、6次産業化の推進による農家収入の増大を図る目的で、新たに「6次産業化推進事業費」を創設いたします。

本町のすぐれた農林産物については、産地としての維持・拡大を図りつつ、新技術の導入などによる生産性の向上と農家収入を図る取り組みを進めてまいります。また、接遇研修や販売力向上研修会の実施などにより、農産物直売所の活性化や農産物加工の流通及び販売等の支援に努めてまいります。

本年は、「第6回九州かあちゃんサミット」をさつま町で開催し、九州管内の農産物加工業者と意見交換を重ね、販売力の強化や情報発信に努めてまいります。

畜産は、本町の重要な基幹作目であります。規模拡大を目指す若手畜産農家の育成については、畜産クラスター事業や、畜産基盤再編総合整備事業の導入など、引き続き生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

また、肉用牛については、高齢で少頭飼養農家が多いのが特徴であり、高齢畜産農家には、1年でも長く飼養をしていただくため、「優良雌牛保留導入対策事業補助」の増額を図り、飼養意欲を高めてまいります。

中でも、「薩摩中央家畜市場」の子牛取引価格が全国トップクラスを維持していることから、今後におきましても、引き続き産地を守り抜く取り組みを進めてまいります。

国内で豚コレラ対策が拡大しつつありますので、関係機関や養豚農家と連携し、家畜防疫対策

に努めてまいります。

鳥獣被害対策の基本は、農家の生産意欲の維持にあります。寄せつけない対策、侵入を防止する対策、個体数を減らす対策をバランスよく取り組んでまいります。

猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携して、対象鳥獣の捕獲や追い払い等を行うほか、防護柵の設置、先進地研修会を行うなど、鳥獣被害対策の方法が正しく理解されるよう周知・啓発してまいります。

また、国・県の事業を活用して、被害防止計画に基づく対策を進めてまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営の新規事業として、県内でも最初の取り組みとなる農地中間管理機構関連農地整備事業と水利施設等保全高度化事業を柘野地区で実施するほか、7事業で10地区を、団体営では農業基盤整備促進事業を2地区実施してまいります。

次に、林業関係であります。本年4月から森林経営管理法が施行されることにより、森林・林業に対する情勢が大きな転機を迎えることになります。法に基づき経営管理権の設定や森林環境譲与税の活用など、必要な措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るとともに、再造林を推進し、森林資源の循環利用を図り、地球温暖化防止、国土保全や水源の涵養など、公益的機能の維持・継続に努めてまいります。

また、「さつまだけのこ」一大産地化を図るため、竹林改良や管理路開設など、よりよい支援を通じまして、産地づくりを進めてまいります。

次に、商工業振興については、昨年から実施しているマイキープラットフォームを活用しました地域経済応援ポイントの取り組みの推進、同じく昨年第1回の「まちゼミ」が開催され成功をおさめ、商店主の意識の改革が感じられるところであり、さらに商店街の活性化につなげるため、第2回の「まちゼミ」開催へ向けて商工会と連携して取り組んでまいります。

次に、10月の消費税率10%への引き上げに伴う経済対策についても適切に対応してまいります。特にキャッシュレス決済については、インバウンド対策にもつながることから商工会と連携して取り組んでまいります。

次に、観光振興については、インバウンド・在住外国人への対応策として、多言語対応情報発信ツールの導入を図ってまいります。また、国指定史跡に向けた宗功寺公園の周辺整備に取り組んでまいります。

また、「観光未来研究室」を開設し、官民協働で策定された「観光未来計画」を確実に実践するためのフローアッププロジェクトとして、受け入れ体制の整備、組織づくり、人材育成を進めてまいります。

地域の拠点施設とスポーツ合宿を基本とした簡易宿泊所の複合施設として整備した「うましき里きららの楽校」については、指定管理者と連携し、所期の目的達成に努めてまいります。

伊佐市と連携して設立したDMO組織「株式会社やさしいまち」については、地方創生推進交付金の最終年度となることから、持続可能な事業展開等についての支援や協議を進めてまいります。

次に、地方創生を担う就業の場と労働者の確保を図るため、引き続きトップセールスに力を入れ、企業訪問などを実施しながら、企業の情勢や雇用状況を収集し、企業立地促進補助金の見直しも行って、積極的な雇用創出に努めてまいります。また、今後ますます増加する外国人労働者に対しても、雇用対策・定住対策の一環として企業と情報交換を行いながら、生活環境への対策など取り組んでいく所存であります。

人口減対策としての移住・定住促進対策については、引き続き住宅の取得、賃貸等への補助、移住体験ハウスを活用したさつま暮らし体験ツアー等に取り組んでまいります。また、ふるさと

回帰支援センターや県が開催する各種移住・定住セミナーに積極的に参加し、移住・定住情報の発信強化に努めるとともに、町内の空き家の活用にも努めてまいります。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の出発点であるとの認識のもと、家庭教育やPTA活動の充実を図るため、家庭教育支援推進事業の計画的な実施に努めてまいります。

また、青少年育成については、「青少年育成町民会議」を中心に各種団体との連携を図り、「さつまふるさと体験塾」による青少年交流活動や親子での体験活動を通じて、郷土に対する愛着心や生きる力を醸成してまいります。

町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めていくために、幅広い分野にわたる各種講座を開設するとともに、魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

心豊かで潤いのある生活を営むための「読書」活動については、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を初め、絵本作家を招いての「読書フェスティバル」など、さまざまなイベントを実施しながら、学校はもとより、町民運動として広く本に親しめる機会を増やしてまいります。

文化の振興については、町民に一流の音楽家の演奏を鑑賞する機会を提供するため、「みやまふれあいコンサート」を開催するとともに、吹奏楽フェスタや美術展の開催など、誰もが芸術・文化に触れる環境づくりに努めてまいります。また、宝くじ文化公演事業で「アニソンBIG3スーパーライブ」を実施する予定といたしております。

宮之城文化センターについては、新館建設に向けた計画の検討と資金の確保に努めてまいります。

歴史資料センターにおきましては、企画展として、町内の鳥瞰図を集めた企画展を開催いたします。文化財については、所有者の協力を得ながら適正な保存管理に努めるとともに、新たな町指定文化財の登録に向け調査を進め、文化財ボランティアのさらなる充実を図り、史跡案内や学校・地域の学習など積極的な活用に取り組んでまいります。

また、宗功寺墓地については、国指定史跡に向け文化庁へ意見具申を行う予定としております。

スポーツ振興については、「町民体育祭」の開催や「さつま健康スポーツデー」の実施など、町民総参加のスポーツ活動、生涯スポーツの推進により、町民の健康・体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

「燃ゆる感動かごしま国体」の本町開催競技であるラグビーフットボール少年男子のリハーサル大会を来年2月に開催をいたします。関係団体などの御協力をいただきながら、2020年の本大会の成功に向けて準備に万全を期してまいります。

第3に、「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路は、人の交流や物流・情報・文化などを運ぶ、地域振興に欠かすことのできないものです。地域が安全で安心できる社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のため、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期全線開通に向け、本年度も引き続き関係各機関と連携を図りながら、未事業化区間の早期事業着手について、最大限の努力をしてまいります。

県立北薩広域公園の整備については、これまで国・県に継続して要望してまいりましたが、いよいよ3つ目のゾーンであります「歴史ゾーン」の実施設計が始まりました。今後も早期整備を初め、園内施設等の充実ができますよう、引き続き要望を行ってまいります。

また、川内川を核とした新たな観光・地域振興資源としての整備については「かわまちづくり推進協議会」と連携を密にしながら、総合的に進めてまいります。

公共交通対策については、平成29年度策定しました「地域公共交通網形成計画」に基づき、

昨年10月からドアツードアによるエリア運行を開始したところであり、高齢者等の交通弱者の利用促進を図るため、地域サロンや出前講座等を活用するなど、町民への周知に努めてまいります。

町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、おしどり団地建設を初めとする、建てかえ・維持管理・用途廃止等の事業を推進してまいります。悪質な住宅使用料滞納者に対しては、社会的公平性を保つために、法的措置も視野に入れて厳正に対処してまいります。

町民の持ち家の住環境整備として創設した「住宅リフォーム支援事業」や「危険家屋解体撤去補助事業」は、引き続き事業の推進に取り組んでまいります。

次に、『自然』うるおうさつまを目指して、第1に「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

農業・農村の活力に満ちた地域を目指し、現在、20の区公民館で「人・農地プラン」を作成し、地域の担い手農家の継続的な確保と優良農地の積極的な活用を図るため、各区の農業を考える会の活動を支援するとともに、農地中間管理事業を積極的に推進し、農地の集積に取り組んでまいります。

また、継続的な農業の実現を図るため、関係機関と連携し、新規就農者の掘り起しを進め、農の里親制度による先進農家での研修や農業次世代人材投資事業資金等により、継続的な地域の担い手の育成に努めてまいります。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

生活環境対策については、関係部署・機関と連携し、さまざまな問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

ごみ対策については、あらゆる機会を捉え、出前講座等による啓発に努め、ごみの減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

さらにリサイクル率の向上と施設の延命化につながるよう、全町的な生ごみの堆肥化に取り組み、ごみの減量化・資源化の促進を図ってまいります。

最後に、みんなで紡ぐさつま町を目指して、「語らいで育む、連携と役割を担うまち」であります。

地域活力の源である区公民館や公民会の自治活動の推進については、地域担当職員と地域づくり支援員の連絡・調整を深めるとともに、サポート体制の充実強化を図るための組織体制の見直しを進め、地域コミュニティの活性化や活動支援に努めてまいります。

計画行政の推進については、「第2次さつま町総合振興計画」に基づき、総合戦略や各種プロジェクトを基本に、まちの将来像である「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐさつま町」の実現に向け、予算編成と事務事業の進行管理、そして民間委員で構成される「外部評価委員会」による検証を踏まえ、「P・D・C・A」のマネジメント・サイクルを意識しながら、効率的・効果的な事業の推進に努めてまいります。

第3次さつま町行政改革大綱については、計画の最終年を迎えることから、これまでの達成事項の指標を検証し、第4次さつま町行政改革の大綱策定に取り組んでまいります。

「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の状態に応じた今後の維持管理・更新等に係る考え方や、対策の内容等を示した「個別施設計画」の策定を進めてまいります。

学校跡地の活用については、地元と協議を重ねながら有効な活用策を検討してまいります。

男女共同参画社会の実現のため、平成29年度策定した「男女いきいき幸せプラン」を基本に、女性総活躍社会の実現に向け「女性団体と語る会」を開催するなど、女性の意見が町政に反映されるよう努めてまいります。

行財政については、これまで普通交付税の縮減に備え、行財政改革を推進して財政の健全化に努めてまいりましたが、公債費や人件費の減少も落ち着きを示しつつある中で、人口減等による町税の減少など、自主財源の確保が非常に厳しい状況になっております。経常的経費の占める割合も年々増加していくことが予測されるところでありますので、このようなことから、財政の健全化へ向けて、なお一層の努力をしてまいります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここで暫く休憩します。

再開はおおむね午前１０時５５分とします。

---

休憩 午前１０時４３分

---

再開 午前１０時５５分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

続きまして、平成３１年度の予算編成の概要について申し上げます。

政府においては、経済の再生を最優先課題と位置づけ、少子高齢化という構造的な問題を克服するため、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進め、ＧＤＰ６００兆円経済の実現を目指し、「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進するとされたところであります。

また、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命を最優先に取り組み、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、地域において成長と分配の好循環を実感できるように取り組むとされたところであります。

国の予算は、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生や女性総活躍、働き方改革や外国人材の受け入れ等の関連施策のほか、希望出生率１．８人、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向けた高齢者雇用促進のための環境整備など、膨らみ続ける社会保障関連経費等に重点的に配分されたところであります。

平成３１年度地方財政対策では、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類し、通常収支分の歳入歳出規模は、前年度比２．７％増、また、一般財源総額においても１．０％の増が確保され、地方交付税の総額においても前年比１．１％の増となったところであります。

このようなことから、さつま町の平成３１年度当初予算編成については、当初予算は、年間予算であるという基本的な考え方を念頭に編成作業に当たりましたが、普通交付税における合併算定がえの段階的縮減期間の最終年であることや公共施設の営繕経費の大幅な伸び、民生費の社会保障費関連費の伸びなどの影響もあり、非常に厳しい編成となりました。

そこで、事務事業評価の検証結果を踏まえ、既存事業の縮小・廃止など、選択と集中を念頭に置きながら、第２次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、マニフェストを基本に据えて、これらを総合的に調整しながら予算編成に努めたところであります。

この結果、さつま町一般会計予算の総額は１２２億８，９００万円となり、前年度に比較いたしまして９億１，１００万円、６．９％の減となりました。

全体概要を目的別・性質別に見ますと、地域公共交通対策や公民館関連の業務集約の影響など

により総務費が1億9,883万2,000円、道路維持補修工事などによる土木費が8,931万7,000円と、それぞれ増となる一方、公債費が1億1,528万6,000円、デジタル防災行政無線整備事業の皆減により消防費が10億4,303万3,000円、中学校再編準備事業の皆減により教育費が9,188万円、それぞれ減となる中で、住民生活に密着した事業や制度改正等を踏まえた編成とした結果、前年度を下回る予算規模となったところであります。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が6億7,464万9,000円、54.9%で、1億4,620万5,000円の減、主な要因としては公債費の減であります。

投資的経費が13億1,449万1,000円、10.7%で、9億8,826万9,000円の減、主な要因としましてはデジタル防災行政無線整備事業の減であります。

また、物件費などその他の経費が42億2,801万円、34.4%で、2億2,347万4,000円の増となっております。

歳入におきましては、普通交付税が段階的縮減期間の最終年を迎え減少する中で、年度内留保見込み額を抑えた中でも、地方交付税が1億7,765万1,000円の減、国庫支出金が教育・保育給付費等により1,895万2,000円の減、町債がデジタル防災行政無線整備工事等により11億2,870万円、62.4%の減となる一方、町民税や固定資産税等の伸びにより、町税が1億286万7,000円、4.8%、繰入金が財政調整基金や公共施設整備基金等の繰り入れによりまして2億8,214万5,000円、26.8%の増となっております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が42億7,679万5,000円で34.8%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が80億1,220万5,000円で65.2%となっております。今後におきましても、町税や地方交付税のさらなる減少など、ますます依存財源に頼らざるを得ない状況が予想されます。

財政運営を取り巻く環境は、先ほど申し上げましたとおり、歳出面では膨らむ社会保障関連経費にあわせて、公共施設の営繕等、経常経費が増加の一途であり、財政の硬直化など深刻な課題に直面をいたしているところであります。

一方、歳入面では、普通交付税が合併算定替の段階的縮減期間の終了にあわせ、平成27年度の国勢調査結果による人口減少等に伴う測定単位等の減を考慮しますと、これまで以上、さらに厳しい局面を迎えると危機感を抱いております。

このようなことから、限りある財源を最大限活用できるようスクラップ・アンド・ビルドは必要不可欠であり、これまで以上にさらに踏み込んだ行財政改革を進めながら、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算総額は30億7,737万8,000円、前年度当初予算と比較して9,766万円の増となっております。

平成30年度から鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険新制度へ移行いたしました。被保険者の高い年齢構成による疾病の重症化、医療技術の高度化など国民健康保険事業は、引き続き厳しい財政運営が予測されます。

このようなことから、税率改正による財政の安定化と特定健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持増進、重症化予防に引き続き努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は3億3,458万4,000円で、前年度当初予算と比較して363万

9,000円の増となっております。

市町村業務である届け出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施いたしまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は34億4,774万2,000円となり、前年度当初予算と比較しまして1億1,042万3,000円、3.3%の増となっています。

介護を必要とされる認定者数及び事業費につきましては、ここ数年では減少傾向となっておりますが、介護報酬のプラス改定や医療保険制度から介護保険制度に移行となる介護医療院への転換、介護サービス施設の充実などにより保険給付費につきましては32億2,384万1,000円となり、前年度比1億842万8,000円、3.5%の増と見込んでおります。

高齢化の進行や2025年問題を見据えまして、全国的に介護保険事業規模の増大やその対応が大きな課題となっており、地域における住民主体の取り組みや介護予防・日常生活支援総合事業などにより介護予防活動を推進するとともに、安定した介護サービスの提供とケアプラン検討会などを初め、介護保険給付費等適正化事業に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は4,898万2,000円で、前年度対比6.9%増となっております。

今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに、これまで行ってきた機能診断調査、最適整備構想の結果をもとに、施設整備計画書の策定を進めてまいります。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであります。安全・安心な水を安定して供給するため、水道施設の適切な維持管理や老朽施設の更新などに努めてまいります。

本年度の業務予定量は、給水件数1万72件、総給水量212万3,000立方メートルを予定しており、予算額では、収益勘定で収入総額4億3,122万6,000円、支出総額4億2,733万3,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額2,619万円、支出総額1億5,771万6,000円と定め、不足する額1億3,152万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補するものであります。

本年度の主な事業として、五日町地区の配水管新設工事を初め、鶴田中央地区の石綿管の更新、登尾水源地の取水ポンプの更新などを予定しております。

水道事業におきましては、近年、給水人口の減少による水道料金収入の減、水道施設の老朽化の進行など、非常に厳しい運営状況となっておりますが、限られた財源の中で、効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、平成31年度の町政運営についての私の基本的な考え方と、各会計当初予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、各議案について一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、「議案第6号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。

これは、中学校の再編による施設の名称の変更及び鶴田中学校運動場の社会体育施設への転用並びに柏原グラウンド照明施設の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

これは、消費税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、関係する条例の整理について本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」であります。

これは、公営住宅建設事業債の償還期間が終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」であります。

これは、大型作業場の処分制限期間が終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第 10 号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

これは、組織機構の見直しに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 11 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 12 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」であります。

これは、学校教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 13 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正及びさつま町国民健康保険事業の適正な運営を図る必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 14 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」であります。

これは、土地開発基金の総額を変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 15 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町ふるさとさつま応援基金の処分に關し、その財源を充てる事業を明確にすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 16 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 17 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

これは、産業振興及び雇用の増大を図ることを目的に、助成措置の要件及び助成限度額を見直すことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 18 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、湯之坊団地の一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 19 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 20 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

これは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、さつま町さつま特産品直売所につ

いて、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

これは、財産取得に要する経費及び減債基金費、農業農村施設費並びにその他主要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,550万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,981万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○社会教育課長（三腰 善行君）

「議案第6号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」内容の説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第7号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、引き続きまして、「議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下田 良二君）

それでは、「議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」の内容を御説

明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財産管理課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」の内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第16号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

「議案第17号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

「議案第18号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正」について、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（四位 良和君）

議案集は20ページになります。

「議案第20号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第２３号 平成３１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

次に、「議案第２４号 平成３１年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第２５号 平成３１年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第２６号 平成３１年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第２７号 平成３１年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、３月８日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する審議を３月７日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

---

△日程第２９「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２９「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第２８号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは道路改良及び道路台帳整備等に伴いまして、道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により、路線を廃止または認定しようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（小永田 浩君）

それでは、「議案第28号 町道路線の廃止又は認定について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第28号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

---

△日程第30「議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第30「議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、上別府克朗氏が平成31年5月9日付をもって任期満了となるに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第29号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

---

### △日程第31「議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、山口良一氏が平成31年6月30日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと

思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

---

△日程第32「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第33「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第32「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第33「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」及び「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき、提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

次に、「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告２件に対する質疑は、３月２６日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月６日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会時刻 午後２時２４分

平成31年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成31年3月6日



平成 31 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 31 年 3 月 6 日（第 2 日）

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | (12)<br>宮之脇 尚美  | <p>1 防災・減災対策について</p> <p>(1) 近年の異常気象による集中豪雨や台風をはじめ、規模の大きい地震等により、全国各地で大規模な災害が発生しているが、本町の防災・減災対策は十分になされているのか伺う。</p> <p>(2) 今後の防災・減災対策全般（ハード・ソフト事業）について、これまでの災害を踏まえ、新たに取り組むべき事項や見直しが必要となるものは何か伺う。</p> <p>2 公共施設等の管理経費と財政運営への影響について</p> <p>(1) 公共施設等の管理経費の増大は、財政圧迫の一要因であると推察されるが、今後の縮減策はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) 指定管理者制度の導入や町立学校の統廃合、遊休施設の廃止等で、公共施設の管理経費は軽減されてきていると思われるが、合併時の経費と直近の経費（決算ベース）は、どのような推移となっているのか伺う。</p> |
| 2   | (1)<br>上 園 一 行  | <p>1 外国人就労者の受け入れについて</p> <p>(1) 少子高齢化で人口が減少していく中、国では地方創生推進交付金 1 千億円の一部を、外国人受け入れの自治体に財政支援するとあるが、本町では他の自治体に先んじて外国人を受け入れる考えはないか。</p> <p>(2) 町内の介護施設では、介護職員の雇用に苦慮している。国では、介護施設における外国人介護人材の受入環境の整備に 11 億円を計上しているが、それでは不十分であると思われることから、町独自に支援する考えはないか。</p> <p>(3) 先に外国人就労者の居住場所として学校跡地の利用について質問したが、地元理解を得るため、地元に対して説明会を行ったのか。</p>                                                                                       |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | (13)<br>川 口 憲 男 | <p>1 子育て支援策について</p> <p>少子高齢化が進む中、人口減少は本町にとって大きな課題となっている。そのためには、雇用の場の確保と併せ、働き世代の人々が安心して子育てできる環境づくりが重要である。</p> <p>「子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」にさつま町も取り組んでいるが、さらなる推進を図り、町の活性化を図ることが必要であると考えことから、次の３点について伺う。</p> <p>(1) 現在取り組みが行われている子育て支援策で十分と考えているか。</p> <p>(2) 児童虐待の発生防止や早期発見への関係機関等との連携、対応は十分機能しているか。</p> <p>(3) 産前・産後ケアや育児・子育て環境の充実を図るため宮之城出張助産所が開設されているが、利用状況や課題等をどのように考えているか。</p> |
| 4   | (3)<br>三 浦 広 幸  | <p>1 農業政策について</p> <p>(1) 水田農業対策で高齢者でも作りやすく、水田に適した初期投資の少ない米に代わる重点品目で想定されている作物と取り組みの狙いについて伺う。</p> <p>(2) 労力軽減を図るスマート農業の調査研究は、高齢従事者が多い現状では極めて重要なことである。取り組みの詳細について伺う。</p> <p>(3) 本町の農業総産出額が、１０年で約１７億円増えている。部門ごとの生産農業所得は、１０年間でどのように推移しているか伺う。</p> <p>2 上水道事業について</p> <p>給水人口の減少による収入減や施設の老朽化など、非常に厳しい運営状況にあるが、施設の更新や耐震化の進捗率などの現状と今後における事業運営について伺う。</p>                             |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | ( 8 )<br>岩 元 涼 一 | <p>1 農業振興について</p> <p>(1) 本町の水田でもスクミリンゴガイによる水稻の被害が発生している。生息地域の範囲や被害状況、生産者が実施している対策への助成策について伺う。</p> <p>(2) 農地中間管理機構による農地集積が進められている。国は機構の機能を充実させていく考えのようだが、大規模経営体だけで農地を維持していくには無理がある。兼業農家を取り込んだ営農組織の育成を進めていく必要があるのではないか。</p> <p>2 外国人労働者の受け入れについて</p> <p>少子高齢化による労働人口の減少に伴い、外国人労働者を対象とした労力確保が進められている。農業においても人手不足が課題となっており、外国人労働者を受け入れたいとの希望があるが、農家単独での雇用は難しいと思われる。行政が指導、助言するような体制を構築できないか。</p> |

平成31年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成31年3月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 上 圀 一 行 議員  | 2番 上久保 澄 雄 議員  |
| 3番 三 浦 広 幸 議員  | 4番 柏 木 幸 平 議員  |
| 5番 米 丸 文 武 議員  | 6番 田 野 光 彦 議員  |
| 7番 舟 倉 武 則 議員  | 8番 岩 元 涼 一 議員  |
| 9番 朝 倉 満 男 議員  | 10番 岸 良 光 廣 議員 |
| 11番 新 改 幸 一 議員 | 12番 宮之脇 尚 美 議員 |
| 13番 川 口 憲 男 議員 | 14番 森 山 大 議員   |
| 15番 新 改 秀 作 議員 | 16番 平八重 光 輝 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 福 田 澄 孝 君   | 局長補佐兼議事係長 萩木場 一 水 君 |
| 議 事 係 主 査 竹 下 和 男 君 |                     |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 町 長 日 高 政 勝 君       | 副 町 長 上 野 俊 市 君    |
| 教 育 長 原 園 修 二 君     | 総 務 課 長 崎 野 裕 二 君  |
| 企画財政課長 押 川 吉 伸 君    | 財産管理課長 原 田 剛 志 君   |
| 保健福祉課長 櫻 伸 一 君      | 高齢者支援課長 岩 元 義 治 君  |
| 子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君   | 農 政 課 長 四 位 良 和 君  |
| 担い手育成支援室長 寺 脇 伸 治 君 | ふるさと振興課長 市 来 浩 二 君 |
| 水 道 課 長 三 角 芳 文 君   | 教育総務課長 角 茂 樹 君     |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成31年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、12番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

おはようございます。それでは、早速でございますが、私のほうから2項目ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災・減災対策についてであります。

これについては、もう皆さん御承知のとおり、本町でも平成9年の県北西部地震、平成18年の河川氾濫等、土砂災害等いろいろ発生いたしまして、特に平成18年の水害のときには大変な住民の被害というのがあったわけでありまして、皆さん方まだ記憶も新しいところかというようなふうに思っておりますし、また全国的に見ましても、東日本大震災を含めて隣の熊本県の地震、あるいはまた大阪府の北部地震、そういうものもあるわけでありまして、非常に内陸のどこでも、最近の学者の話としては、内陸のどこでもこういう震度7クラスの地震が発生してもおかしくないというふうなことが言われております。

ちなみに、この災害全般にわたる自然災害の都道府県別の対応の仕方といいますか、災害の少ない順なんではしょうけれども、リサーチ会社の調査では、最も安全なのが滋賀県だと言われておりますが、地震学者は滋賀県も断層が通っていると。ですから、これも動いたらその全国トップではなくなるんじゃないかというような話もありますし、鹿児島県はいつも47番目で一番最後であります。

やはり台風の常習地域と火山帯、あるいは活断層のあり方というのが、そういう指摘をされているんじゃないかなというふうに言われておりますが、いずれにしても、最近の台風というのは、若干進路がずれまして、昨年も直撃は免れて、そう大きな被害も出ていないところでありまして、ここ十数年、水害被害は大きな災害というのも発生していないんじゃないかというふうなふうに思われるところであります。

そういう中で、私どもも昨年、平成21年に大きな水害が発生いたしました兵庫県の佐用町に研修に行っていました。

そこでは、住民の方々も二十数名人命が亡くなったということで、ちょっとはつきりした死亡者は記憶にございませんが、大変な思いをされたようであります。

もちろん、団員も救助中に亡くなられたというようなふうな話もありましたし、職員も登庁途中で車を流されて辛うじて命拾いしたというようなふうな話もお伺いしたところであります。

こういう近年の異常気象による集中豪雨や台風、あるいはまた地震等によって非常に大きな災害が発生しておりますが、本町の場合は、ここ十数年大きな災害も発生していないんですけれど

も、これに対してやはり防災・減災対策というのは、他の団体と比較をして十分なのかどうか、まずこの点についてお伺いをいたします。

それから次に、今後の防災・減災対策の全般の問題であります。

これは、ハード・ソフト両面あるかと思うんですけれども、防災無線もほぼ措置を終えていると、あとは残り受信機等設置をして、雨量計等についてはまた後年度、それぞれ別個に検討したというようなこともお聞きいたしているところではありますが、やはり防災・減災対策については、非常に近代化されておりまして、特に地震等の場合はなかなかはかり知れない部分があるわけではありますが、気象庁を初め国土交通省、あるいは民間の気象協会等がこういう台風あるいは大雨等については、随時そういう情報等流しているところでもあります。

ただ、本町の場合でも、私も過去に経験したことがあるんですが、同じ旧宮之城町時代だったわけなんですけれども、防災無線を設置した折に、雨量計を5カ所ほどつけたんですけれども、例えば泊野地区が五十数ミリ降っても、山崎とか佐志とか十数ミリしか降っていないとか、そういう事態もあったわけでありまして、大体この佐志方面が振りますと、屋地方面は降っていないと、そういう区別に言いますと、非常に地域によって格差が生じているといえますか、降雨量も違ってくるところでありますし、また災害の発生の頻度というのも違ってまいります。

平成18年のときには、特に梅雨前線がちょうど川内川沿いといえますか、川内川沿いの北部のほうに北上するというふうに当初は発表されていたんですが、停滞をいたしまして、1,200ミリという5日間で、約1週間で1,200ミリですから、降ったところでありまして、そういう観測はしますけれども、対策としてはなかなか本町も十分な対策はできなかったというのが実情であります。

また、ダム自体もそういう降雨量等を含めて放水がなされたわけでありまして、47年にありました水害のときには、大体2,200トンで浸水いたしております。

湯田方面については、開発公社で土地買収いたしまして、改修がなされてあるわけでありまして、その後、川原方面も改修が一部なされたところでもありますけれども、平成18年はいずれも湯田方面は若干高い位置にありまして、そう大きな災害は出なかったわけなんですけれども、川原方面は全部浸水いたしておりました。

長崎団地も、また、いわゆるハイウオーターといえますか、川内川の一番水位の高いそういう予定をした高さよりも1.5メートル以上の高さを保つということで、災害時もそういう高さにあったわけでありまして、あそこもほとんど全部、あそこ二、三戸残して全部浸水をいたしたところでありまして、そういうところでは、河川事務所にもかなり当時苦情があったところでもあります。

もちろん私のほうもいろいろ被災を受けられた住民の方々から、そういう苦情等を承って、ようやく激特事業も完成いたしましたし、ダムも新しい放流口をつくって貯水量を高めていくというようなことで、先般も議員単独研修ということで、完成後の状況を見させていただきました。

非常に、2,300万トンを新たに貯水能力が高まったということで、それによってまたダムに貯留していく時間帯というのが伸びますので、それに伴う避難時間というのも確保ができるというようなことを言われておりました。

あと別にいろいろあるわけでありまして、こういういろんな重複した災害というのを想定する場合もあります。

例えば地震のときには、台風も来まして、その台風が来るさなかで火災も発生いたしました。もちろん当時は消防組合でありましたので、消防組合のほうもなかなか当時人員が不足をいたしておりまして、全部の対応ができなかったということ実情もありますし、ほとんどが行政で消防

関係については対応したということであります。

もちろん、台風も地震対策も行政で職員が自ら現場に出ていって対応いたしたという実態もございました。

そういうことを踏まえながら、やはり今後、そういう二重、三重に重なった場合の対応をどうしていくかということが大きな課題になってくるかというふうに思います。

いわゆる防災・減災対策のハード・ソフトを含めて、今後見直すべき事項や、あるいはまた新たに取り組むべき事項、そういうものが非常に重要になってくるんじゃないかと思います。

先ほど言いましたように、佐用町では、水害のあと、職員の行動マニュアルというのをつくりまして、実際若い職員も経験した職員から直接そういう内容を伺って、そういう行動マニュアルをつかって、その行動についての訓練を毎年実施しているということであります。

ですから、いざ今回、再度災害が発生した場合でも、何とか対応ができるんじゃないかというふうなふうに思うところであります。

また、特にトップの場合は、町長の場合は、町長になられてから特に防災訓練に対するトップのマネジメントとか、そういう訓練というのが全くないわけで、もちろんたたき行政マンでありましたから、たくさんの災害も経験しておられますし、大体水害の場合はどうすればいいとか、あるいは地震の場合どうすればいいというようなこともあるわけですが、決断を迫られる時期が必ずあるかと思いますが、大きな災害の場合に。

そういう場合にトップがどう判断をするかというのは、非常に難しい部分がありまして、そういう部分でもやはり職員自らがそこら辺をフォローしていくということも大事ではないかというようなことがあるわけです。

やはり住民の立場、行政の立場、あるいはそういう自然現象等を考えた場合のその対応の仕方というのを、今後どうしていくかということが課題になりますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それから2番目に、公共施設等の管理経費と財政運営への影響についてであります。

これについては、以前の財産管理課の資料の中でいろいろ説明をいただきました。国のほうも、公共施設等の総合管理計画の策定をなささいということで、もう全国の団体ほぼ策定をしているようでありますし、また本町の場合も内容を見てみますと、非常につぶさに記載がされているようであります。

今後、大きな課題になってくるでございましょう、そういう管理経費というのが、財政への影響というのをどの程度考えているかということですが、財産管理課の資料によりますと、公共施設の将来の負担コストというのが出ておりますけれども、40年間で431億1,000万円、年平均10億8,000万円となると、現在の施設を利用していった場合にそういうふうになると。431億ということですから、非常に大きな数字になろうかと思いますし、また、インフラ施設、いわゆる道路とか橋梁とかこういうものにつきましても、40年間で478億円、年平均11億9,000万円、現在の社会保障費の伸びを見ますと、とてもじゃないですけども、こういう数字を維持していくというのは無理じゃないかというふうなふうに思うところであります。

現在の財政というのも、ある程度安定した運営がなされておまして、ただ、綱渡りな運営であるということは、もう私も理解をいたしております。

ですから、今後施設のあり方ということについてどのようなふうを考えていくかということですが、今後の縮減策ということを、この計画の中にもうたっているんですけども、これをいつの時期からどういう形でやっていくかというのは、非常に難しい部分があります。

特に住民が利用いたします公共利用施設、そういうものについては、非常に判断をしかねる部分はあるかと思うんですが、やはり一番は住民のコンセンサスを得ていく、理解を求めていく、あるいは一定の合意を得たらもうそれをスタートしていくということも必要じゃないかというように思うし、また、部分的に同好会とかいろいろありますけれども、そういうものも尊重しなければならない部分もあるわけですが、やはり人口がどの程度減少するか、あるいは地域によっては人口格差というのが生じると思いますけれども、そういうものに対して、いつまでも同様の施設を維持していくかということもあろうかと思います。

そういうものについては、疑問があるところはどんどん、やはり住民のコンセンサスあるいは議会への理解の熟度、そういうものも必要になってくるでしょうし、行政内部でもいろいろまた職員の考え方というのものもあるんですが、そういうのを総合して、今後は縮減という施策というのをとらざるを得ないんじゃないかというように思っておりますので、お答えをいただきたい。

2点目に、指定管理者制度の導入の関係であります。指定管理者制度については、それぞれ現在行っているわけですが、若干先般、観音滝の関係では町長のほうから説明いただきました。

これはもうやむを得ないだろうというように思いますし、また、新たに投資をするにしても、それが将来的に30年も40年も保証される施設じゃないだろうというように思うところでありますが、そういうことを考えますと、やはり町長の英断というのは今回必要ではなかったのかなというように一定の評価をいたしているところであります。

そういう面もあるわけですが、この管理経費の関係で、合併時の経費とそれから直近の決算の経費、そういうものが判れば、ぜひお示しをいただきたいと。

多分、もう縮減をされているんじゃないかというように期待はいたしておりますけれども、そういう公共施設については2点ほど、防災・減災に関しても2点ほどお尋ねをいたして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

## ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。宮之脇尚美議員から防災・減災ほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年におきましては、毎年、全国各地で大規模な災害が発生をいたしまして、甚大な被害にのぼっているところでございます。

御案内のとおり、今本町におきましても、過去には二度の大水害と地震の災害も1回受けておりまして、大変な状況があったところでございます。

また、台風によります電線の遮断等での数日間の停電とか、あるいは断水、また寒波によります水道管の破裂など、こういった災害の経験もあるところでございます。

何より梅雨時の集中豪雨、あるいは台風の襲来エリアとなっていることなどから、特に雨の降りかたで水災害あるいは土砂災害、これについてはいつも気を病んでいるところでございます。

特に18年の豪雨災害を受けまして、防災事業としての取り組みとしましては、ハード事業としまして、川内川の河川改修、あるいはダムの再開発事業などを中心に、治水効果、防災効果を高めるための大規模な復旧工事が施工されて、ハード的には一段落といったところでございます。

こうしたことから、川内川本流につきましては、100%安全とは言いませんけれども、洪水に対する一定の治水安全度が期されたというふうに感じておるところであります。

ただ、県の河川、あるいは町の河川の主流域におきましては、まだハード面における整備と

いうのは十分ではないという状況でございます。

また、ソフト面におきましては、県内でいち早く土砂災害の計画区域の調査、指定を受けたところでございます。危険なエリアの再確認ということと、町民向けの情報提供を実施するということで、危険箇所の地図の配布も行っております。

近年の線状降水帯の大雨によりましては、治水災害の、いわゆる土砂災害の対策というのが、これまで治山とか砂防工事等がまだ完全に終わっておりませんので、非常に心配をいたしているところでございます。

そのほかのハザードマップ等については、大幅に見直しをいたしまして、防災に関するさまざまな情報を盛り込んだフルカラーでの大型の防災マップを作成して、各家庭に配布をいたしております。こちらも日常、目にかかるところに掲げて御利用いただくと、もう認識をしていただくということで、それぞれ近いところで掲げていただくような形で番地も上げているところであります。

さらに、防災教育の重要性に鑑みまして、小学校の学習に防災教育に取り組んでいただく防災学習プログラムを川内川河川事務所と一緒にしまして、全国に先駆けて実施をしてきているところでございます。

また、最近におきましては、防災資機材の調達とか食料の備蓄に取り組むとともに、性質や量的な視点から自己調達が困難なものにつきましては、各種の事業者等と災害時の支援協定等の締結をしながら、万が一の備えを進めてきております。

ただ、防災上最も大事なことは、自助、いわゆる自分の命は自分で守るという大原則を、住民の皆さん自らが各自の心にとどめていただくということが最も重要であると思っております。

そのため、私は日ごろから出水期におきましては、もう折に触れまして、工事はハード的な面は終わってはおりますけれども、これで100%安全ということは決してありませんということを申し上げておりますし、また、今日の雨の降り方、あるいは風の吹き方もこれまでとは大きく変わってきておって、決して安心できる状態じゃないということを申し上げているところでございます。

その上で、早目に避難行動をしていただきたいということと、自分の命は自分で守るということを積極的にお話しながら、おっしゃるとおり、平成18年7月の県北部豪雨災害から既に十二年経過をいたしておりますので、これが風化しない形での取り組みをそれぞれ、改めていろいろな取り組みを行っているところでございまして、こういうことで、改めて町民の皆さん方には防災意識の向上を呼びかけているところでございます。

それから、防災・減災についての今後の全般的な面についての災害を踏まえましての取り組みでございます。新たな取り組みの事項とか、あるいは見直しの必要な事項ということでございます。

これまでの進めてまいりました防災対策については、今申し上げたところでございますが、決して防災対策の終わりはないということを専門家で言うておられますとおり、確かにそうだというふうに感じておりますので、これからも気象条件も大きく変わってきておりますので、常にやっぱり危機管理意識を持って対応をしていく必要があるかと思っております。

先日、防災に対する意識調査が新聞報道でも紹介をされておりましたけれども、最近の防災意識の危機感とを感じる人の割合というのが増えておるということは、非常にありがたいことだと思っております。

やはりこういった防災意識は高まってきているというふうに認識はいたしておりますけれども、一方で、地域の自主防災組織等での防災訓練、こういうことに対しての参加というのが非常に

35%ぐらいですかね、そういうことで、参加率は非常に低いということで取り組みの意識がまだだといった感じを受け取ったところでございます。

このことについては、決して我がまちとは別だということじゃなくて、共通した課題ではないかと思っております。

そういうことで、地域の自主防災組織での訓練に当たりましては、やっぱり危機感、緊迫感を持った訓練をしていただいて、そういったことに対しては住民の皆さん方が積極的に参加をしていただくということがこれからの大きな課題として受けとめておりまして、地域の皆さん方との連携をしながらまたこういう参加率の向上については取り組みを進めてまいりたいと思うところでございます。

また、いま先ほどもございましたとおり西日本豪雨災害のように、ほぼ同時に広範囲で土砂災害とか浸水被害が発生する、こういう想定外の備えをいかに対応していくかというのがこれからの大きな課題になってくるかと思っていますところであります。同時多発的に発生をした場合に、行政の対応だけではとても限界があるというふうに考えております。

どうしても、職員の削減もこれまで100人以上少なくなってきておりますので、それに職員だけでやっていく、そしてまた行政頼りで頼ってもらってはまた非常に限界があるというふうに考えているところでございます。

そういうことで、これからの防災に対するあり方というのは、非常におっしゃるとおりいろんな面からの見直しというか、対応を考えていく必要があるかと思っていますところであります。

例えば風水害、地震等のこういう場合があって家屋の被害が出た場合に対しては、やっぱり限られた期間でのこの認定をする必要がございますので、そういった家屋被害関係の調査に当たりましては、認定士とかあるいは被災の実地の宅地の状況、あるいはそういう状況の被災建築の危険度の判定士の育成と、こういったこともこれからは必要になってくるんじゃないかと思っていますところであります。

どうしても迅速な対応をして、それなりの町民の皆さん方がいろんな手続をするという上においてはこういうものが求められていきますので、こういう認定士とか判定士という皆様方のいろんな民間の協力もあるかと思えますけれども、やはりこういう職員の育成ということも今後は、すぐにはいきませんがそういう資格をとる手続も準備も進めていく必要があるかなと思っておりますところでございます。

また、今申し上げましたとおり、今後の地域の防災力をいかに高めていくかということも大きな課題になってくるかと思っています。特に、避難所の開設についても今全て職員が対応いたしておりますけれども、同時多発的な災害が起きた場合には、先ほどから申し上げておりますとおり職員にはやっぱり限界があるということで考えますと、やはりこの地域においても地域の防災士という、皆さん方も育成をして地域の、こういう避難所の運営については今マニュアルもガイドラインもできておりますけれどもそれに従って、民間の方が自主的に参加をして見守っていくということも必要ではないかなというふうに考えておりますので、このことも今後の検討として進めるように担当のほうには指示もいたしてるところでございます。

そのほかの避難所における長期にわたる場合などのプライバシーの保護のできるような設備のあり方とか、あるいは長期にわたる場合の生活環境の整備ということで、それなりのトイレの改修とか、あるいは洋式化の問題とか、あるいは食料品等の備蓄の問題とかいろいろ必要な防災資機材の整備とか、まだまだ充実をする必要があるかと考えておりますので、こういったことを踏まえながら今後見直しをやっていきたいと思っているところでございます。

そのほかの流域的は先ほどありましたとおり、まずは川内川の本流については国のほうで雨量

計等も設置をされておりますけども、ライブカメラ等で見えるような状況になっておりますが、支流の関係がまだ十分でないというような状況もございますので、こういう雨量計の設置等についても今後一つの課題になるかと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、今後中央の防災会議とか専門家の視点からの意見とかそういうことも踏まえながら、より有効で可能なこの部分につきましては、おっしゃるとおり職員の行動マニュアル、あるいは地域防災計画の見直し等を踏まえまして、段階的に取り組みを進めてまいりたいと思うところでございます。

それから、2の公共施設等の管理運営経費と財政運営の影響についてでございます。

公共施設等の大半がもう完成後30年を経過いたしまして、老朽化に伴う営繕経費の増加というのが今日の非常に大きな課題でございます。高度成長期にひとつは施設を、箱物をつくるのがブームとして行われてきた時代がありますけども、それがもう今は老朽化をしてそれを維持管理するという経費がものすごい形になってきておるところでございます。

そういうことで、これのあり方というのが今の公共施設等の総合管理計画の策定をして、今は各施設の個別施設の計画の策定を進めていくという段階になってきておるところでございます。

御案内のとおり、非常に厳しい財政状況でございます。特に普通交付税の合併算定がえが本年度で終わりますけども、非常に大きな財源の額が一般財源として大きく減ることになっておりますので、徹底してやっぱり公共施設等の管理経費のコスト削減という必要が出てくるかと思っております。

それで、また一方ではこの施設の長寿命化の関係。おっしゃるとおりこの長寿命化計画もつくっておりますけれども、必要な改修工事等を行ってそういった長寿命化をしていくということも必要でございます。

これについては、ありましたとおり非常に膨大な経費を伴うところでございますので、限られた財源の中で計画的にやっぱり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

それから、一方では管理経費の縮減ということで取り組みをいたしております。公共施設の管理についてはかなり膨大なものがございますが、どうしても減らせるものは減らしていくというようなことで、平成29年度から導入をしております新電力によります電気の購入であります。

当初は9施設で導入をいたしまして、本年度は22施設、平成31年度、新年度からはこの環境センター等を加えまして24施設となりますが、平成31年度の算定数値で料金計算をいたしますと約2,700万円の削減効果を見込んでいるところでございます。

さらに、今後の公共施設の管理経費の節減に向けましては、先ほど申し上げましたとおり各施設の個別施設計画の策定を進めてまいりたいと考えております。必要なものについては維持管理をしながら、あるいはこの次世代に負担を残さないというような施設の長寿命化、あるいは場合によっては施設の集約、複合化ということも視野に入れながら、場合によっては民間譲渡、廃止すべきものは廃止ということで考えていかなければ、非常に財政的に負担が大きくなるというふうに考えているところでございますので、この辺につきまして御指摘がありましたとおり、住民の皆さん方のやっぱり利便性というのがございますので、十分なる理解、合意をいただくということが前提になろうかと思っておりますので、この辺も十分考慮の上に進めてまいりたいと思っております。おっしゃるとおり人口減少の社会に入っておりますし、利活用とのバランスということも十分考えてこの対処をしていかなければならないと思うところでございます。

それから、2番目のこの指定管理者制度の導入とかあるいは学校の統廃合などによりまして、公共施設の管理経費は軽減をされてきていると思われるが、合併時の経費と直近の経過の推移はどうなっているかということでございます。

合併当初の施設の経常的な経費におきましては、約7億円という数字でございましたが、地方自治法のこの改正によりまして現在は指定管理者制度の導入をいたしております。若干経費は減少しております、6億5,000万円程度になっております。

しかしながら、その後におきましてはやはり合併後におきましてですが、いよいよこの施設が老朽化をしております、それに伴うこの営繕費、いわゆる修繕費というのがかなり最近はこの施設も増えておりますので、結果的には現在は8億5,000万円程度になっております。今後におきましても、やはり8億から9億円程度の額の修繕費が必要かなという見込みを立てているところでございます。

非常に民間委託をしながら減らしていくという面もありますけども、一方ではこの施設の老朽化に伴ってそういう経費が逆に増えてきているというような実態となっておるところであります。

もちろん、この土地の物価上昇ということもありますし、そういうこともあります。額としましては、現在では減らない状況というんですかね、そういう経営状況が続いております。

特にまた、学校の関係についてはトイレの洋式化とか、あるいは学校施設の耐震化とか、あるいは空調の整備とかありますし、また町民生活に最も関係の深いクリーンセンター、環境センター、こういったところについては非常に大規模の修繕、数千万円毎年出さなければならないという状況がございますので、なかなか経費的には縮減の方向には見えないところでございます。そのために、公共施設の管理の基金の設置をいたしまして、そちらのほうから必要な財源も取り崩しながら充てている実態もあるところでございます。

このような傾向でございますので、今後におきましてはやはり施設の集約、廃止、こういうことをやっていかなければ節減というのは見込めないということでございますので、今後におきましても個別の施設計画の中で統合とか廃止等も当然視野に入れながら対応をしていく必要があるかと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○宮之脇尚美議員

ただいま町長のほうから答弁をいただきました。私どももこの防災減災対策について、いろいろ普段から地域の住民ともお話をするんですが、なかなか本町の場合には比較的、災害は起きますけれども人命は失われてないということもあるんでしょうけれども、そういう災害に対する認識というのが若干希薄になってると。やはり災害があった時点では皆さん方いろいろ言われるんですけれども、もう二、三年たつと忘れてしまうということがあります。

私のところも、やはり公民会で訓練をしようとしてもなかなか協力を得られない実情もございます。先ほど申し上げました佐用町では、やはり職員が、特に限界集落等については直接出向いて、やはり要支援者等についてはそういう支援を行う人たちと一緒に避難訓練をやるとるというようなこともあったようですし、また先ほど申し上げましたそういう災害に関する判定士ですね、そういう育成というののも約300人の職員のうち47名ほども資格取得をしているというようなことでございます。

それで、特に学歴とか何とかそういうものは余り関係ないようでありまして、建築関係の危険度判定士についてはそういう建築士の資格とかいろいろ条件があるみたいなんですけれども、そういう防災士とか何とかという講習を受ければいいんだと。ただ、その専門的な講習が何回かあるようでありますので、ぜひ職員自体こういう災害を経験してない職員は必ずそういうものをまず研修を行ってまたその次のステップを踏んでいくと、いわゆる資格をとっていくというようなことをされているようでありますから、経験をされている、特に今町長の隣の副町長とかあるいは水道課長なんかは、当時水害のときは前線にたつて睡眠もとらずに頑張っていた記憶

がありますけれども、こういう方々がいらっしゃるうちにやはり若い職員に話をさせていただいて、若い職員少しでもどういう行動をとったのか、あるいはどういう行動をとればいいのかということなどもぜひこういう経験者がいるときにお話いただければまた伝わっていくんじゃないかというふうに思いますし、また行動マニュアルについてもそういうものが生きてくるんだろうというふうに思うところでありますので、これらについてはぜひ実施をしていただきたいと。これについては、また町長のそういう意思をお願いしますとともに伺いをするところであります。

また訓練の参加者が少ないことでありますが、やはり先ほど言いましたように避難所等の問題についても、どうしてもやはり避難をしたくても人が多いから行きたくないという方々がたくさんいらっしゃいます。特に年配の方々は、少々のことでは自宅のほうで寝たほうが、公民館に移動すると眠れなくなるということもありますのでそういう方々についても、学校もいわゆる閉校したところもありますが、若干遠くなる部分もあると思うんですけれども、できれば学校の教室等についても2つ3つ押さえていただいて、ある程度そういうプライバシーの確保ができるようであれば簡単な改造でもして、そういうものに対する対応を図っていくということも今後は必要じゃなかろうかというふうに思いますし、またいろいろテレビや新聞等でも最近言われておりますが、段ボール等によるベッドとかあるいは仕切りとかそういうものもあるようでありますので、ぜひそこら辺については避難をしやすような環境づくりということを実施していただきたいと。これについても町長にお伺いをするところであります。

災害については、非常に重複した場合とか、あるいは広域的な場合なんかの食料品の調達とかということも問題があるわけですが、これらについては都市部と違って田舎の場合には自給米として確保されておりますし、また野菜等についてもつくっていらっしゃる方もおられるようでありますし、そういう生鮮食品については若干不足をするでしょうけれども、しばらくはしのげるんじゃないかなというような感じがしますんで、ぜひそこら辺の避難所対策というのをもう少し重点的にやっていただければありがたいなと思うところであります。

それから、やはり職員のそういう経験というのは重要になってきますし、先ほど言いましたようにどれだけ職員は災害が発生するとき、あるいはした後に迅速に的確な行動ができるかというのが、住民の避難者に対する行政の責任でもあろうというふうに思います。

熊本なんかでも、市によってはしっかりした対応ができたところもありますし、やはりできないところもあったということを聞いておりますし、特にスキー場なんかについてはいまだ復興が全部されていないようでありまして、私も昨年行く機会がありましたので若干見て回りましたが、まだ家を建つ見込みも立っていないというところもたくさんあったようであります。

あるおじいちゃんに聞いたんですけれども、私はこういう家でいいんだと、まだ壊れて完全には倒壊してないんですが、隣の鉄骨の小屋のほうで住まいをつくられて、自分でつくってやって、住家のほうはもう倒壊してると、住家のほうはやっと業者が、昨年でしたけれども入って選別をしながらそういう撤去していたようなことでありました。その後どうなったかというのは聞いておりませんが、そういう自体がやはり全国各地であるんじゃないかというふうに思うところであります。

ぜひ災害についてはそういうことで、ただいま申し上げたことについては再度また町長から答弁をいただきたいと思います。

それから、公共施設でございます。これも非常に難しい問題であるかと思えます。私が申し上げたいのは、ぜひ住民と直接関係のある施設については十分住民の意見を聞いた上でそういう方向づけしていく、あるいは改修なり営繕等していくということも必要じゃないかと思うんですが、利用との問題とか利用人数の問題等もあろうかと思えます。

そういうものについては、今後ぜひそういうラインといいますか、ラインが引けるかどうかというのはむしろ難しい部分もあろうかと思うんですが、各地域での集会所の問題とかということもありますけれども、経費的に極力縮減ができるような方策というのを見出していただく、これについては先ほど町長からありましたように、個別の計画がないとなかなか難しいと思いますので、こころ辺も積極的にそういう住民の考え方、あるいは行政の内部の考え方、あるいは議会の意見等も踏まえた上での計画というのをつくっていただきたいと。これについては要請をいたしておきたいと思います。

経費削減についてはさらにまたいろんな面で大切に使う気持ちというのが大事じゃないかと思うんですが、備品関係についてもやはり同じ備品でもすぐ壊れるところとそうでないところ、使用頻度にもよるんですが、体育館等についても各地域に大体あるわけでありましてけれども、すぐ備品が壊れてしまうところもあるようでありますので、こころ辺についてはぜひ、財産管理課も大変でしょうけれども、定期的な点検のもとにやはり維持管理をやっていくことも大事じゃないかというふうに思います。

ガラスが割られても何年もそのままというようなこともありますし、場合によっては一部中高生等が入っていたずらしているというようなことも過去には聞いたことがあります、ぜひそういうことがないようなそういう定期的な点検というのが必要だと思うんですが、これについても再度お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

#### ○町長（日高 政勝君）

まず、防災減災の関係についてでございますが、確かに先ほど申し上げましたとおりさつま町も大きな被害を受けてから、もう10数年経過をいたしておりますので、当然町民の意識もだんだんとああいう悲惨な記憶というのが薄れつつあるということではないかと思っております。

ダムの再開発事業が昨年終わりました、改めて国の皆さん方と一緒に、町民の皆さん方も交えて、そういう危機管理を持っていただくような形のいろんなイベントも取り組んでおりますし、子どもたちも含めていろんな取り組みも進めてきておるところであります。

それとまた、毎年出水期の前におきましては自主防災組織での訓練をぜひやっていただきたいというようなことで、呼びかけもいたしておるところでございますので、これからもそういう取り組みについては間断なくやっていくことが意識の向上につながるんじゃないかと思っております。

それから、職員のそういう専門職としての育成については、確かに若い職員も増えておりますし、災害を経験していない職員という数もかなりいるわけでありまして、やはりそういう経験をしていない職員の皆さん方も災害についての危機管理意識というものを常に持ち合わせていくということがやっぱり大事であるなど。やはりそういうことがないと、初動の対応というのが遅れてしまうということで、いろんな助けられる状況も難しい状況になっていくということがございますので、とにかくこういう自然災害、こういうことに対しては迅速にいかに対応するか、そういう行動的なマニュアルを、しっかりと日ごろから持ち合わせていくということが大事でありますので、その辺はこれからも機会を見ながら取り組みを進めていきたいと思っております。

また、もちろんいろんな資格の取得についても、これまでの経験をした職員等のいろんな話も、そういう職場研修の中でも受け継いでいくような取り組みというのが必要でございますし、そしてまた、いろんな資格取得についても、今後ともに若い職員も含めて督励をしていきたいと思っております。

それから、避難訓練の参加の関係でございますが、やはりなかなか参加をしないという方々、

いろんな事情もあるかと思うんですけれども、できるだけ日曜日、皆さん方が参加しやすい日に行っていただいておりますけれども、いろんな事情もあるかと思っております。

やはり避難訓練に参加することによって、やっぱり意識が高まっていくということにつながるわけですので、やはり自主防災組織のリーダーの皆さん方と行政とうまく連携をとりながら、参加しやすい、どういう形で参加しやすい、そしてまたいろんなためになる、いろんなやり方というのはあるかと思っておりますので、楽しく参加して、そして勉強になる、そして自分の身を守るということにつながっていくような仕掛けというのは大事かと思っております。

今回4月、毎年行っております年度初めの公民館長、いわゆる地区行政推進委員、公民会行政連絡員の研修会を予定いたしておりますが、その中で県の防災の啓発をする方が、この前もあれば女性団体でしたか、組織でもお呼びしていろんな話をさせていただきましたけれども、この方をまたお呼びして、本当に自主防災組織としての訓練のあり方というのを、具体的に非常にためになるお話をされましたので、その方をまたお呼びして研修を深めていきたいと思っております。実践につながるように、そしてまた、できるだけ皆さん方が多く参加をしていただくような手だてを講じてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、公共施設の関係でございます。住民の意見も聞いてということでございます。当然公共施設というのは、住民の皆さん方が使っていただく施設でありますので、それがうまく使われて、本来の施設をつくった意味というのがあるわけでありまして、最近、非常に人口も減少し、また高齢化も進んで、利用の仕方というのなかなか難しいところもあるんですけれども、やはり合併をして、旧町ごとに必要な施設として造ったものが、合併によって町が一緒になって、同じように造ったものが類似施設になってしまったということもあります。それでまた、維持管理経費もそれなりに3倍の経費が必要だというようなことになっておりますので、この辺については、毎回マイクロバスで送り迎えしておられるんです。そんなに遠いことでもないわけでありまして、できたら1カ所に集約をするということも、施設によってはそれも非常にこれから大事なかなと思っております。

例えば、文化センターをつくるようになりますと、各町にあります公民館の大きなホール等についてもこれをどうするかとか、いろいろ出てくるかと思えますし、保健センターも2カ所ありますけれども、これをどうするかとか、身近にあればいいんですけれども、ただ、町全体的な施設の管理ということになりますと、非常に難しい問題が出てまいります。

そういうところは非常に住民の皆さん方に利便性を欠くという状況になりますので、そういうことをクリアできるような形で持って行けば、そんなに一つにまとめてもより効率が上がるやり方ができるんじゃないかと思っておりますので、それも含めて今後の個別計画の中では進めていきたいし、そうなりますと、当然議会の皆さん方はもちろんであります、地域住民の皆さん方のやっぱりコンセンサスを得ることが大事でありますので、これは十分やっていきたいと思っております。

それから、維持管理の関係でございすけれども、非常にこの公共施設、多種多様でありますし、行政財産という位置づけをしておりますので、そこについては行政のほうで、指定管理もしてはありますが、やはり基本的には主管課のほうでしっかり定期的な点検をしながら、適切な時期に補修をやっていくということが一番大事かと思っております。気づきというのは大事でありますので、定期的なそういう点検はこれからも実施をしていきたいと思うところでございます。

#### ○宮之脇尚美議員

一問一答ということですが、2問とも一緒にいたしましたので、失礼しました。

災害については、先ほど言いましたように、ただいま町長のほうからも答弁があったわけであ

りますが、やはり何もないときにやったほうが、むしろ職員も余裕を持って幅広く研修ができるんじゃないかというふうに思うところでもありますので、ぜひこれらについては、新年度に入ったら早速そのことを中心に、そういう経験をされている課長さん方たくさんいらっしゃいますから、手分けをしてでも若い職員を集めて研修を実施していただきたいと、これについては、その状況を後ほどまたお尋ねをしたいというふうに思うところでもあります。

あと、そういう行動マニュアルとか、いろんな手法があるわけではありますが、いろんな問題について、昨年の12月の所管事務調査報告書の中にも私自身が作りまして報告いたしておりますので、ぜひそこら辺も参考にしながら、いろんな手段をとっていただければありがたいというふうに思います。これについては要請をいたしておきたいと思います。

公共施設でございますが、ただいま町長の中にありましたように、やはり中長期的な視点じゃないと、なかなか短期的にはできない部分はあるかと思えます。

ただ、短期的にできる部分で、ないがしろになっている部分というのは多分ないんだろうというふうに思うんですが、例えばそういう観音滝のように温泉が出なくなったために、どういう手法をやっていくかということ、そういう問題等もあるかと思うんですけれども、そういう問題については、やはりどうしてもその担当が主体になって、いろいろ頭を悩まされると思うんですが、庁議等によっていろんな職員の意見とか、あるいはまた場合によっては地域住民の意見等も踏まえながら、そういう有益な利用のあり方ということも考えられるんじゃないかと。指定管理者制度をそのものも、最近ちょっと疲弊してしまっていて、解消を図るというような団体もあるようでございますが、そういうものを含めて、どういうふうに今後利活用していくかということが最大の目標になるんじゃないかというふうに思いますので、指定管理者ありきじゃなくて、いろんな利活用の手法を考えた、そういう手法というのは考えられないか、観音滝に限ってですが、再度町長にお尋ねしたいというふうに思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

公共施設の管理ということについては、目的は町民の皆さん方がうまく利用していただくということでもありますので、基本的には当初は町のほうで直接管理し、直営でやってはおりましたけれども、やはり経費がかかるということで民間委託という形、今は指定管理者制度ということになっておりますが、やはり民間の主力、いろんな能力というのをうまく活用して、より町民の皆さん方が利便性をもって、福祉の向上につながるということになってきておりますので、ただ、いつまでも町がかかわった形で指定管理を続けていくかということについては、施設の状況というんですか、施設のあり方において、もっと民間活力を使ったほうがより効果的になるのではないかと、やっぱりこの指定管理者制度じゃなくて民間そのものの力で、経営力でやってもらったほうが、より施設の効用が発揮をされるという場合もあるんじゃないかと思っていますところでもあります。

今ありましたとおり、いつまでも指定管理者制度オンリーの形ではなくて、施設のいろんな目的がありますけれども、これによってはもっとその目的が発揮をされることについては、次の段階のステップを踏むということも必要かなと思っています。

この前申し上げましたとおり、観音滝については、一応の指定管理者制度のあり方については、行政としては一つの区切りをつけて、民間のほうにお任せをしていく方向で今後公募なり、公募のあり方についても財産問題どうするかという課題が出てまいりますので、そういう方向づけもしっかり問いながら、民間のほうに公募等をしていきたいと思っていますところでもあります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

宮之協議員に申し上げます。残り時間があと3分余りとなりましたので、制限時間内に終える

ようにお願いします。

○宮之脇尚美議員

最後に1点だけ伺いたしますが、この観音滝への関係でありますけれども、今町長からありましたように、民間を主体としたそういう利活用ということで言われたんですが、財産管理課長にお伺いしますが、これはただ単に民間に言えば無償貸し付けとか、あるいは有償貸し付けとかいろいろあると思うんですけれども、貸し付けそのものは施設として好ましくないのかどうか、そこら辺伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

これからは具体的に、3月で一応温泉については、行政としてはもうやめるという方向を出しておりますので、指定管理者とお話し合いをして、そういう方向に御理解をいただければ、次のステップを踏んでいきたいというようなことであります。

まだ具体的にはお示しする段階ではございませんけど、考えられることは土地については譲渡するというわけにはいかないだろうと思っておりますし、建物について、例えば上の観音滝の上の部分、そしてまた下の部分がいろんな施設があります。そしてまたキャンプ場もあります。そういう形を一括して、建物については民間譲渡とするのか、あるいはこれについては無償貸し付けとか、あるいは無償譲渡とかいろんな形があるかと思えます。そしてまた、場合によっては上と下の部分と切り離して行うとか、いろんな形が出てくるかというのは、そこはまた今後詰めてさせていただきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

---

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時40分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

○上圀 一行議員

外国人就労者の受け入れについて伺いたします。

2019年度予算で内閣府、国ですが、1,000億円を計上する地方創生推進交付金の一部を、外国人を受け入れる自治体、市区町村に財政支援をするとあります。これは、大都市に外国人が集中するのを避け、地方の人手不足解消につなげるとしております。町長も施政方針の中で、少子高齢化から来る人手不足、中小企業や地域経済を支える根幹部分であるとあります。

さつま町は人口が毎年減少しております。このためにも進んで早く取り組んでももらいたい。人口減少にも歯どめがかかり、商業施設の利用で経済効果も大であります。

また、住んでいらっしゃる外国人の方にも地方交付税措置もあると言われておりますので、町にとっては、こちらも財産収入が大きいことから、他の自治体よりも早く取り組んでももらいたい。町長のお考えをお聞かせいただきたい。

2019年度の交付税も62兆7,000億円と、2018年度より6,000億円多い。予算

総額のうちの私どもに非常に頼もしい地方交付税も7年ぶりに増額となっております。その割にはさつま町の2019年度予算は、前年比マイナス、これは突っ込んで申し上げます。

さて、鹿児島県の外国人推計人口は、2007年は4,558人でした。2019年ことですが、1万783人。市町村別では、鹿児島市の2,494人、霧島市の644人、出水市の598人、我がさつま町は2月20日現在で329人、人口に占める割合では、トップが枕崎市で1.77%、369人、我がさつま町は県内4番手で1.41%、296人。この数字は、ことしの2月1日の南日本新聞掲載ですので、現在とは若干違いますけれども、割合は2月1日よりも高くなっておると思われます。

先ほども申しましたが、県下でも人口に占める割合は4番目に高い位置にあります。これは、さつま町の人口増に町内の企業の方々の貢献度が非常に高いと思われます。

そこで、町長は施政方針の中で、今後ますます増加する外国人労働者に対しても雇用対策、定住対策の一環として、企業と情報交換を行いながら、生活環境への対策など取り組んでいく所存でありますとございます。非常に私、心を強く持ったところでございます。

さつま町には働くところはあるが、働く人がいない。県下どこでもこのような状況ですので、外国人労働者の方が、他の市町村よりも働きやすい環境、また、居住環境を国の支援を利用して、行政側からの支援ということで取り組むお考えはございませんでしょうか。

次に、町内には多くの介護施設がございます。介護者は年々増えていきますが、介護士の不足で、どこの施設でも苦慮されております。

国では、2019年、外国人の介護士の受け入れ整備に11億円を計上しております。国の補助だけでは足りないと思われます。不足の一部を町で支援するお考えはないか伺います。

不足の一部と申しますのは、外国人の介護士の言葉の学習の場の提供です。日本語は覚えたが、鹿児島弁がまだ学習ができない。薩摩言葉の学習、そういった場所の提供等々です。現在の薩摩中央高校福祉科では、40人の定員に対し10人ぐらいの応募者の状態です。これでは介護士の不足は否めません。団塊の世代が70歳代に突入しました。介護を必要とする方が増えると思われれます。薩摩中央高校福祉科への入学志願者が増えるような支援策はお考えのことと思います。これはお答えの必要ございません。こういう状況ですので、外国人の介護士の支援が必要ということ述べたまでです。

最後に、前回に質問いたしましたが、外国人就労者の方の居住環境に学校跡地の利用をお尋ねしました。地元の理解がなければとの説明でございましたが、その後、地元理解を求める方策をとられましたか。どのような方法で実施されましたか。また、地元の反応を教えてください。これも施政方針の中で、学校跡地活用については、地元と協議を重ねながら有効な活用策を検討してまいりますとございます。まだ実施されていないのであれば、いつされるのか伺いしながら、私の1回目の質問とさせていただきます。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員から外国人労働者の受け入れについての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

外国人労働者につきましては、これまでの議会でもお答えしてまいりましたが、年々右肩上がりで増加しているのが現状でございます。中でも技能実習生が多くを占めておるところでございます。本町においては、数年前から南米からの日系人が移住を目的に転入する家族が増えているのが特徴であります。

外国人労働者の方で住民登録をしている全体数というのは、先ほどもございましたとおり329人となっております。今後も増える見込みであります。年齢的にも若い世帯でございますし、幼児や児童生徒を連れての転入が多く、人口減少が続く中、先ほどもございました減少の幅を緩やかにしている要因にもなっていると感じております。

しかしながら、日本語が理解できない世帯も増加することから、事業所とも連携を密にしながらスムーズな受け入れができる対応が必要になってくると考えているところでございます。

また、受け入れに当たりましてのいろいろな問題もあるかと思っておりますので、そういったことの把握をいたしまして、もろもろの対応策を検討するために、既に本町の教育委員会、それでまた子ども支援課、そのほかの関係課でそういう協議会をつくりまして、これまで多くの外国人を受け入れております。日本国内のところの視察を実施いたしております。例えば児童生徒の日本語教育等に力を入れている愛知県の小牧市、あるいは岐阜県的美濃加茂市、こういったところでのいろんなお話を聞いてきておるところでございますので、今後、関係課で横断的な検討を重ねまして、また関係企業とも連携して、課題を整理しながら、積極的な受け入れについて、そういう体制ができるように整えてまいりたいと考えているところであります。

なお、地方創生交付金の一部が、先ほどもございました外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実ということで、さまざまな項目が出ておりますので、その項目について本町で取り組める事業等については、関係課で研究を進めながら、導入をしてまいりたいと思っております。

次に、介護施設における介護人材の確保としまして、外国人労働者を受け入れて、町独自の支援をする考えはないかということでございます。国におきましては、平成29年に外国人の在留資格に介護についても創設をされたところでございます。外国人で介護福祉士の資格を取得する者、あるいは、技能実習生での介護職の追加ということもございました。

今後、外国人の就労の増加が予想されます。このため受け入れ環境の整備を進める必要がありますことから、平成31年度予算に語学とか専門知識の学習支援を行うなど、外国人介護の人材受け入れ環境整備事業を新規に創設がされております。

一方で、介護の専門職として、仕事をする場合におきましては、どうしても仕事の内容というのが人間を相手にしておりますので、相互の間においては、やはりスムーズなコミュニケーションというのが極めて重要な要素になってくるかと思っております。町内の介護事業者におきまして、今後、人材の確保をどのように考えられるかが基本であると思えます。

現在、町内では、社会福祉法人の連絡会というのが組織をされておりますので、まずはこれらの雇用対策の考え方を把握していく必要があるかと思っております。その上で各事業所が外国人の人材を求めていくということになりますと、こういったいろいろな対応策が出てくるかと思えますけど。詳細はまだ明らかになっていないところでございます。必要であれば、国の事業とか、介護職種に限らず、全体として御意見にありますような地域になれ親しんでいただくための支援といったことを検討する必要があると思うところでございます。

現在のところ、雇用環境は厳しいところはありますけども、施設ではいろんな多様な人材を確保するために、県の老人福祉施設の協議会、ここを通じまして、介護つた隊を導入されるケースもあるようでございますし、町としまして、介護保険事業の中で介護支援ボランティア制度、こういった制度を持ってポイント事業に取り組んでおります。施設等でのボランティア活動を推進しておるところでございます。今後、さらに施設と支援者のマッチングなど支援の強化に努めてまいりたいと考えてございますが、外国人雇用の段階には、今のところ至っていないようでございます。

ただ、今後2025年問題ということでよく言われておりますけども、やはり団塊世代というのが全て75歳以上になる。日本全体が非常に高齢の皆さん方が多くなる、そういう時代になってくるわけですが、そういう時代になったときに介護需要というのが物すごい勢いで増えていくんじゃないかということでございますので、町内におきましても、この介護施設で働く人材がいらないということになりますと、外国人の方々を雇用しなければならないという事態も出てくるかと思っております。そういうことも視野に入れながら、各施設は常に連携をとりながら、円滑な雇用確保ができるように、そして施設でのコミュニケーションがうまくとれるような日本語とかあるいは鹿児島弁、こういった学習の機会も検討をしていく必要が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その時点、あるいはそういうことも考えながら、準備はしていく必要があるかと思っておりますので、その点でございまして、そういうことで住みなれた地域で安心して暮らせるような高齢者の皆さん方の暮らしぶりというのをしっかりと支えていく必要もあるかと考えております。

それから、外国人労働者の居住の場所として学校跡地の利用ということでございます。さきの9月議会での回答を受けての質問であるかと存じますが、現在、閉校しております学校跡地については、地元の検討委員会と町の職員が連携して協議・検討を重ねてきております。また、今年度末で閉校します山崎中学校、さらに元号が変わる予定ですけども、今の段階では、平成34年4月に流水小学校と鶴田小学校が再編ということになりまして、そこが空くということになりますが、まだ現在のところでは学校が存在していますので、閉校後に地元での検討委員会を立ち上げていただき、地域一体による利活用の要望とか意向を踏まえながら、一緒になって利活用の話し合いをしていきたいと思っております。

なお、このように地域と行政が一体となって地域の活性化に寄与する形で検討をしてみたいと考えておりますことから、外国人労働者の居住場所等の具体策を上げての事前での説明会はまだ行っておりません。今後、閉校の段階になりますと、今ございました外国人就労者の居住場所という利活用の仕方も含めまして、学校跡地の利活用の検討を進めることになるかと思っております。そういうことで、今の段階ではまだそこに至っていないということでありますので、近い将来、それも含めて検討が必要かと思っております。もちろん先ほどから出ておりますとおり、町でそういった整備をするのかということは課題でありますので、できたら民間のほうに貸し付けとかあるいは譲渡、そういったことも視野に入れながら活用策を探っていく必要があるかと思っておりますので、その点でございまして、

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○上岡 一行議員

ありがとうございました。今、素晴らしい回答をいただいたわけですが、せっかく国も地方に支援を行うというようなことを言っております。ですから、せっかくのチャンスですので、なるべく早く。それから、受け入れ対策協議会をつくるとおっしゃいましたけど、早急に行ってください、時期とかおわかりでしたら教えて、早急に行ってください。そういうふうに思います。

さつま町の企業の方々も一生懸命取り組んでいらっしゃいます。外国の方を呼び寄せるために。さつま町には鹿児島県下でも4番手というぐらいに人口が増えておりますので、企業の方に負けないように行政のほうも一生懸命頑張りたい。そういうふうに思います。さっきのおわかりでしたら教えていただきたい。

#### ○町長（日高 政勝君）

協議の場ということで、関係課のほうでそういう受け入れについてもいろんな課題がございますので、そういう多文化の関係あるいは言葉の関係とか、あるいは日本の生活に、さつま町の生活になれていただく上には、環境的なごみ出しの問題とかいろんなことも出てまいります。もち

ろん小さい子供たちがおれば、義務教育課程では、義務教育を受ける日本の場合、国籍を持っておれば義務教育を受けるという義務がありますので、そういったことについては教育サイドで、どんな課題とやっていくかということも当然出てくるわけでありますので、今の段階では、関係課でその辺の受け入れをスムーズにどんな形でやっていくかということの話し合いの場ということで、今もう既にでき上がっております。これを具体的にまたどんなふうに展開をしていくかということをやはり横断的に関係課が一緒になって、場合によっては企業さんとも当然連携をとっていく必要があろうかと思っておりますので、受け入れのものづくり企業さんというのが、今でも数社、そういう外国人の受け入れをしていただいておりますし、まだ仕事が増えていきますと、まだまだ人手が町民の皆さんからないと、外国人の皆さん方に頼らざるを得ないというところがあろうかと思っておりますので、そういうことを踏まえて対処をしていきたいということでございます。

#### ○上圀 一行議員

新たに力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。できましたら、その協議会の中に企業の方々も参加できるような、それからまた、町内には介護福祉の施設もたくさんございます。そこの方々も参加できて話し合いを進めていけたら、よりよくたくさんの方の外国の方がさつま町においでになっていただけるんじゃないか、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

#### ○川口 憲男議員

私は、さきに通告いたしました子育て支援策についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、人口減少は本町にとって大きな課題となっているところでございます。そのためには、雇用の場の確保とあわせ、働く世代の人々が安心して子育てができる環境づくりが重要であると思います。

子供と親が安心して暮らせるまちづくりにさつま町も取り組んでいるが、さらなる推進を図り、まちの活性化を図ることではないかと思っております。町長も先般の施政方針の中で、子育てについては種々申し上げられました。町の基本方針の中にも、男女がいきいき健やかに笑顔あふれるまちの実現を目指して、町民、事業所、関係機関が一体となり取り組むとし、人口減少、少子高齢化の社会が進展する中で、労働力人口の減少や社会保障問題の負担増など、地域の活力の低下も懸念されるが、それに鋭意努めていくということにされております。

次の3点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

現在取り組みが行われている子育て支援策は十分と考えられておられるのか。

2番目に、児童虐待の発生防止や早期発見への関係機関等との連携、対応は十分機能しているのか。

3番目に、産前・産後ケア、育児・子育ての環境の充実を図るため、宮之城出張助産所が開設されているが、利用状況、課題等をどのように考えているのか。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

## ○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から子育て支援策についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですが、現在取り組んでおります本町の子育て支援策については、さまざまな支援策を講じております。今、少子化の時代になっておりまして、これからの次代を担う子供たちをいかに健全に、そしてまた産み育てやすい環境をつくっていくかというのが大きな課題でございますので、重点的に取り組みを進めてきておるところでございます。

平成26年度から病児の保育事業、27年度から保育料の第1子を1割軽減、平成28年度から産後ケア事業を実施しております。

また、平成29年9月から子ども支援課の設置をいたしました。子供については一元化するという組織の改編も行ったところであります。また、その中に新しく子育て専門相談員の配置もいたしております。10月からは保育料の第2子を2割軽減のほか、放課後児童クラブにつきましても、平成28年度から毎年拡充をしまいたところでございます。さらに平成30年度は、出張助産所の開設、そしてまた子供の医療費の助成については高校生まで拡充をいたしました。子ども・子育て応援大使の委嘱、子育て人材バンクの開設、フッ化物洗口事業の中学校までの拡充、こういったことについては県内でも先進的な取り組みと考えております。

これらの取り組みについては、県内でも注目いただいております。昨年8月は、本町の子ども・子育て応援大使の増田クリニック院長が代表世話人等を務めておられます鹿児島医療・社会・倫理研究会主催の市民公開講座が鹿児島市で開催された折にも、本町の子育て支援対策を発表する機会をいただいたところであります。

この市民公開講座におきましては、ゲームやネット依存から子供の脳を守る取り組みを研究発表するもので、多くの学校職員や保育士等が参加をされておりましたけれども、福井大学の小児発達学の友田明美教授の「子育てに必要なもの」と題した特別講演がございましたが、そのときの内容は南日本新聞に何回も掲載をされておりました。友田先生より、本町の子ども・子育て応援大使による家庭教育教室の開催等は、全国的にも珍しい取り組みで大変好評をいただいたところであります。

また、フッ化物洗口事業につきましては、中学校まで拡大推進し、昨年12月には全ての中学校で開始できたところでございまして、南日本新聞にも大きく取り上げていただきました。保育園、幼稚園、小学校、中学校まで一貫した取り組みは、県内初となったところでありますが、12歳児の虫歯の本数の少ない割合は、全国的にもトップクラスの数値となっております。

平成31年度につきましては、施政方針でも申し上げましたが、出張助産所の受け入れ体制の強化、あるいはスマートフォンのラインを活用した子育て情報の確認システムの構築、インフルエンザの予防接種助成、親子教室の回数を増やすなど、計画をいたしております。

平成27年4月から子ども・子育て支援制度がスタートいたしまして、本年10月からは、乳児・幼児の教育無償化も予定されておりますので、国の制度の変化や本町の実態を十分に見きわめながら、本町独自の支援策をさらに深化させてまいりたいと考えております。

次に、2点目の児童虐待の発生防止や早期発見への関係機関等との連携は、対応は十分に機能しているかということについてであります。

近年、連日のように新聞・テレビ等で児童虐待のニュースが報道されております。特に昨年3月に東京都の目黒区で5歳児が死亡した事件や、ことし1月に千葉県野田市の小学4年生の女子児童が虐待死した事件は大変痛ましい事件でありまして、全国的に衝撃を与えたところであります。

本町における児童虐待と判断する事案につきましては、平成26年度と平成27年度に各1件、平成28年度が3件、平成29年度が2件、平成30年度は2月末現在で3件発生いたしております。祖母からの虐待を娘が警察へ通報したものや、内縁の夫からの暴力、離婚問題で夫からの暴力、借金問題による育児放棄、子供の面前での夫婦喧嘩、しつけなど、マスコミで報道されているような事案が、ここ数年の間に発生し始めているところであります。これらの事案につきましては、児童相談所の協力をいただきながら、さつま警察署と連携をいたしまして、DV被害者の避難あるいは児童養護施設への一時保護、母子生活支援施設への入所などに緊急に対応をいたしているところであります。子供が就学している場合には、教育委員会及び学校と情報を共有できるように連携をとっております。

児童虐待防止につきましては、平成28年の児童虐待防止法の改正で、しつけを名目とした児童虐待の禁止というのが規定をされました。児童福祉法と母子保健法も同時に改正されたところであります。

この理由としましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を担う母子保健施策との連動でありまして、母子保健法に母子保健包括支援センターとして位置づけられ、今日、通称で子育て世代包括支援センターという名称で設置が全国に展開をされているものであります。

本町におきましては、国の改正に適応し、町民にわかりやすい窓口となるように、母子保健と児童福祉を一体化した子ども支援課を設置いたしまして、子育て世代包括支援センターに機能を位置づけたところであります。

今後におきましても、児童相談所の指導をいただきながら、子ども支援課と警察署及び教育委員会、学校現場あるいは保育園等との情報を共有してまいりたいと考えております。

また、関係機関で構成しますさつま町要保護児童対策地域協議会の協力もいただきながら、迅速な対応と今できることを最大限に努力しているところでございます。

次に、3点目の宮之城出張助産所の利用状況や課題等をどのように考えているかということでございます。平成28年度から、いわゆる産婦人科がないということもございまして、28年度から出産後の産婦が安心して子育てができて経済的負担の軽減につながるようにということで、県内助産施設と契約を締結いたしまして、産後ケアの応援券交付事業を開始いたしたところであります。

開始年度の平成28年度は、周知不足の点もあったことや、町内に助産施設が存在しないことなどから、応援券の利用も84名に交付いたしまして、24名の利用があったところでございましたが、平成29年度は周知を図るため、応援券の交付申請に来られない方へは電話連絡をするなど呼びかけた結果、115名に交付をいたしまして47名の利用となりました。

これらの状況を利用者からも御意見をお伺いするとともに、日ごろ新生児訪問活動やいのちを育む事業、母子保健手帳交付などに御協力をいただいている隣接市の在宅助産師と協議を重ねまして、本町に出張していただくサービス提供施設としまして、宮之城保健センター内に宮之城出張助産所を昨年4月に開設いたしたところであります。そして、産後ケア応援券を宮之城出張のこの助産所でも利用できるようにいたしましたことから、平成30年度は、本年1月現在で102名の方に交付をいたしまして87名の方が利用されまして、85%の利用率となっております。開始からの当初から24名、そしてまた翌年は47名、そして現在は87名と増加の方向になっております。

課題としましては、1カ月に2日間しか開設できないところでございますので、3カ月の予約待ちが発生をしている現状がございまして、これらに対応していくためには、平成31年度は月2回の開設日の時間を終日できるようにしていくとともに、助産師を2人体制で対応できるよう

に計画をいたしております。

今後におきましても、助産師との連携を強化するとともに、町内における助産師の人材育成ということも必要ではないかと思っておりますので、そういう方向にも努めてまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

町長、子育て支援については町長の答弁にありましたように、いろいろ施策を講じてもらっております。また、出張助産所ですか、等も設置されまして、先ほど申し上げました育児ちゅうか、妊娠から子育てまで支援する体制ができていると思います。昨年の10月に発行されました子ども・子育てガイドブック、私これもらってずっと見たんですけども、十分いろんなところで子育て支援にされている補助金というか、出していることは重々承知しております。その中にありまして、この支援策については相当、町としても動いてもらっていますけれども、その中で二、三点、ちょっとこういう点がまだ町内にもありまして、お母さん方あるいはお父さん方から聞いている点が重々ありました。町長の答弁にもありましたように、小児科あるいは産婦人科がないということは、非常にその若い世代の方々が危惧していらっしゃるところでもありましたけれども、これは相手がおることでしたし方ないところもあるんですが。

まず、その一点で1問目に、子育て支援の中で治療費の補助があるんですけども、これで非常に皆さんも助かるという声は聞いているんですが、さつま町の場合は窓口支払いといいますか、治療を受けますと窓口で支払ってきて町に申請するというような方法です。ほかの市町村をちょっと調べてみますと、大きな市ですけども、鹿児島市とか薩摩川内市、伊佐市におきましても、特に伊佐市におきましては、乳幼児医療費助成金受給資格証を発行し、県内どこでも受診ができて、そしてまた支払いのほうもそれを見せますと、当然支払いはせんでもいいということができております。ぜひさつま町もこういうような方法ができないかというお声を聞いたんですけども。

町長、担当課いろいろこの対策を聞きますと、病院の対応とか、いろんな不具合とか、いろいろあることがあるということ聞きますけれども、現に伊佐市等ではこういう受給資格証等を発行しこれができていると。県外においては、町に申請してくださいということの提案みたいです。こういうような点で、もう少し町として考えができないのか、町長にお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

鹿児島県は統一して精算払い方式なんですよね。これを三反園知事が乳幼児に限っては窓口で精算じゃなくて、窓口でも無料にするというような取り扱いが始まっております。これは県下どこも一緒だと思いますけども、さつま町もそういう形になっておる、乳幼児についてはですね。ただ、小学校、中学校、高校のところはやはり後払いの補助金でということ、一旦は窓口で払ってあとは町のほうから支援をするという形になっております。本町の場合は高校生まで無料ということでありますので、助成ということになっております。どこもそういうことで統一はされているかと思っておりますけども。

県の政策として知事が打ち出したのが、乳幼児については、所得に応じて、所得が非課税のところは窓口でも払わなくていいですよという形になってきたわけです。県下どこも一緒だと思います。

#### ○川口 憲男議員

いろいろ聞きますと、町長の答弁にありましたように、そういうふうにして乳幼児に関しては、今、伊佐市が発行している乳幼児医療費助成金受給資格証ですか、こういうのを発行してそれで

対応できているということを聞きました。大方のところで若いお父さん、お母さんから聞き取りをした結果がこうなんですけれども、町長の答弁に、県下一緒なんだということでしたけれども、さつま町を見ましても、小中学校のお母さん方に聞いたところでは、どうしても窓口負担というのが増えてきて、町に申請してということがありましたから、その対応策ができないかということをお願いしておりました。

それともう一点、インフルエンザの予防接種事業があるんですが、これも子供が1人だと高いところで3,500円、3,000円から3,500円だと思うんですけれども、3人ばかりいると1万円になっていくと。そしてまた、どうしても今呼びかけがあるのが2回接種ですか、というのがあるとちょっと負担的に非常に高くなっていくと。これとこの接種事業は、病院によってはまばらであると。そこら辺はまた病院の考え方もあると思うんですけれども、そういうようなのもこういう子育て支援の中で非常に充実した対応とられてもらっているんですけど、ここあたりまで踏み込んでできないかという御要望も聞いておりますが、町長、そういうところはどんなんでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

この医療費の件については、県下43市町村、同じことになっているんじゃないかと。もし違えば、また担当課長のほうから。私の認識では、とにかく県知事が新しい政策として、精算払いじゃなくて、窓口でそういう所得の関係にいつかは無料にすると。ただ、県の場合は乳幼児なんですけど、県はまだ中学校とか高校までやっていないんですよね。乳幼児については窓口では無料でいいですよということに。ここは全部一緒だと思いますよ。それで、中学校、高校までやっているところは、今までどおりやっぱり精算払いという形になる。そうしないと、窓口で全部、小・中・高校まで窓口全部無料となると、安易に医者にかかって医療費が物すごい上がるという形で、鹿児島県の場合は、そういう抑制を図るために、やはり精算払いの形をとっているんです。そこを今度は知事が乳幼児に限ってはということで、そういう形に変えたわけですので、そこは県下どこも一緒だと思いますけど。大体、小学校までやっているところ、まだ中学校までやっていない、高校生までやっていないところがほとんどですけれども、そんな形になろうかと思っています。もし違ったら、また担当課長が説明申し上げます。

それから、インフルエンザの関係ですね。インフルエンザについては高齢者の皆さん方については、町からも助成もしております。新しく今度の施政方針に出しましたとおり、こういう小さいお子さんとか、また小学校の卒業とか中学校の卒業、そういう受験の方については、やはり受験シーズンにインフルエンザにかかって受験ができないとなると大変でしょうから、それについては町から助成をしましょうという形で今度打ち出しておりますけども。

単価の問題についても確かに医療機関がたくさんありまして、詳しい事情わかりませんが、いろんなコストがそれぞれ違うのか判りませんが、違っておるのは事実です。それを統一しようといっても、そこはそれぞれの医療機関の事情というのがありますので、町としてはそこまではちょっと難しいところがあるかと思っています。

#### ○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

まず、医療費の関係でございますが、今町長のほうからもありましたように、医療費の助成をしているところは全てのまちではございません。現在、高校生までうちは開始していますが、これは県内で14カ所しかございません。未就学児までやっている自治体が4カ所、4市町村、小学校までが3市町村、あと中学校までが多いところであるんですが。そういった現状でございますが、窓口の支払いが医療機関で居住する方によって異なってくるという対応というのは、非常にこの医療機関のシステム的に、そのあと、国保連合会、社会保険の支払診療基金等への請求と

いうのもシステムを全て改修しなければいけないというような形になりますので、医療機関によっては、例えば一般の方は窓口負担が発生する。しかし、子供の場合は、窓口負担はなしよというのは、システム上やはり困難なところがありまして、県下一斉でやっているのは先ほどありましたように、三反園知事の政策でもありますように、昨年の10月から未就学児童の非課税世帯については既にありますよと、それは県下統一でしますよというようなやり方をしておりますので、基本的には精算払いでございます。そして、県外に行った場合は、精算払いというのがいろんなデータで処理ができませんので、その領収書を持ってきていただいて窓口を持ってきていただく。しかし、それ以外の県内の場合は、国保連合会のほうからデータが各市町村に流れてきます。そのデータを全て電算処理しまして、それぞれの各保護者の口座に自動で振り込むというシステムをしているところでございます。

それから、インフルエンザの関係でございますが、インフルエンザもこれも全ての市町村でやっているわけではなくて、今回、平成31年度でさつま町も実施しようというふうに考えているわけでございますが。これがやっているところが19市町村でございますが、さつま町が20番目に当たるんですが、この内容もさまざまございまして、本町の場合は、未就学児童から小学生までを2回、そして受験対象の中学校3年と高校3年生を1回という形で金額も2,000円を計画しているんですが、これも1,500円のところもあれば1,000円のところもありまして、これもさまざまでございますが、そういった実態を踏まえまして、本町としましては最もしい方法ということで、今回、インフルエンザにつきましても計画をしているところでございます。

以上です。

#### ○川口 憲男議員

ちょっと問題が、問題というか質問がちょっと多いですけども、判るところで、例えば病院の対応でできないとか、今のところ検討中とか、そういう答えだけでもいいですからお答え願いたいと思います。ちょっとたくさんしていたんですけども、時間の都合があってできないところがあるんですが。

それから、乳幼児健診が3歳までを今限度としているんですけども、これがそのあと学校に上がって、いろんな子供の状態が何ていいますかね、こういう言葉はいけないんですけど、療育的に言葉がちょっとおくられているとか、いろんなことがおくられているというところが、乳幼児健診の4歳、5歳で見つかってくると、今のところさつま町の場合は、先ほど町長が申されました乳幼児健診のところで、相当、子ども医療のところとか、それから保健師と今のこのあとの出張所の産前・産後ケアのところでも見つけられるところが多いんですけども、こういうところでもできるんですけども、4歳児・5歳児までの健診ができないものか。ちょっと今のところ判らにゃ判らんでもいいですから、その点で答えていただきたいと思います。

#### ○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

健診につきましては、1歳半・3歳法定健診で行っておりますが、その前後もさまざま本町の場合はやっております。2カ月児からずっといろいろ育児相談からやっております。今出たように5歳児の健診も、これは全国的に今話題になっておりますので、これにつきましてもいろんなまたさらに研究を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、いろんな5歳児になってからのいろんな発達のおくれ、こういったのもあるかと思えます。基本的に1歳半と3歳児の健診の段階で、いろいろ保健師が判断をしまして、そして発達に特におくれがある場合等につきましては、親子教室も開催をしているんですが、親子教室も施政方針の中でも町長のほうから答弁があったとおり、ちょっと回数を増やしまして、さらに密度を濃くしまして、見きわめを深めてまいりたいというふうに考えておりますので、またそうい

った点もさらに強化していく計画でございます。

#### ○川口 憲男議員

課長の答弁の中で、私も指摘をされたんですけども、言葉や生活態度が現れる時期でもあるということで聞いております。これは保育園とか、それからいろんなところからの話でも聞いております。ぜひ検討してやっていくと、全国でもこれが出ているからやっていくということでしたので、ぜひこれには努めていただきたいと思います。

それから、2番目の児童虐待の発生防止、早期発見について、町長にいただきましたんですが、私はこれについてさつま町でもあんまりないのかなとあれしておりました。町長の答弁聞きまして、平成28年から30年の前半までですか、いろんな件数が起きていると。幸いにしまして、しつけの中でたたいたりとか、いろんなことをしたりとかいうことがないとは聞いておるんですけども、このことは町長、串木野市でも大きな問題になったんですけども、やっぱり先ほど申し上げますように、このあとの問題でも申し上げますけど、子供に対して安心安全な育て方、あるいはいろんなことに対して、子育て支援とかいろんなことにこれが出てくるんじゃないかと思います。今、核家族化でどうしても見てもらえない若い夫婦の方が多いということでこういうことが起こるのかなと思いますし、教育委員会のほうでも、今ちょっと聞こえてないんですけど、さつままで育てる子供、地域の方々も見守りをしながら育ててくださいということがあるんですけども、ぜひその若いお母さん方に対して、こういうような支援策もとっていただきたいと。これはまた3番目でも申し上げますけども、このことについては、鋭意目を光らせてという言葉はちょっとおかしいんですけど、いろんな団体との機能を高めていくということでしたので、ぜひそのようにしていただきたいと要望しておきます。

それと3番目ですけども、宮之城出張助産所が開設されたということは話にも聞いております。以前の一般質問の中でも、さつま町にこの助産師の設置ができないかということをお願いしてあったんですけど、こういうふうにして出張所を開設されておりました。

これまでに月に2回の開設で、非常に町長の説明の中にはいい言葉といいますか、答弁があったんですけども、まだまだいろんな支援が行き届いていないのが現状じゃないかと思っております。先ほどから申し上げますように、妊娠から子育て支援までですか、学校に上がるまで切れ目のない支援の体制をしていくということになれば、やはりこういう助産所の開設あるいは子育て支援開設ですか、こういうようなことが非常に大事じゃないかと思います。保健師の対応も充実してきておりますけれども、ことしになりまして、これを助産師の2名体制、それから時間も終日にしていくということを聞いております。

もう一回、町長、このところを、やっぱり今までのところを聞きますと、先ほど応援券ですかね、子育て応援券、3万円を子供たちのために支払っているということでございました。この出張所の充実と、この子育て応援券のもう少し充実を図る考えはないのか。

私が聞いておるとこによりますと、これは1歳の誕生日の前日までだと。どうしてもそれではあれしないと。2歳までできないのかとかいうような意見もあるんですけど、この子育て応援券と出張所のもちっと機能を充実されるような考えはないのか、お聞きいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

この児童の虐待の関係でまずありますけども、非常に身体的な虐待とか性的な虐待、あるいはネグレクト、飯を食べさせないとか、いろんな心理的な虐待というのがありますけど。今回、こういったことを防止するために、児童福祉法の関係も改正になったところであります。やはり親はしつけという形で虐待につながるということもありますので、こういったしつけの関係についても、今回は法でだめですよということになっておりますし、やはりこういう要保護児童を発見

したものについては、関係機関のほうにすぐ通告をしなければならないということになっております。虐待の早期発見というのが一番大事なことでありますので、そういう通告があった場合は、関係機関のほうで速やかに対処する必要があるかということが大事かと思っているところであります。

それから、助産の関係ですけれども、もっと充実する考えはないかということでございます。先ほど申し上げましたとおり、やっぱりこういう身近なところで助産師の皆さん方にいろいろ見ていただくということができておりますので、件数も右肩上がりが増えてはいるわけですが、今では体制的にちょっと余裕がないというところもあるようですので、先ほど申し上げましたとおり終日やっていくとか、助産師も2人体制でやっていくとか、そしてまた、できたら助産師も町内にいらっしゃれば身近にできるわけですので、そういう発掘についても発掘をしていきたいという考えを持っております。

あと、対象児童の関係について、できる体制があるのかどうかについては、また担当課長のほうからこの辺は答弁をさせていただきます。

#### ○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

この応援券、産後ケア応援券ということで、平成28年度から実施しまして、3万円をチケット交付しておりますが、これも県内でまだしていらっしゃるところが数カ所しかございません。今現在3万円の応援券になりますが、出水市は2万円の応援券、ほかのところはまだ十分判っていませんが、薩摩川内市が昨年から5,000円の応援券という状況でございまして、それに比べたら本町が一番先を行っているのかなという感じはしておりますが、また内容はさらに研究してまいりたいというふうに考えております。

#### ○川口 憲男議員

課長、よそは少ないかもしれませんが、3万円をさつま町はいち早く配布しているんですけども、その配布の仕方、それから子育ての方が充実した使い方をしていただければ、十分活用策ができているんじゃないかと思います。それに町長の答弁にもありましたように、この出張助産所ですか、宮之城出張助産所のところでの右肩上がり動いているということでございました。

町長、もうちょっと時間がありますから、追加をさせていただきます。このことを受けまして、霧島市の状況を研修に行ってきました。ここも妊娠から子育てまで充実したところをしているところが、さつま町みたいにこういう出張助産所はないんだと。非常にさつま町がうらやましいということを、ここの担当課長は申されておりました。

こういうことにして非常にいいことを実施しているんですけれども、さて、またその中が充実かどうかといったときに、先ほど申し上げましたように、いろんな点で、まだいろいろ取り組みの段階ですから、さらに伸ばさなきゃいかんところが出てくると思うんですけれども、さらに充実されることが町長の答弁にありました、この妊娠から子育てまで町ぐるみで子供を育てていくという当初の目的に達成するんじゃないかと思っております。

その件で町長、もう一点ちょっと強く聞きたいんですけど、子育て世代包括支援センターが庁舎内にございます。子ども支援課の前にございます。子ども支援課のところで対応しています。そして、出張助産所は宮之城保健センターのほうにございます。非常にお母さん方に聞きますと、そういうところも統一した、宮之城保健センターで統一してそういうところがないのかなということを話していらっしゃいます。今年度から開設日も終日の体制にし、助産師の方も2名体制にしてその充実を図っていくと、子育て支援の充実を図るということだったんですけども、こういう子育て支援のあり方ですかね、これをもう少し統一したことをしていけば、先ほど宮之

協議員のところで町長が申されました、いろんな施設の一本化、保健センターも鶴田と宮之城にあるから、これも1カ所にしたらどうかということがありましたけど、こういうところが充実していくんじゃないかと思うんですが、こういう子育て世代包括支援センター等を一括にすることはできないのか。

それはなぜかと申しますと、民間の事業所が包括支援というんじゃなくて、子ども支援センターですか、そういうようなのをつくっていらっしゃいます。子育て支援センターですね。この施設、中を見てみますと、これは一応例ですけども、ひまわり館を使われたり、あるいは鶴田の保健センターを使われたり、自分のところのこども園を使われたり、緑地公園を使われたり、そういうふうにしてあいているところを探して動いていかなければならない状況。それが今申し上げました宮之城保健センター、そういうので出張所等の統一的なところでできていけば、まだ父兄の方々の、父兄といいますか若いお母さん方が行きやすいし相談もしやすいということを受けております。民間でこういう方を取り組んで、こういうチラシもできております。まして私の勉強不足というかあれしなかったんですけど、こういうようなチラシをだいわとかAコープとか、ああいうところに持ってこういうことをしていますよということをしてされております。

例ですけれども、こういう子育て支援のときに若いお父さん、お母さん方、また子供を連れて行けるようなそういうセンターの統一化ができないものなのか。確かに担当課に聞きますと、煩わしさがあるということをお聞きしますが、そういうのを保健センターに一括していただければ、まだ充実した子育て支援ができるんじゃないかと思えますけど、町長はそういうところについてどのような希望をお持ちですか。今簡単に私がここで言ったばかりですけども、私はそういう一本化したところがあれば、まだ子育て支援の充実ができると思うんですが、町長の答弁をお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

組織再編をして子供にかかわることについては子ども支援課、高齢者に係ることは高齢者支援課ということで、非常に町民の皆さん方にとってわかりやすく行政サービスが共有できるようにということで組織再編をいたしたところであります。やはりおっしゃるとおり、町民の皆さん方の立場に立って、あちこち回るよりも、窓口が一本化と、一元化することが望ましいわけでありますけども。

子育て世代包括支援センターについては、全て今の子ども支援課のほうでいろんな業務を担っていただいておりますので、そこに行けば相談員も新しく配置をしておりますし、そこに行けば全て判ると。それで保健センターも実際、そういういろんな活動する場所、拠点なんですよ。それで、相談事と実際する場所とは、そんなに必ずしも一緒じゃなくても大きな支障はないのかなと思っておりますので、できましたら私の本当は理想的な考えを申し上げますと、さつま町には子供のそういったセンターというんですか、館というのが、いわゆる児童館みたいなものがないので、そういうものができたら、そこで一括して何でもかんでもできるということになるんでしょうけども、財政的にも非常に無理がありますので、そこまではちょっと考えておりませんが。

今後、発達支援センターとかそういうものが民間のほうで計画もあるようでありますので、そういうところでそういうお子さん、あるいは一般の健常のお子さんとか一括して、そこでいろんな相談事にしましても、サービスにしましても、できる可能性というのはできるんじゃないかと思っておりますので、そういう中で行政も一緒になりながら、そういう支援はできていくのかなと思っております。

今のところでは、ちょっとそこまでは難しいのかなと思っておりますので、今のところ十分

対応はできているんじゃないかなと理解をいたしているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

ちょっと時間のところで、ちょっと最後に申し上げようかということでしたが、町長のほうからちょっと言葉に出てきたんですけれども、今いろんな子育て支援の場で、児童館なるものができないかということも強く一般の方々から要望が私のところにも聞こえておりますけれども、町長の答弁のとおり施設のなところ、あるいは予算的なところ、いろんな面で今するちゅうのはできないところがあるんじゃないかと私も感じておるんですけれども、やっぱり子育て支援の中では、そういうところが充実したところがあるんじゃないかと、やったほうがいいんじゃないかと思っております。

先ほども申し上げました霧島市の場合は、子ども支援センターというのをここも大きなのを持っていったんでしょうね。旧の隼人町のところに課長以下保健師を含めて30名ぐらいの人たちが常駐されておって、そこから動くちゅうような方法をとっておられました。そしてまた子供たち、赤ちゃんですね、赤ちゃん時期の人たちの出産がどひこあっちいうたら、年間1,200名ちゅうたから、規模的にまたさつま町とは全然桁が違うんですけれども。

さつま町は現実に調べてみますと、ここ二、三年で約120名前後ですかね、そのところを推移しているんですけれど、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたように、いろんなところでやっぱり人口増を図っていくためには、こういうところが充実したほうがいいんじゃないかということもございました。去年の平成30年度で116名ですから、霧島市の3分の1ですから、そこあたりまでは投資する、いろんなものをすぐつくるというには町長的にも無理だと思うんですけれど、私もやっぱり児童館なるもの、図書館ができておりますから、図書館とかいろんなそういうのと併設して子供に読み聞かせをさすようなところとか、そういうような併設したところできていけば非常にいいのかなと。これは思っているんですが、現実に予算の関係、経済性の関係でいろいろ建物の関係いろいろあると思うんですが、やっぱりそうした中で、町長、最初から申し上げられましたように、町ぐるみで育み、子供の笑顔が輝くまち、これが町長の就任当時からのおっしゃる言葉です。

最後に、もう一回、無理、無理ちゅう言葉はいかんですね、可能性はないかもしれませんが、町長、やっぱりこういうところが子育てにあったらいいなというような考えがあったらお示しを願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

理想的にはこれから子育ての環境をいかに整備していくかというのは、非常に重要なことになっていくかと思っております。そういうようなことで、新しくつくるということについては財政的にちょっと無理があろうかと思っております。したがって、先ほどから出ておりますとおり、公共施設の統廃合の計画の中でうまく活用できる方策というのは、その中でやっぱりうまくそこを児童館に切りかえていくとか、そういうことは考えられるわけありますので、そういったことも含めながら、今後、公共施設の管理計画、実施計画の中では個別計画の中では検討の値になるのかなと思っはいるところでございます。

#### ○川口 憲男議員

ぜひ今おっしゃった答弁のとおりだと思います。しかし、将来的に先ほどから申し上げますように、人口増を図る上で、やっぱり若い人たちが住んでくれる、そしてまた子育てが最高のまちよという言葉はちょっとあれかもしれませんが、子育てもしやすいよというまちをつくるためには、そういうことも必要じゃないかと思っております。

町長、最後に、これは町長も喜ばれることだと思うんですけども、こういう話を聞きました。

あるお母さんの言葉ですけれども、ちょうど3月の異動時期になりまして、その方もだと言いませんけれども、転勤命令というか、異動の手続とかが来たということでしたんですが、そのお母さんが私に言われたんですけれども、うちのお父さんに向かって言いましたんですがと。私はさつま町での子育ては充実していると。さつま町は一番だと。あなたは単身赴任で行ってよという言葉が発せられたそうです。それを聞いたときに、さつま町も子育て支援とかいろんなところで見捨てたもんじゃないかと。その中である人に聞けば、もちっと家賃が安かりゃよかったどんなというところもありましたけれど、これも私がどうこうできる問題じゃないんですけれども。こういう一つのお父さん、お母さんから聞けるところであれば、非常にいいことじゃないかと思っております。

ある保育園に行きますと、さつま町から1時間内で薩摩川内市にも行けるし、鹿児島市もちょっと遠いんですけど通勤圏内なんだと。こういうところをもうちょっとさつま町挙げて、あなた方がアピールしてくださいよということもおっしゃられましたけれども、ぜひ子育て支援の中で、町長そこを含めていただきたいと思います。そうすることによって、今後、町長にも要望していきかなきゃならないのが、若いお父さん方が働ける場ですかね、さつま町をどうしてつくっていくかと。これは町長ばかりじゃなくて私たちも努力する必要があるところであると思うんですけれども。ぜひ子育て支援について、もうちょっとこれ以上にいろんな政策されておりますけれども、施策事業も取り組んでいращやいますが、これ以上に取り組んでいただけるように、私のほうから強く希望するものでございます。答弁は要りませんので、ぜひ町長のそのあたりの自覚をお願いしたいと思います。

終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時51分

---

---

再開 午後 1時05分

---

#### ○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

#### ○三浦 広幸議員

平成最後の本会議の一般質問の機会に通告しておりました、農業政策と上水道事業についてお伺いいたします。

農業政策の1点目でありますが、施政方針の中で、「高齢者でもつくりやすく、水田に適した初期投資の少ない米にかわる重点品目を推奨し、取り組みを強化する」とありますが、従来の3品目と違うのか、重点品目で想定されている作物と強力に取り組む狙いをお伺いいたします。

2点目でございます。スマート農業についてであります。

新規就農者の減少、農業従事者の人手不足、高齢化が急速に進行している中山間部では、高齢者の離農により、人・農地プランに位置づける中心経営体、地域農業を支える、がんばる農家です。ね、中心経営体の経営耕地面積が毎年拡大してきており、1人当たりの作業面積の限界を打ち

破る、打破する技術革新が必要となってきました。特に、兼業農家では規模拡大ができないなど大きな課題となっております。水田作、畑作などの労働力軽減や規模拡大が可能となるスマート農業の調査研究の取り組みを進めるとありますが、詳細について伺いいたします。

3点目であります。

本町の農業産出額は、10年間で調べてみますと、約17億円増加してきております。全体で見ると農業政策の効果がはっきりされていると考えております。耕種、畜産など部門別見た生産農業所得は10年間でどのように推移しているか、伺いいたします。

大きな2番目、上水道事業についてであります。

給水人口の減少による水道料金の減、施設の老朽化など、非常に厳しい運営状況であると認識しておりますが、日常生活に不可欠なライフラインであります。高度成長期を中心に整備してきた水道施設の多くは、管路が腐食、または、耐用年数を超えた経年劣化により、ひび割れや継ぎ手の離脱などの漏水事故が高くなっていると推察されます。漏水は収益低下のみならず、断水や路面陥没、漏水事故など重大事故にもつながってまいります。また、熊本地震など、大地震の経験から生活に密着した水道施設の重要性が再認識されております。老朽施設の更新、地震などの災害に強い水道を確保するため、配水池、配水本管などの耐震化工事の現状と減少し続ける給水人口、それに伴う料金の値上げの可能性など多くの課題を踏まえた今後の事業運営について伺います。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員から、農業政策ほか1項目についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の水田農業対策で、高齢者でもつくりやすく、水田に適した初期投資の少ない米にかわる重点品目についての取り組みということでございます。

農業農村を取り巻く現状につきましては、少子高齢化によります農業従事者の減少とか、あるいは、担い手不足、また、農業資材、燃油、肥料の高騰、地球温暖化に伴う異常気象や台風被害など拡大をしております、一方では、また、消費者の食に対する安全安心ニーズの高まりということも、強く言われるようになってきているところでございます。このような状況の中で、高齢者でもつくりやすく、水田に適した初期投資の少ない米にかわる作物としましては、さつま町の気候や特性、風土に合ったような作物の選定をする必要があるかというふうに考えておまして、現在、ゴボウ、里芋、カボチャ、この3品目を重点品目として、選定をして、推進を図っているところであります。

水田農業対策については、さつま町の農業再生協議会水田フル活用ビジョンということに基づきまして、推進を図っております。

本年度から、水田活用の産地交付金につきましても、水田への重点品目の誘導策としまして、ゴボウ、里芋、カボチャの3品目については、10アール当たり4万円を5万円に引き上げて、推進を図ったところでございます。

また、排水の悪い水田については、平成22年度から、米以外の作物を3年以上作付することを条件としまして、町単独の土地改良事業の補助金、これを通常の5割から7割に引き上げまして、暗渠排水事業等を実施していただいているところであります。水田の利活用に向けての条件整備もあわせて進めております。

中でも、里芋につきましては、鹿児島県や鹿児島大学において、水田に一定の期間、水をかけ

流しで栽培をする、いわゆる湛水栽培法の実証実験が行われておりますが、これは乾腐病菌の増殖抑制効果等が、あるいは、収量の増につながっているとか、あるいは、塩味、えぐみ、多いものが少なくなつて、ポリフェノールの含有量が増えるということの効果が出ておりますので、こういったことを進めてまいるところでございます。

また、里芋のグルテンフリーの特性を生かしまして、親芋のパウダー、あるいは、ペースト化の実施をいたしまして、甘酒、スナック菓子、シフォンケーキ等の原料として活用する取り組みも進めております。今後、この重点品目の六次産業化につきましても、同時に進めてまいりたいと思っております。

このように、米にかわる作物の推進策も図っておりますが、昨年末におきましては、やはり、基幹であります米であります。山形県の庄内町で行われました「あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」のプレミアム部門におきまして、さつま町産の米であります「あきほなみ」が米どころの東北地方の出品米を抑えまして、日本一に輝いたことは、大変ありがたく思っておりますし、非常に宣伝効果が高まったと思っております。

今後も消費者に好まれるようなおいしいお米の生産とともに、米にかわる作物の推進もあわせて実施をしてまいりたいと考えております。

次に、労働力、労力軽減を図るスマート農業の調査研究の取り組みの詳細についてということでございます。

本町の平成27年度の農林業センサスにおきまして、農業者の高齢化率は69.7%ということで、国の平均が63.5%でありますので、これを大きく上回っている現状がございます。高齢者により農業が支えられているというのが実情ではないかと思っております。このような中で、国におきましては、本年度から、スマート農業加速化実証プロジェクト等を実施しながら、耕種部門においては、無人トラクター、あるいは、無人の田植え機、ドローン、水道のいわゆる自動の水管理のシステムなど、最先端の技術を現場に導入実施をすることによって、データ収集に取り組んでいこうというようなことをいたしております。

また、町内の農家におきましても、トマト等の園芸農家を中心に環境制御装置の導入をいたしまして、ハウスの自動開閉、あるいは、炭酸ガス発生装置の濃度設定によります自動散布、また、大規模農家におきましては、牛舎の監視システム、発情の発見装置、こういったことも、既に導入が進んでいるところであります。

昨年は、ブドウや梨農家の剪定作業に対しまして、農機具メーカーの提供によりますアシストスーツの実証実験とか、農事組合法人主催のドローンによります農薬散布、こういったことも現地検討会で実施をいたしているところであります。

今後におきましても、ICTやロボット活用など、国の動向を視野に入れながら、労力の省略化を図る、あるいは、作業の効率化を目指しまして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の本町の農業産出額が10年間でどのように推移をしているかということでございます。

本町の農業産出額におきましては、毎年公表をいたしておりますが、平成19年度が126億5,700万円ということでありましたが、平成29年度、10年後になりますと、143億2,800万円と約17億円増加いたしております。分析をいたしますと、耕種部門におきましては、年々面積、生産額ともに減少傾向にあるわけですが、平成22年度ぐらいから畜産部門というのが伸びてきております。特に、平成28年度ぐらいからは、子牛の生産農家数は、減少はいたしておりますけれども、子牛の価格が急激に高騰したということもございまして、生産

額自体も伸びてきている状況でございます。また、耕種部門の農協の共販額は、高齢化等により年々減少傾向にございますけれども、鹿児島市内の物産館等に出荷する少量多品目につきましては、取扱高が1億円を突破いたしまして、今後も伸びる様相はあります。ということから、定年帰農者の応援事業等を引き続き実施しながら、耕種部門への支援を行ってまいりたいと考えております。

生産農業の所得につきましては、農業総産出額に農業粗収益を掛けた中から、物的な経費を控除し、補助金等を加えた所得であります。簡単に言いますと、農業産出額に加え、農業が目指した付加価値額であります。以前は、市町村単位での推計値が出ておりましたが、平成19年度からは、市町村ごとのデータは公表をされておりません。また、全国の農林水産統計の平成29年の農業産出額については、御案内のとおり鹿児島県が5,000億円でございます。平成28年度、北海道、茨城県に次ぐ全国第2位から、北海道に次ぐ全国第2位となったところでございます。また、鹿児島県の別の、都道府県別の生産農業所得においては、鹿児島県は平成29年度数値において、1,758億円ということで、生産農業所得の割合は、35.2%でございます。この割合で、さつま町が公表している農業産出額の143億2,800万円に、鹿児島県の生産農業所得の割合を乗じてみますと、本町の生産農業所得は、50億4,300万円ということになります。

したがって、この数値から見ますと、農業を取り巻く経済効果というのは非常に大きなものがありますことから、今後も農業の振興を図ってまいりたいと思っております。

次に、上水道の関係についてでございます。

本町の水道事業につきましては、市街地部の上水道事業と周辺部の簡易水道事業ということでございましたけれども、平成29年の4月から、新たに国の方針に基づいて、上水道事業1本にいたしたところでございます。

町内におきましては、水源地が34カ所、配水池が43カ所の施設のほかに、給水区域の隅々まで給水するための水道管路を総延長で約450キロメートル保有をいたしております。有収水量1立方メートル当たりの水道施設の資産保有額は、全国平均及び類似団体よりも高くなっているところでございます。

こういう中で、水道管路の法定耐用年数というのは、40年と定められております。平成29年度末現在で法定耐用年数を超過している管路延長というのは、全体の約16%に達しております。また、水源地、配水池などの主要構造物の法定耐用年数については、水源施設が40年、配水施設が60年となっております。水源施設では、船木水源地、久富木水源地など数カ所が耐用年数を超過しておりますし、配水池におきましても、船木、西手というのが超えた施設となっているところでございます。

なお、耐震化につきましてですが、水道管路の全体で耐震性のある水道管への更新率は、まだ、約3.8%程度であります。水源地、配水池などの構造物についても、ほとんど耐震化が進んでいないという現状であります。

水道施設は、昭和50年代から60年代にかけて、多く整備をされておまして、今後老朽化が進行し、更新を必要とする施設が一挙に多くなると見込まれております。これらの施設の更新、耐震化につきましては、非常に多額の資金を要しますことから、限られた財源の中で、優先順位をつけて、長期的な計画のもとに更新をすることにいたしております。また、更新に対しましては、将来的な給水人口、給水量を考慮しまして、施設の統合とか、施設の規模のスケールダウン、こういうことも検討しなければならないと考えております。水道事業は、御存じのとおり、利用者の皆様方が御負担をいただく水道料金で賄っていかなければならないという独立採算制の原則

がございます。そういうことで運営を行っておりますので、非常に整備の関係は課題となっておりますが、こういった実情も御理解をいただきまして、水道料金についても適切な見直しを行い、適切な、適正な御負担もお願いしていかなければならないと考えているところでございます。しかし、今すぐ料金改定をしなければならないという状況にはないと思っております。

議員御指摘のとおり、水道事業においては、今後、厳しい財政運営が予測されますけども、水道は町民生活に欠かすことのできないというようなライフラインとして、これからも長期的な財政計画を立てながら、広域的な健全運営に努めていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

### ○三浦 広幸議員

全般にわたり丁寧な回答をいただき、ありがとうございました。それぞれ、ちょっと疑問点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目の重点品目の件でございますが、従来の重点3品目ということでございました。施政方針の中に、新たに、こうしてうたってあったものですから、何らかの移動があったのかなということでお聞きしたわけでございますが、それについては了解いたしております。

例えば、表現の中で、「高齢者がつくりやすく、初期投資経費の少ない」という表現もありますが、実際、私も、定年帰農事業の受講生として、今、鮫島営農指導員の指導を仰ぎながら里芋をつくっております。はるかに、稲作よりも単収が多いです。これはもう、まさに推奨して回っているところでございます。ただ、御存じのとおり、土づくりから出荷までというのは、かなり厳しい作業もあります。それと、どういう作付体系で考えていらっしゃるのか判りませんが、面積が増えてくると、機械化作業でないと非常に厳しいかと存じます。そこで、1点目ですが、高齢者にもつくりやすい、あるいは、初期機械化、初期投資が要らないということで、どのような作付体系を考えていらっしゃるのかが、1点。

1点をまずお伺いいたします。

### ○農政課長（四位 良和君）

議員御質問の高齢者がつくりやすく、作付体系をどのようなものと考えているかという御質問でございますが、これにつきましては、作物の比較をしました場合に、まず、初期投資が少ないという考え方につきましては、例えば、高設のトマトハウスとか、イチゴなど、そういった経費が重点品目の里芋であると非常に少ないというふうに捉えているところであります。

それから、おっしゃいますように、面積等が増えてきますと、非常に作業等の重労働が加算してくるわけですが、こうした点につきましては、今後、JAさんなんかと連携をしながら、一定のある一定のこの地域でのロットと言いますか、収穫量が見込めてきますと、共販による選果等や、そういったもの等も協議していきたいというふうに考えているところであります。

今回、所信表明の中で、わざわざ、うたったところにつきましては、平成28年度から30年度にかけて、国の革新的技術開発・緊急展開事業ということで、県を中心にこの里芋による産地づくりの構想が進められて、実証実験がなされてきたところであります。先ほど町長の答弁のほうにもございましたとおり、収量が取れて、しかも、えぐみが少なく、加工品のほうも見込めるということで、現在、鹿児島大学や県の農業開発総合センターと、あるいは、食品メーカーと連携をしながら、加工品まで、生産から加工流通までできる体系ができて、農家の所得があるような方法はできないかということで、体系的には、そういう流れで、里芋を中心に水田における取り組み体系を強化していきたいと考えているところであります。

### ○三浦 広幸議員

おっしゃることは判るんですが、JAとか、そういう共販体制ですか、そういうのをできれば、

早い段階で確立できれば、先ほども言いましたとおり、非常に単収がよろしいですので、広がっていくものと考えます。

それと、もう一つなんですが、実際町長が水田汎用化ということで、上限付きの7割補助があるということでございますが、これは、細かいことで申しわけないんですけど、これは、今も現在、二毛作で水田をつくった後に、飼料作物ですね、イタリアンとか、植えていらっしゃる方については、それを適用していると。例えば、里芋をつくると、基幹作でつくった場合に、今の基盤整備事業は昔やったわけで、用排水系統はしっかりしていますけど、なかなかですね、配水池か、排水、あるいは、表面排水が悪いというところがありまして、そういう箇所に、暗渠排水もですけど、よけ道言いますけど、明渠ですね、水が出るところに明渠を掘ると。これも非常に効果が、自分でやってみたんですが、非常に効果があるということでございました。できれば、こういうのも暗渠排水、地下排水だけじゃなくて、そういう明渠も、そういう進められるのであれば、ぜひ補助率が今3割だと、一般的な事業は3割だということで、この汎用化については7割だということでございますので、ぜひそこを進めていただきたいということでお願いします。これについて、回答をお願いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

やっぱり米にかわる高収益の作物をつくるということになりますと、やっぱり水田の利活用というのが当然出てくるわけでありまして、乾田は問題ないにしても、汎用化を進めるとなると、排水対策をしっかりしなきゃならないというようなことがありますので、先ほど申し上げましたとおり、平成22年からこの町単のほうでも特別に高率の補助を出しながら、そういう必要な箇所については町も支援をしてきたという経緯がございます。

今までどっちかという暗渠のほう为主体でありましたが、おっしゃるとおりこの水田、迫田等においてはやっぱり山水が浸透して、なかなか排水の能力が十分でないというような等が多々あるかと思っております。明渠でどの程度、田んぼによって寄り切りだと思えますけども、明渠でその深さとかいろいろあるかと思えますけども、確かに暗渠に等しく効果があるというふうに考えておりますので、暗渠と同様な形の明渠についても対象にしていくことが必要かなと考えておりますので、これについてはまた、今後そういう方向で検討をしてみたいと思っております。

#### ○三浦 広幸議員

前向きな回答をありがとうございました。あと、先ほど産地交付金の話が出ましたけれども、水田のフル活用ビジョンに基づいて進めていくと。地域の裁量で活用可能な産地交付金というものを先ほど水田転作、米から水田転作物物にかえた場合、誘導も図るため4万円から5万円に上げたということでございましたが、この補助金は非常に農家にとってはありがたい補助金でございまして、今後そういう先ほど農政課長がおっしゃった里芋が広がっていったら、転作移動の面積が増えたとした場合に、このカボチャもゴボウもですけど、産地交付金のその今1万円上がったわけですけど、この今後の考え方について伺いたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

この転作の拡大に伴って産地交付金については、今ありましたとおり10アール当たり1万円というのがこれまであったんですけど、国のほうもやはり園芸品目とか、あるいは輸出用米とかいろいろな需要が見込める作物については、転作は拡大をしていきたいということで、10アール当たりこれを2万円に上乗せをしたいというような考え方も示されてきております。また、そのほか野菜とか果樹とか、加工用米とか飼料とか、いろいろあるようでございますので、こういったことについては今後やはり具体的になった段階で、水田再生協議会、そういう中で十分検討

をする必要があるかと思っておりますので、せっかくこうして国もそういう方向を打ち出しておりますので、十分効果が出るような形の検討をしてみたいと思っています。

### ○三浦 広幸議員

重点品目が3品目とありますが、例えば水田で、例えば八代あたりでは水田キャベツということで、一つの大きな産地になっておりますけども、そういうキャベツの場合、どちらかといいますと葉物野菜と軽量作物ということで、どちらかといいますと先ほどの重点3品目よりも高齢者がつくりやすいんじゃないかというふうに考えますが、こういう水田転作における追加、今重点3品目ということでございましたけど、これについてはどうお考えか伺います。

### ○農政課長（四位 良和君）

重点品目の考え方について、新たな産品を追加する考えはないかという御質問でございますが、平成28年の4月に町の農政課とさつま町と農林業技術協会のほうで、さつま町の農林業いきいきプランというものを作成しております。5カ年ビジョン、要するに農政の5カ年ビジョンであります。この計画の中でさまざまな関係の方が出席して5カ年ビジョンをつくられているわけですが、この中でさつま町の水田に適した産地づくりということで、この重点品目あるいは振興作物というのが決められているようであります。

今議員御質問の点については、またこういった計画に沿った振興策を進めておりますので、本町の水田に適したような作物ということで、再度そういった時期になりましたら検討させていただきたいというふうに考えております。

### ○三浦 広幸議員

次が、スマート農業の件でございますが、町長の答弁で幅広くおっしゃいました中で、調査研究はやればどんな、もう一生懸命できるんですね。ただ、それで昨年、佐志でドローンによる実証があって、実際団体の代表者に聞いてみました。当然ですけど、ブームとか動噴よりも労力が大幅に軽減できるため、購入を検討しているということでございます。ただ、いいというのは判っているんですけど、そういう高価な機械ですから、どうしてもよかったどん、いけんやったらうかいというようなことで実証実験をしてみないと、なかなか踏み切れないというようなところがございます。

今回の調査研究でおっしゃるのはわかりますが、それを速やかにやっぱり現場に普及するためには調査研究をしたら、速やかにその実証実験の予算を確保して、県やある関係機関と連携しながら、実証試験の実施をしないと。それが第1点、それと水管理ですね。水管理につきましても、水稻の総労働時間の約2割から3割を占めているわけでございます。

ちょうど、柵野で圃場整備が中間管理機構の事業で始まるということでございますので、そういう水管理につきましても、面積が増えりや非常に大変な作業になりますから、その遠隔自動の水管理システムの本導入じゃなくて試験導入、あらゆる補助金を使いながら、例えば佐志のドローンでやったような県単の事業を使いながら、試験導入が行え、どの程度軽減されるのか、実証実験の早期実施とこの試験導入について伺います。

### ○町長（日高 政勝君）

スマート農業の関係で、実証実験をして現場に生かす形を迅速にとるというようなことでございます。今、スマート農業がいろんなところで、AIとか、ロボットとか言われている時代であります。農業の分野についても少量化とか合理化を図るという意味合いから、にわかに出てきております。先ほど申し上げたような無人でのトラクターであったり、そういう自動水管理のシステムとか、いろいろあるようでございます。

柵野地区もちょうど、県内で初めて農家負担なしの圃場整備とかやるようにしておりますけど

も、今回国においても担い手の高齢化とか、労働不足等の産地が抱える課題の解決ということで、スマート農業の推進をいたしております。平成30年度の補正予算とかあるいは31年度の当初予算においてもいろんな事業化、予算をされているところでございます。

その一つに、先ほど申し上げたような事業もありますので、水管理の労力を減らせる80%削減をされてくると言われておりますので、これを導入するとなりますと、今の農地中間管理事業とはまた別の事業ということになります。同時施工はできないということになっておりますので、県によりますと非常に設置費が高額になる。確かに先ほどありましたとおり、新しい取り組みでありますので、初期の段階が非常に高額になってしまうと。そこで米だけに、ここは杵野地区はあとでまた里芋もという話も出ておりますけども、やっぱりコストが高いですから、後々の収益がよっぽど高くなって、いわゆる費用対効果というのが出てくるかという問題が一つは大きな課題になるかと思っております。

よっぽど米については年々消費が減っていく、米の値段は今のところは飼料作を誘導して、そちらのほうで米の余りは、需要は低くなっておりますけど、米の単価は今のところは下がっていない状況はありますが、一方でこの里芋は順調にやっぱり収穫をされて、先ほどありました里芋の生産、そしてまたあとの6次産業化まで結びついて、収益がたくさん出るということになったら、こういうシステムを入れて、省力化を図っていく、合理化を図っていくということは非常に意義がありますけれども、ただ費用対効果として考えたときにすぐできるかという課題もありますので、その辺は十分今後、こういう時代に入っていくということは判っておりますけども、今の段階で入れるかということについては、もうちょっと検討が必要かというふうに考えております。

### ○三浦 広幸議員

費用対効果ということが出れば非常に言いにくいところもあるんですが、先ほど高収益のそういう品目に誘導しながら、ぜひ早い段階で実施されることを要請しておきます。スマート農業は先ほど町長もちょつと触れられましたけど、機械だけでなくイノシシの、最近狩猟者も高齢化してなかなかイノシシも巧妙になってきたということで、被害も増えておりますが、そういうICT技術も研究の中に入れられて、ぜひ早い段階で実証をされることを要請しておきます。

次が、その3点目の農業産出額でございますが、これにつきましては畜産が、畜産をずっと見てみますと、ほぼ対前年比を超えているというようなことで、畜産も市場価格は高騰しているといえ、高値で推移しているとはいえ、高齢化、後継者不足の大きな課題を抱えながら成果を上げているわけでございます。先ほど申しました産地交付金、それから各種補助金、それからスマート農業、こういうものが費用対効果の関係もありますけど、改善できればまた違った数字も出てくる可能性があると考えております。

それと、農業生産額の話でございますが、鹿児島県が5,000億円で農業生産所得が35%というようなことで、今統計上は確かに、市町村の場合は出ておりませんが、この生産農業所得というのは農家の所得、確定申告の農業所得とはまた別でございますが、農家の所得であるわけでございますから、やっぱりこれを、これは恐らくいろんな農政の企画とかあるいはフォローアップ、そういう資料にも使えるということで考えております。

農業所得向上政策を進める上で、この生産農業、独自の生産農業所得の独自推計を持つべきだと考えますが、この点について伺います。

### ○農政課長（四位 良和君）

議員の御指摘につきましては、本町独自の農計、農業所得を出したらどうかということでありまして、これにつきましてはまず統計ですね、農政統計につきましては、政策を進める上

で大事な資料であるというふうには理解をしております。ただ、他の自治体がそういった比較を、総体的に比較するものを出していない中で、総体的に比較することができない中で本町独自のデータを作成するのは困難なのかなというふうに考えているところでもあります。現在、農水省が出しております統計データ等を活用しながら、本町の実態に当てはめて統計から見えていく本町の強み等を理解しながら、農業政策を進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

### ○三浦 広幸議員

先ほど生産農業所得ということで町長も申されましたが、結局生産農業所得というのは農業の粗収益から物的経費、肥料農薬削減とか、そしてプラスされる計上補助金産地交付金とか、いろいろな構成でなっているわけですが、やっぱりそれらの独自集計をせんことには、ことしはいけんやった来年はいけんやったるか、そういうのが判らないと思うんですね。だから、できれば他との比較じゃなくて、我が家のことですから、ぜひ担当課がやっていただければということを要請していきます。

次が、水道事業の件でございますが、厳しい厳しいということで、言われております。確かにそうだと思うんですけど、去年の南日本新聞の11月の何日か忘れましたけど、水道民営、水道運営民営化もという記事が掲載されました。これは、先ほどおっしゃった施設の更新、耐震化あるいは水道料金の減収が続けば、苦しくなっても民間に頼まざるを得ないとも出てくるというようなことで、運用を民間に委託するコンセッション方式ができる法改正がなされ、民間になれば水道料金が上がると、上がる不安があるとそういう内容でした。確かに水道事業は独立採算で厳しいところもあり、先ほど耐震化率もわずか3.8%というようなことでございました。広域連携とか、あるいは構成市町を含めた官民連携、これらについてどうお考えか伺います。

### ○水道課長（三角 芳文君）

水道法が去年の12月の6日に成立しまして、その中で官民連携の民間の要するに連携の明確化、それと広域連携の推進という二本立てがこれも入っております。まずコンセッション方式というのが、なかなか耳になれない、初めての言葉であります。この委託方式につきましては水道の施設は自治体が持ちながら、経営権を全部民間に委ねると。逆に言いますと民間の方が料金徴収から財政計画を立てて、運営を全部もう簡単いえば丸投げするというような形であります。

ただし、そうしますと海外の例でいいますと、料金が上がって経営内容の不明確があるということで、逆にまた公営化に返るということで、非常に指摘もされています。今回の法律の中では、そういう海外の事例を踏まえまして、料金改定をするには各自治体の条例の範囲以内でのみ料金を変えたらだめよと。もし変えた場合は、今度は現在料金を変えれば厚生労働大臣に届け出でいいんですけども、厚生省方式で料金を変えた場合には、厚生大臣の認可がいるという、非常に監視をしながらするということであります。

水道法は通りましたけれども、施行がきのう情報でありましたけれども平成31年の10月ぐらいから施行されるんじゃないかということで、まだこれについての民間さんからのアプローチ云々はございませんけども、この方式にしても大都市の大きな都会のところでない、どうしても営利が中心となってきますので、非常に厳しいのかなということは個人的な感覚は思っております。

また、同時に今議員御指摘のありました広域連携のあり方、広域的にも推進しなさいというのがこの法律の中にも入っております。実は、鹿児島県は新聞紙上でも御存じのとおり、こういう私どもと同等に料金が、人口が減って、料金が減ってくる、老朽化が進む、また技術員がどんどん退職して技術の伝承が非常に厳しくなるというのが、どこの市町村も大体似たような状況でござ

ざいます。

広域連携につきましては、実は平成29年から研究会を立ち上げまして、鹿児島県を7つのブロックに分けて、既にもうそれぞれのブロックでどのようにしたら今後効率的な経営ができるのかとかという検討をしております。私どもは北薩地域ブロックということで、薩摩川内市、出水市さん、阿久根市さん、さつま町、長島町さん、3市2町で研究会を立ち上げまして、具体的に将来、今議員が御指摘になった非常に厳しい財政難、水道の事業が厳しくなる中で、どういう連携ができて、どういう経営に向けてお互いにコストダウンができるかというのにも検討しております。

また、具体的なのはまだ検討中でありまして、まだ結論を公表できるような段階ではございませんけど、どの市町村も水道というのは地域ごとに簡易水道という、小さなグループで集まった水道の事業体でありますで、国が目指しているような大きな施設を真ん中にどんとつくって、水源地、配水池で配るような、要するに施設の共有というのが非常に厳しんじゃないかということで、基本的には災害時に応援の応援体制を確立しようとか、情報の定期的な交換をしようとか、非常にソフト面からとりあえず入りましょうということで、これは今後まだ継続の協議ということで、既に検討会で協議をしているところでございます。

#### ○三浦 広幸議員

いろいろ広域化とか、官民連携とかあるいは研究会とか、一生懸命頑張っておられるということで認識しますが、ただどうしてもやっぱり厳しい財源の中でやりくりするという言葉でおっしゃっても、やっぱりそういう施設の耐震化率あるいは対応年数が過ぎたあるいはそういう水道料金の人口は今から減少して、料金が減ることになれば、どうしても水道料金というものに目を向けざるを得ないんですが、そこら辺についてはどうお考えですか。

#### ○水道課長（三角 芳文君）

議員御指摘のとおり水道料金で、町長の答弁にもありました水道事業というのは皆様から預かった水道料金で運営する独立採算制を原則としております。国の方針では、水道料金はおおむね3年から5年の範囲内で見直しをください。そのときの財政需要を見ながら、要するにどういう経費がいるかを見て、3年から5年で見直しをくださいということで算定を、方針が出されております。

本町では、先ほど町長の答弁にありましてとおり、平成29年4月に統合・合併して料金を改定しましたときに、平成29年から33年までの5カ年を料金算定期間として、その5カ年間で必要な経費を算定して、統合の料金単価を算出したところでございます。

町長の答弁にありますとおり当分の間は、この定めた5年間、平成33年度までは現料金で何とかやりくりをしながら、私も当初予算の概要で説明しましたとおり、まだ積立金、預金現金もある程度保有していますので、そういうのも活用しながら、平成34年からはもう一回検討をするという、そこで平成34年から5年間ぐらいのスパンで見ながら、検討をする必要があろうと思っています。ただ、議員御指摘があります施設の老朽化もどんどん進んでいきますので、その辺の今後今財政的なバックデータとして、ここ40年の間でどのくらいの施設で老朽化が出てくるのか、それを更新した場合、法定耐用年数で更新した場合と、法定耐用年数掛ける1.5倍程度で更新した場合がどうなのかというの、今、作成もしているところでございますので、そういうバックデータも参考にしながら、できるところか優先順位をつけてやろうという考えを今、もっているところでございます。

#### ○三浦 広幸議員

今、いろいろなできるところからというところでございますが、できるところからということであれば、今、いろんな施設の見直しはしていらっしゃるということで、例えば具体的に、長寿

命化計画の策定はされていらっしゃると思うんですが、その見直しとか、そういうことも今現在やられているのか、お伺いいたします。

#### ○水道課長（三角 芳文君）

今、私が言ったのはここ40年間で、今、現施設をそのまま更新した場合にどのくらいの経費があるかという算定でございます。水道施設は同じようなものを持ってても水道の人口は減ってきますので、簡単に言えば容量が余ってくるような時代もくるんじゃないかと思っています。

これまで、まだ中央監視システムとか、新たな投資の関係で今、やってきましたけど、今後は維持管理という形がメインになってくると思います。具体的なまだ、そういう長寿化のここからしましょうという、資産管理はしていますけども、具体的なのは今後、今から大きな水道ビジョンとか、そのための総合戦略等を定めながら、先ほど言いました平成34年からの料金改定にあわせて検討していこうと考えているところでございます。

#### ○三浦 広幸議員

いろいろ回答いただきましたが、水道は非常に大きな、水がなければ厳しいと、生きていけないということもありまして、職員もいろんなものを見ますと、どこも全国的に減ってきているというようなことでございますので、そこら辺、いろんな関係がありますでしょうから、そこら辺の対策も十分に要請されることをお願いして終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦広幸議員の質問を終わります。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

#### ○岩元 涼一議員

通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、スクミリングガイ、俗に言うジャンボタニシ対策についてであります。

1970年代から80年代にかけて、食用目的で台湾から導入されたものの、日本人の嗜好に合わなかったことから、そのまま養殖池に放置されたものや、逃げ出したものが野生化し、特に西日本に広く生息しているとされています。

本町の水田におきまして、ジャンボタニシと言わせていただきますが、の食害は毎年発生しており、被害の状況によっては、圃場全部を新たに植え直ししなければならないようなところもあるところです。生産者としても、冬場に耕起を行うなどの耕種的対策や薬剤による対策を実施されておりますが、いまだにその被害が発生している状況にあります。薬剤の効果を高めるために、代かき時の均平作業や水管理作業の水位調整など努力されていますが、繁殖力が旺盛であることや、稚貝は耕起しても破砕できないことから、思うような効果が得られていないのが実情であります。

生産者の高齢化や離農により、農家戸数は減少しているところですが、一方で規模拡大が進み、生息範囲が拡大しているとの見方もあります。

現在は、農家が独自で対策を講じているのが現状ですが、行政、JAが連携をとりながら、撲滅に向けた対策を行うことが必要ではないかと考えます。その対策を進める上で、薬剤購入費等の一部を助成するなどの支援策を講じる考えはないか、伺います。

次に、農地の維持継続に向けた、営農組織規制の取り組みについて伺います。

将来の地域農業を考えた場合、誰が農地を引き受けるか、継続的な耕作者が存在するのかが危惧されています。高齢化が進行し、耕作放棄地が増加する方向にあり、何らかの手立てを講じなければ、地域農業は崩壊し、大きく言えば地域そのものが継続できなくなるのではないかと思います。

れます。

その一つ的手段として、農地中間管理機構が果たす役割は大きなものがあります。しかしながら、専業農家あるいは認定農業者だけでは、とても担えるものではありません。例えその経営規模は小さくとも、地域に存在する兼業農家などの農地維持活動に取り組んでいる個人に頼るしかないのが現状であります。

柞野地区のように話し合い活動をととして区画整理事業を進め、集約化を図るのも一つ的手段ではありますが、本町のような中山間地を少人数で維持していくことは非常に困難なことであると考えます。大規模経営体の育成は優先課題であると認識していますが、それらと同時に小規模の兼業農家などを取り込んだ営農組織を育成していく施策が必要ではないかと思います。

各地域で農業を考える会などが開催され、人・農地プランの策定や、自分たちの地域の将来を話し合う活動が進められているところですが、現在の状況はどのようになっているのか。課題として、浮かび上がっていることがないのか、お伺いをいたします。

次に、外国人労働者の受け入れ態勢についてであります。

先ほどの1番議員とも重なることがあると思いますが、通告に従って質問をいたします。

日本は、少子高齢化に続き、急速な人口減少の時代を迎え、首都圏など大都市はまだしも、地方に至っては日本全国で消滅の危機にある地域も数多く存在しています。そういう時代にあって、生産労働力の確保を図ることを目的に、外国人労働者を受け入れるための出入国管理法を改正し、これまでもあった技能実習生の枠を拡大し、外国人労働者を受け入れる制度改正が行われることとなっています。

本町でも既に多くの方が在籍され、仕事に励んでおられますが、農業の分野においても人手不足は課題となっており、外国人労働者を受け入れたいとの希望があるところですが、農家単独で雇用するにはクリアすべき要件があることから、簡単なことではないと思われます。

そこで、行政が主体となって、関係部署と連携をとりながら、指導、助言をできるような体制を構築することはできないものかと考えるところです。

一方で、宗教や生活習慣の違いなどからくる認識のずれや、意思疎通のために必要な言語の違いなど、これまであまり問題にならなかったことが、顕在化してくるのではないかと考えられます。

今回の改正は、事実上の永住につながるのではとの見方もあることから、ただ単に労働力を確保するという安易な考えではなく、将来的なビジョンを持った体制整備を進めていかなければならないと考えます。町長の見解を伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

## ○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から、農業振興ほか1項目についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目の、本町の水田でもスクミリングガイによります水稻の被害が発生をしているところでございます。生息地域の範囲や被害状況、生産者が実施している対策への助成策についてということでございます。

この通称言われるジャンボタニシの生息地域については、町の東部の中津川地区、求名地区から佐志地区、時吉地区にかけての地区や、鶴田地区、神子地区から湯田地区にかけての範囲、そしてまた北部のほうでは紫尾地区や柏原地区、町南部のほうでは山崎、二渡、船木地区で出ているということですので、広範囲にわたっております。

被害状況については御承知のとおり、田植え直後の若苗時期に水田の代かきが不十分であると

ということなどから、維持管理が難しい水田においては苗の食害が発生をいたしまして、被害農家においては苗の補植等が実施をされている状況がございます。

また、被害地区についても、生息地域の入作者なども最近はありませんで、農業機械の洗浄不足による持ち込み等も考えられておりまして、年々被害が広がっている状況でございます。地域ごとの対応策の協議とか、除去向上に対する普及啓発をさらに実施をしていく必要があると思っていますところでございます。

今後におきましては、町の農林業技術協会の普通作部会を中心にいたしまして、冬季に、冬場にこの耕運をして、ジャンボタニシを地面の付近に掘り起こしまして、寒に当てるとか、生息密度を減らす取り組みを行う、あるいは防除剤でありますスクミノン、これの適用、適正利用ということもありますので、こういう駆除等の指導、増加防止対策を講じてまいりたいと思っていますところであります。

基本は、とにかく地域一帯としてのそういう、やるべきことをやってもらうということが大事であります。

次に、2点目の農地中間管理機構によります農地集積が進められているところでございますが、大規模経営体だけではなくて、兼業農家を取り込んだ営農組織の育成をということでございます。

農地中間管理事業につきましては、平成26年度からさつま町の一ツ木地区が鹿児島県のモデル地区となりまして取り組みを始めております。毎年、県の契約目標を達成しながら、農地の集約化と流動化が進められているところではあります。

平成30年度の契約数値におきましては、38.9ヘクタールということで、事業が開始されてから、トータルでは383.3ヘクタールの貸借面積となる予定でございます。県内の県下43市町村の中では7番目の契約面積となっております。

また、町内の集落営農的な組織については、農事組合法人が3組織、農用地利用改善組合等を13組織把握しております。それぞれの地域の農業に貢献をしていただいているところでもあります。

国におきましては、近年、大規模農家とか会社組織等の農業者への土地の集積をすることで、耕作放棄地をなくすとか、あるいは農産物の技術強化に取り組むというようなことで進めております。

しかし、本町の農業については、非常に中山間地域が多ございまして、小規模の区画の農地が点在するというような状況がございます。このようなことから、なかなか集約化と流動化というのが順調に進められないという現状もございます。このようなことから、中山間直接支払事業とか、多面的支払機能事業など、地域の話し合い活動を中心とした取り組みで、この農道の整備とか、水道の整備の補修、こういったことに地域の労働力が必要になっておる。特に兼業農家によります、休日の生コン舗装の作業などに出役で出ていただくということもありますし、地域農業にはなくてはならない存在でございます。

町内の会社員とか、JAの職員、あるいは役場の職員も当然ですが、集落協定との煩雑な事務を、こういった方が中心になって担当をしていただきまして、順調な事務をやっていただいておりますと考えております。労働力だけじゃなくて、こういった裏方の仕事にしても、皆さん方が重要な戦力になっているんじゃないかと思っていますところでもあります。

今後におきましても、地域農業の維持発展はもちろんでありますし、農村社会全体での守っていく、こういうためにも兼業農家の影響というのは大変大きいと考えております。

先ほど申し上げました、この中山間直接支払事業等を活用しながら、農作業の受託組合の充実、あるいは農用地利用改善組合、こういった設立に向けての組織の育成にさらに取り組んでまいりたいと思うところでもあります。

そして、国、県へも対象事業となる情報収集等をまた働きかけてまいりたいと思うところでございます。

次に、2つ目の質問であります、外国人労働者の受け入れについてのことでございますが、先ほども上埴議員のほうにもお答えしたとおりでございますけれども、少子高齢化に伴う労働人口の減少ということで、外国人労働者の確保の問題については、国をあげて大きな課題となっております。この4月から適用されるということになっております。

本町におきましても、農業を取り巻く労働力不足というのは、今後ますます顕著になっていくというふうに心配もいたしております。昨年度から県の北薩地域振興局、そしてまた町の農政課、担い手育成支援室、JA北さつま、営農企画課のほかに、中央会の担い手法人サポートセンターというのが、北薩事業所にありますので、こういった皆さんと連携をとりながら、農業部門の雇用に関する情報交換会とかいうものを定期的に開催しまして、対策を協議しているところでございます。

今年度は、町の社会福祉協議会の無料の職業紹介事業の情報共有とか、農家への説明会の開催等を農福連携の取り組みをいたしております。お茶農家とさつま町のシルバー人材センターとの意見交換会とか、北海道からの講師を招聘して、魅力ある農業の職場づくり、あるいは労働契約についての研修会も開催しているところでございます。

昨年の4月と5月に公益社団法人の鹿児島県農業・農村振興協会内に県の労働力支援センターというのがあります。それと県の農業分野技術技能実習制度適正推進協議会というのが開設をされました。外国人技能実習制度の普及啓発とか関係機関の団体との連携、情報交換、そしてまた県内の農業法人との相談対応事業も開始をされております。

また、さらに本年1月には県とかJAの県中央会、こういったところなどが全国6番目となります外国人技能実習にかかります、農業技能実習事業協議会、鹿児島県支部が設置をされたところであります。これはJAなどが行う農作業請負方式のこの技能実習の適正、円滑な実施にもってきておりますけれども、技能実習生への実習計画や請負契約の内容を事前確認し、助言したり、現地での実習状況の確認や指導を行うというものでありまして、今後におきましても、このような機関と連携を図りながら、労働力不足について協議をしながら対応をしてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○岩元 涼一議員

先ほど、1点目のジャンボタニシの件でございますが、生息地域については、先ほど町長のほうからございましたけれども、ほとんど町内を網羅しているぐらいの生息範囲ではないかなと。生息していないところは数えるぐらいの地区ではないかなという考えをもったところでございます。

その発生と拡大についても、町長のほうからありましたとおり、作業機等について生息地域を拡大しているのではないかなという見方もあるとあって、農家自身も1回1回生息場所から、生息していないであろうと思われるところについては洗浄をし、そういう対策はとっておられるんですが、どうしても面積が多くなられた方については、その手間が惜しまれるといいますか、自分で自分の首をしめるって言ってしまえばそれまでですけども、そういう形で入り作の面で拡大しているところはあろうかと思えます。

それで、町内一斉に例えば対策を立てる。今、生息地域の農家の皆さんに集中的に、それに対してこういう手段があれば、生息を減らせますよとか、そういう方策をとる必要があるのではないかな。JA等でもやっているという話ですけども、農家がそこまで意識して、町内全部で一緒

にこういう方式でやりましょうという、そこまでは進んでいないのではないかなと。農家の持つ意識というのが、認識というものがまだ薄いような気がしますので、そこら辺について指導していくべきではないかなというふうに考えますが、そこら辺についてはいかがですか。

#### ○農政課長（四位 良和君）

議員御質問の農家の意識の低さといいますか、そういった点もあるのではないかなということ、意識の問題については確かに地域ぐるみでこの対策をとっていかないと、一部、農薬をやったので、それが完全に死滅するということはないと思われますので、源口から入ってきたりしますので、この点については、行政としても議連会の普通作部会等を中心に座談会等ございますので、説明会もしていかなければならないなと感じているところであります。

また加えて、同じ水系体系で言いますと、例えば中山間地域における集落協定等の説明会等も行いますので、そういった機会を捉えながら、繰り返し代かきの問題、それから冬の耕起の問題、対処療法が今のところはそれしかないというふうに考えておりますので、ここ中心に農協と一緒に、ＪＡと一緒に、普及の意識の啓発といいますか、地域で取り組むべき課題ですよということで、普及推進を図っていく必要があるというふうに考えているところであります。

#### ○岩元 涼一議員

現場サイドの認識というものをもう少し持たせるということは大事なことでないかなと考えるところです。

それと、冬場の耕起によって死滅させる、そういう方法もあるんですが、ことしのような暖冬の年にはそういう効果もちょっと期待できないのではないかなということも言われております。それで、薬剤、石化窒素等の散布によってということもあるようですけれども、実際のところは薬剤による防除が一番手取り早いのかなと。水管理を徹底すれば、除草剤を使わなくてもいいぐらいの除草効果が期待できるというようなこともありますけれども、これについてはよっぽどの熟練の技術を持った農家でないとできない相談でありますので、へたにそんなことをすれば増殖させてしまうという恐れもありますので、今のところはやはり薬剤散布、そういうものに頼らざるを得ないのかなという気はします。

そこで、先ほどの1問目に申しました、この支援策ですけれども、例えば散布した領収書、そういうものを裏付けとなるものがあれば、例えば半額でも助成して、徹底して、期間を決めて、徹底して防除をするというような、そういうところを町が施策として打ち出せば、農家も対応しやすいのではないかなと思うんですが、そこら辺についてはいかがですか。

#### ○農政課長（四位 良和君）

農薬の助成につきましては、現在のところは考えていません。といいますか、やはり最初に、当初申し上げましたとおり、農家の意識を変えていくといいますか、議連会等を通じて、まずはそれを第一義的に進めていきたいというふうに考えているところであります。

#### ○岩元 涼一議員

農家の意識は、先ほども言いましたように当然ですけれども、町内一斉にやるのが効果的であるという感じでありますので、それぞれ今、薬剤散布とは各農家がやっているんですけれども、それを町内一斉にやっていくと。ここは普通期作、早期もありますけれども、普通期作が中心ですので、生息期間を大体決めていけば、対応できるのではないかな。

それには、まず予算を組むのに相当苦労をされているようですから、先ほどからもいろいろ出ているようですので、そういう方向でというのを、イノシシ、シカ、サル、それも鳥獣害ということで、いろいろ電気柵とかそういう助成があるんですけれども、これについてはもうその鳥獣害の中に入っていないということです。そこで、鳥獣害外にしていいただければ、その中以外

を入れていただければ対応できるのではないかなという気がいたします。というのも、先ほど言いましたように、一部の地域ではなくて町内全域にあるようですので、イノシシ、シカも山手のほうは町内各地に出没して、いろいろ、町のほうでも手立てを講じていただいておりますし、それによって少なくなってきたという実績もありますので、そこら辺について、予算が残っておれば検討いただきたい。先ほど言いましたように、有害鳥獣外という捉え方で、今後担当課のほうでも協議をしていただきたいと。

それと、各農家の聞き取り調査、そういうものもされて、実際の被害はどれくらいあるのか。恐らく隠れたところに相当あるかと思いますので、その手間とかそういうところまで含めればありますので、今後、検討をしていただきたいと、前向きに。それを進めていただきたいと考えています。

次に、営農組織の件についてなんですが、それでは担当課のほうで町内19区ですか、20区、そこに対して考える会でずっと回っていただいて、人・農地プランも策定していただいて、その中にその地域で必要と認める担い手については記載するから、出してくださいと、一生懸命、担当課のほうでは努力されています。

ただそれが、名前だけの記載になっているのではないかなという気がちょっといたしております。そこら辺については、その記載された、その中には専業農家、認定農家はもちろん入っていますが、その中に兼業農家も記載をされています、地域の担い手ということで。しかしそれが、記載された本人自体がそういう認識を持っているかという、ちょっと疑問があったものですから、ちょっと聞いているところですが、担当課としては、その感触はいかがですか。

#### ○担い手育成支援室長（寺脇 伸治君）

人・農地プランということで、平成30年度さつま町内20区の地区を話し合い活動でまわらせていただきまして、本日も柏原地区、来週も泊野地区を最後としまして、本年度全地区回りまして、参加者が386名、地区の方々が参加いただきました。そのうちに認定農業者といわれるのは122名でありまして、そのほかは農業委員さん、それから農協の理事、議員さん、それから兼業農家さんとあります。それから、地区によりましては、区の公民館長さん、そして前言われました、主たる農業者でない第1種兼業、第2種兼業といわれる、担い手といわれる兼業農家さんも参加させていただきましたので、その中では20区とも、人・農地プランの今後の課題、それから目指すべき方向のなかには耕作放棄地をなくすか地域農業を守っていくと、活性化すると、6次産業を進めると、等々のやはり目標を掲げておられます。

全地区には、申し上げなかったわけですが、平成31年度をもって、地域活性化計画が最終年度と向かっていきます。それで、各区におきましても、産業経済部等々の農業をかたる公民館組織の中にありますので、32年度以降の地域活性化計画の中の特に村づくり活性化、地域の農村農業の活性化に向けての取り組みの課題として、特に主農業者だけではなくて、地域を守る地域の方々含めて、農業農村それから農地活性化に向けての取り組みをしていただくように、今までも話し合いをしておりますが、今後のその計画づくりについても、明記していただくように、今、お願いしているところでありまして、そのことで地域参加された方々は、地域の兼業農家でやっぱり、事業は相当認識がありますので、これもまた協力を願いたいという要望が出ておるところであります。

#### ○岩元 涼一議員

それぞれ、各地域でそういう話し合いが進められておりまして、ただ、私が先ほども申し上げましたように、その対象となっている兼業農家の皆さん、認定農業者とかそういったところはもう、その認識があるんですが、兼業農家の皆さん方はそこまでの認識を持っておられるかという

ことについてはちょっと疑問を感じたものですから、そういうことを言っているんですが、あと組織の育成という形で質問項目をだしておりますけれども、実際、農産物、法人化までいけば、農産物の出荷とかそういうのも法人名でありますから、相当な経理とかそういうのも必要になってくるんですが、ただ、集落において話し合いをして、この高齢者の方がリタイアされると、そのリタイアされた農地を、じゃあ誰が引き受けるかというような話し合いです。そういうところを、実際進めていかないと、現在は、個人ごとにそういう話をされておりますけれども、もうこれだけ進んでまいりますと、みんな天井を打ち破ってまでは生きていけませんので、どこかでリタイアされる、そうになってくるのは、もう近い将来見えていますから、そこら辺の希望の貸し手と借り手、その地域において、そこ辺の話し合いをする場、そういうのを具体的に踏み込んで進めていかなければならないのではないかなと思うんですが、そのためには農地中間管理機構も必要になってきますので、そこら辺についての進め方はどのように考えておられますか。担当課でも、町長はせんにゃいかんちいやっでしょうから、担当課が具体的にどのように進めていくか。

#### ○担い手育成支援室長（寺脇 伸治君）

先ほど、人・農地プランの話し合いの中でもあります。今現在、農地利用最適化推進委員と言われる農業委員とは別に、一昨年から農業委員会の中に現地を掌握し、そして貸し借りを進めるという農地利用最適化推進制度ができましたので、昨年も農業委員会の総会に2回ほど、担い手育成支援室もまいりまして、農地利用最適化推進委員が地域のまとめ役ということでお願いをし、そして一緒に活動をしていただいております。今、担い手育成支援室、特に農地中間管理事業、委託を受けておりますので、その場面には農地利用最適化推進委員の数名の方が、地域の農地の集積、その貸し借りについてまとまりがきたということで、地域集積協力金の事業に向かっての手续というので、一生懸命奔走されている地域もあります。

なので、今後も農地利用最適化推進委員と連携をとりながら、20区全体に対して、農地の集約に向けて、集積は済んでおりますが、特に農家の大規模農家の方々、特に集約を望まれますし、それから兼業農家、亡くなられて、息子さんたちはもう農業をやっていないという事例も最近、相当多くなって、農地の貸し手を求めたいと、借り手を探してというのがありますので、その方々に対しても、担い手育成支援室ですが、地域をよく知っている農地利用最適化推進委員の方々と連携して、今後進めてまいりたいと思っています。

#### ○岩元 涼一議員

いかにして農地を守っていくか、これについては喫緊の課題であろうかと思います。いろいろ、きょうの質問の中でも先ほども出ましたスマート農業、無人化の機械もありますし、最近では台風の中でも刈れるコンバインもあるようですので、そういうところを進めるのも、一つのスマート農業かもしれませんけれども。でも、実際、その現場でその農地を実際守っていく方々をいかにして残していくか、共助させていくかが大事なことはないかなと思うので、こういうわけですが。

それと、農地中間管理機構です。これについても、これに農地中間管理機構に出せば、全て引き受けてくれるというような、ちょっと誤った認識といいますか、そういうのを受け取っておられる方もおられるようです。というのが、相手がある程度決めてというか、場中というか、皆さんが引き受けてくれるであろうというところは農地中間管理機構も引き受けるけれども、別なところについてはというような話もあるようですので、そこら辺はやはりある程度、認識を変えていただくような形で周知をする必要があるのではないかなと感じたものですから、こういうふうに今、言っているわけです。

それと、前も以前、質問したことがあったんですが、その農地中間管理機構を通すために、農

地の名義変更、相続、これについては、死亡届があったときに、窓口でも指導していくというようにしたことだったんですが、現在、されていると思うんですが、その確認をさせてください。

#### ○担い手育成支援室長（寺脇 伸治君）

農地の中間管理機構、ちょっと最初のほうありました、農地の貸し手がないんだけど、農地を中間管理機構に預けたらというところの点であります、現実、相談はまず農地の貸し手がいなくて借り手を見つけてくれと。もしくは買ってくれんかという案件が今、最近増えておりますが、買ってくれというのは、もう相手の話ですので、農地中間管理機構ではちょっと済みませんという話をしますが、ただ、農業委員会と農地利用最適化推進委員のところでは、一定の搜索はしますということであります。

それから、貸し手がないまま、相談に来られたものについても、農業委員会、農業委員さんたちとともに、貸し手を見つけるという作業をして、その後に農地中間管理機構のほうへ契約というのに結びつける方向であります。

ただ、これまでの中の案件には、途中でもう貸し借りを契約しておいて、数年後にもう相手が、地主さんが亡くなったということで、中断になったところもありまして、それはまた契約をもう一回解除するというので、納税管理人のところにまた一旦返すということをしておりまして、完全にはないものを全て農地中間管理機構が一定期間は見るということでもありますけれども、それ以上、一定期間を過ぎた場合は返すということになっておりますので、そこはもう一回、相談案件のたびにまた周知したいと思っております。

それから、死亡者があった場合の届出のところでは、農業委員会にまずいつてほしいということで、相談をされるという流れにはなっておりますので、全ての農業委員会、そして中間管理機構は、あるいは全ての説明はもう当事者が来られた際には、そこまではやっぱり熟知はありますので、とりあえず農業委員会のほうに出向くようにということで、窓口のほうで説明をいただいているところであります。

#### ○岩元 涼一議員

やはり、将来のこの地域の農地をどのようにして維持していくかということについては、相当大的な課題であると、大規模経営体だけで守っていけるものでもありませんし、今のこの小規模農家、兼業農家を含めてですけれども、そういうところで皆さんにお願いをしないと、到底守っていけるものではないと。それをするためには、話し合い、地域の農業を考える会です。

そういうところで、いろんな話をしながらしていく、その中で、次の耕作者を誰がいいとか、そういうところで、その場で話し合いをしていく。そろそろ、リタイアされるという話も聞いたがと、それを隣の耕作者に話をするとか、当然、農地流動化推進の方が関連されているとは思いますが、隣の農地の人に話をしていく。それを地域みんなで共有していくという考え方でないと、将来は維持できないのではないかなと。大規模経営体の方々もある程度、限度がありますから。そんな、先ほど出ましたスマート農業のように何十町歩もというようなことはどうしても無理ですので、そこ辺をどうにかしていくような施策というものを講じていただくように、要請いたしたいと思います。

兼業農家にもそういう支援が必要ではないかなと。補助制度みたいなものを創設する考えないかなという感じで考えておりましたけれども、これはまた、今後いろいろと担当課のほうでも支援策を講じていただけるように考えていただきたいと、要請をいたしておきたいと思います。

3点目の外国人労働者の件についてですけれども、やはり、大々的にやっておられる経営者、個人の農業、団体などもおられますが、そういうところの話を聞きますと、どうしても労働力が足りない。固定的な労働力です。それについて、国は雇用方策を進めていると。それについて、

勉強をしたいというような話もあります。受け入れ態勢をできないのかというような話もありましたので、こうして話をするんですが。

ただ、一つの経営体ですね、そこで外国人労働者をお願いするというような事務手続といいですか、そういうのは到底無理ではないかなと考えます。そこで、先ほど質問いたしましたように、町が窓口になってといえますか、いろいろ協議会とか、受け入れをするための協議の場とか、そういう形で町長も先ほど言われましたけれども、個別にそういう相談を受ける場というか、これは行政とかそういう公的な機関でないと今のところはできないのじゃないかなと、さつま町の場合は。

話を聞いてみますと、企業などの管理をするところはあって、それとNPOですか、そういうところは窓口になっているということですが、普通の一般の農家の方々がそういうところとの交流とか、そういうところはないような気がしますので、そこら辺について、この相談の窓口とかそういうのを設けていくというようなことは考えられないのか、お伺いをいたします。

#### ○農政課長（四位 良和君）

先ほど、町長の答弁の中にありました、農の雇用調整会議、関係機関が連携して本町で行っている分については、使用者側に対するような勉強会という形を含めて取り組みを進めております。農福連携で、こういう労働力がありますよとか、そういったものを含めてやっておりますが、議員がおっしゃいました窓口にということであれば、役場行政を通じて、県の先ほど言いました、こういった組織を紹介する。具体的には、農業技能実習事業の協議会の鹿児島県支部というものが、この協会の中にできておりますので、こういったことを紹介していくという形になるのかなというふうに理解しているところです。

#### ○岩元 涼一議員

今までは、特定、技能実習生でしたね、技能実習生という形であったわけですが、それがちょっと国としてもその枠をちょっとゆるめて、単純労働者も入れると、今までは技能実習生という限定でしたけれども、これを単純労働者も入れるというような形になるというようなことでございましたので、そうなった場合、使いたいけれども、その窓口、申し込み、どういう形にすればそういう方をお願いできるのかということ自体は、企業等についてはもう実績がありますので、そういうのを進めていращやと思うんですけど、農家サイドから見ればそういうのがありませんので、やはりそういうような相談窓口というものを行政のほうでも、担当課のほうで設けていただきたいと思うんですが。

それと、実際も、教育支援も今度やっていくと。予算化されておまして、要するに帰国子女ですか、そういうところの日本語教育等の手伝いをする方をということで予算化されているわけですが、これについて、今、外国人労働者の方が既に入っておりますが、その方々とその地域に住む住民の方とのあつれきというか、そういうものが、これが増えてくれば生まれてくるのではないかなという気がするんですが、そこら辺についての、地域と外国人労働者の方とのコミュニケーションをとる場というか、そういうものの指導というか、実際入ってきていращやる地域においては、いろいろ交流もされているという話も聞くんですが、どうしても敬遠されている方々もいращやるのではないかなと思うんですが、そこら辺について実際コミュニケーションがとれているのかどうか、そこら辺についてはどのように把握されていますか。

#### ○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

今質問がありましたように、地域とのトラブルといえますか、そういうのについては直接聞いていないんですが、いろいろな課を通じて、労働者が自転車で行くときに2列、3列で行っている、交通ルールがなっていないという苦情は何件かお聞きしたところです。そこについては、役

場のほうから外国人を雇用している企業については、こういう事例があったので注意をしておいてくれということで、注意はしているところです。

それと、さきの質問でもあったんですが、特に、日本語が理解できない南米からの移住の方が増えているということで、以前も回答をしたことがあったんですが、現在、町内の小学校に1名、中学校に1名いらっしゃいます。それと、保育園にもう既に3名子供が入っておりまして、今度の4月からは、ブラジルから日本語ができない中学1年生に相当する子供がこちらのほうに来るという情報が入りましたので、そこらについても、もう事前に教育委員会などにも連絡をしながら、対応をお願いしているところであります。

また、ボリビアから来ていらっしゃる方が12月に入られたんですが、やはり母国に10歳の子供を置いてきていらっしゃるんですが、こっちで6カ月ぐらいしたら呼び寄せたいということも言っているようですので、その対応もまた出てくるかと思えます。

それと、南米からの移住の方については、まだ自治会に加入をしていらっしゃいませんので、一応会社の方と話をする中では、やはり移住定住を目的にするなら、地域に溶け込まないといけないということもありますので、なるべくそういう公民会にも入っていただきたいということをお願いはしているところです。

#### ○岩元 涼一議員

こうして外国の方々が日本で働いて定住されるようになれば、いろんな言葉の違いとか、文化の違いとかがありますので、先ほど課長のほうからあったように、いろんな問題点等が、これまでなかったものが表面に出てくるというようなことも十分考えられますので、学校教育については、もう当然教育委員会のほうで、町長も述べられましたように、義務教育というか、そういうところありますので、それはもう町のほうが支援していくべきであるし、それと、日本語を知らないで来るということ自体もちょっと私には理解できないんですが、そういうのがあれば、どうしても対応をせざるを得ないと。それはもう行政のほうで対応をせざるを得ないわけですから。

なので、先ほど、けさほど1番議員のほうからも質問がありましたけれども、そういう方々が来られれば、いろんな負担というものが、町の負担というものが出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういうものに対して、国の支援、助成、そういうものがあるのかどうかですね。先ほどあるということであったんですが、そういうのを対象となるようなことがあるのか。あとはもう法務省令ですか。そこで詳しくは今後決めるという、詳細については省令でというようなことも報道があるようですので、そこら辺については、どのような情報を持っておられるのかですね。そこ辺について伺います。

#### ○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

午前中の質問のほうでもあったんですが、今回、国が外国人材の受け入れ、共生のための総合的対策ということで多くの金額を予定しておりますが、その中でもさまざまな項目が想定されておりまして、暮らしであるとか、それと、災害対策であるとか、先ほどありました外国人の児童生徒の教育の問題とか、多くの項目がありまして、さまざまな事業があるんですが、また具体的な内容が決まっておりませんので、それを見ながら、対応できるところについては対応をしていきたいというふうに考えております。

#### ○岩元 涼一議員

私もこうして質問をしながら、国のほうが、詳細については今後定めてというようなことも大臣が国会で答弁しているぐらいで、とにかく受け入れを先にするんだというような国の姿勢のようでありますので、それが実際に居住する自治体に対して負担になってくるのではないかなという気がしたもんですから、こういう質問をさせていただいたところです。

それで、今後、国の流れはもうどうしてもそういうふうに進んでいくでしょうから、それに対して十分な対応ができるように、町としても対策をとらざるを得ないという形がありますので、いろんな情報を国からの、先ほど言いました予算は組んであるけれども、その予算がここに来るような、そういう情報をとりながら進めていただきたいと思うところです。

そして、けさの質問の中にもあったんですが、最後になりますけれども、この二、三年で職員の方が大分やめられるような話も聞いております。それで、そういうことになると、事務継承はスムーズにいくかもしれませんが、行政マンですから、事務継承等はいくかもしれませんが、その経験値とか、けさほど出ましたように、そういうものの伝えられる、伝えることが十分にできているのかなという、私もちょっと疑問に感じたものですから、最後こういうことを申し上げるんですが、どうしても若い職員を大量に採用していきますので、若い職員の考え方、そういうものも理解しながら、当然今度は上の考え方も継承させていくという、そういう方式は当然とっていかないと、最近の若い方々と言や失礼ですけども、自分の権利とか、そういうところは主張するけれども、自分の義務は果たさない。町民の目線に立った行政運営、そういうものを指導していくというようなことも大事じゃないかなと思いますので、その点については、要請して、10分残しまして私の質問を終わります。

**○議長（平八重光輝議員）**

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

---

**△散 会**

**○議長（平八重光輝議員）**

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

**散会時刻 午後2時43分**

平成31年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成31年 3月 7日



平成31年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成31年3月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 上 圀 一 行 議員 | 2番  | 上久保 澄 雄 議員 |
| 3番  | 三 浦 広 幸 議員 | 4番  | 柏 木 幸 平 議員 |
| 5番  | 米 丸 文 武 議員 | 6番  | 田 野 光 彦 議員 |
| 7番  | 舟 倉 武 則 議員 | 8番  | 岩 元 涼 一 議員 |
| 9番  | 朝 倉 満 男 議員 | 10番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 11番 | 新 改 幸 一 議員 | 12番 | 宮之脇 尚 美 議員 |
| 13番 | 川 口 憲 男 議員 | 14番 | 森 山 大 議員   |
| 15番 | 新 改 秀 作 議員 | 16番 | 平八重 光 輝 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |           |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 事務局 長  | 福 田 澄 孝 君 | 局長補佐兼議事係長 | 萩木場 一 水 君 |
| 議事係 主査 | 竹 下 和 男 君 |           |           |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長      | 日 高 政 勝 君 | 副 町 長    | 上 野 俊 市 君 |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 崎 野 裕 二 君 |
| 企画財政課長   | 押 川 吉 伸 君 | 財産管理課長   | 原 田 剛 志 君 |
| 税 務 課 長  | 下 田 良 二 君 | 町民環境課長   | 丸 田 忠 君   |
| 保健福祉課長   | 櫻 伸 一 君   | 高齢者支援課長  | 岩 元 義 治 君 |
| 子ども支援課長  | 鍛冶屋 勇 二 君 | 農 政 課 長  | 四 位 良 和 君 |
| 商工観光PR課長 | 羽 有 郁 夫 君 | ふるさと振興課長 | 市 來 浩 二 君 |
| 建 設 課 長  | 小永田 浩 君   | 水 道 課 長  | 三 角 芳 文 君 |
| 教育総務課長   | 角 茂 樹 君   | 社会教育課長   | 三 腰 善 行 君 |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について
- 第 4 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について
- 第 5 議案第 10 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 11 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 12 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 13 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 14 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
- 第 10 議案第 15 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について
- 第 11 議案第 16 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 17 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 13 議案第 18 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 14 議案第 19 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 20 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 21 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 17 議案第 22 号 平成 31 年度さつま町一般会計予算
- 第 18 議案第 23 号 平成 31 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第 24 号 平成 31 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 20 議案第 25 号 平成 31 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 26 号 平成 31 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 議案第 27 号 平成 31 年度さつま町上水道事業会計予算

議 案 付 託 表

| 委員会              | 議案番号 | 件 名                                         |
|------------------|------|---------------------------------------------|
| 総務厚生<br>(第1委員会室) | 8    | さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について                |
|                  | 9    | さつま町立大型共同作業場条例の廃止について                       |
|                  | 10   | さつま町課設置条例等の一部改正について                         |
|                  | 11   | さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について              |
|                  | 12   | さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について               |
|                  | 13   | さつま町国民健康保険税条例の一部改正について                      |
|                  | 14   | さつま町土地開発基金条例の一部改正について                       |
|                  | 16   | さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
|                  | 21   | 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）（関係分）                |
|                  | 22   | 平成31年度さつま町一般会計予算                            |
|                  |      | 第1条 歳入歳出予算（関係分）                             |
|                  |      | 歳 入                                         |
|                  |      | 1 款 町税                                      |
|                  |      | 2 款 地方譲与税                                   |
|                  |      | 3 款 利子割交付金                                  |
|                  |      | 4 款 配当割交付金                                  |
|                  |      | 5 款 株式等譲渡所得割交付金                             |
|                  |      | 6 款 地方消費税交付金                                |
|                  |      | 7 款 ゴルフ場利用税交付金                              |
|                  |      | 8 款 自動車取得税交付金                               |
|                  |      | 9 款 地方特例交付金                                 |
|                  |      | 10 款 地方交付税                                  |
|                  |      | 11 款 交通安全対策特別交付金                            |
|                  |      | 12 款 分担金及び負担金（関係分）                          |
|                  |      | 13 款 使用料及び手数料（関係分）                          |
|                  |      | 14 款 国庫支出金（関係分）                             |
|                  |      | 15 款 県支出金（関係分）                              |
|                  |      | 16 款 財産収入（関係分）                              |
|                  |      | 17 款 寄附金（関係分）                               |
|                  |      | 18 款 繰入金（関係分）                               |
|                  |      | 19 款 繰越金                                    |
|                  |      | 20 款 諸収入（関係分）                               |
|                  |      | 21 款 町債                                     |
|                  |      | 歳 出                                         |
|                  |      | 1 款 議会費                                     |
|                  |      | 2 款 総務費（関係分）                                |
|                  |      | 3 款 民生費                                     |

| 委員会                    | 議案番号                                              | 件名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |                                                   | 4 款 衛生費<br>8 款 土木費（関係分）<br>9 款 消防費<br>1 2 款 公債費<br>1 4 款 予備費<br>人件費全部<br>第 2 条 債務負担行為（関係分）<br>第 3 条 地方債<br>第 4 条 一時借入金<br>第 5 条 歳出予算の流用<br>2 3 平成 3 1 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算<br>2 4 平成 3 1 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算<br>2 5 平成 3 1 年度さつま町介護保険事業特別会計予算<br>2 6 平成 3 1 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算                                                                                                                                                                                                                                           |
| 文教経済<br>（第 2 委<br>員会室） | 1 5<br>1 7<br>1 8<br>1 9<br><br>2 0<br>2 1<br>2 2 | さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について<br>さつま町企業立地促進条例の一部改正について<br>さつま町営住宅等条例の一部改正について<br>さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道<br>技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について<br>さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について<br>平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）（関係分）<br>平成 3 1 年度さつま町一般会計予算（関係分）<br>第 1 条 歳入歳出予算<br>歳 入<br>1 2 款 分担金及び負担金（関係分）<br>1 3 款 使用料及び手数料（関係分）<br>1 4 款 国庫支出金（関係分）<br>1 5 款 県支出金（関係分）<br>1 6 款 財産収入（関係分）<br>1 7 款 寄附金（関係分）<br>1 8 款 繰入金（関係分）<br>2 0 款 諸収入（関係分）<br>歳 出<br>2 款 総務費（関係分）<br>6 款 農林水産業費<br>7 款 商工費<br>8 款 土木費（関係分）<br>1 0 款 教育費<br>1 1 款 災害復旧費 |

| 委員会 | 議案番号 | 件名                                     |
|-----|------|----------------------------------------|
|     | 27   | 第2条 債務負担行為（関係分）<br>平成31年度さつま町上水道事業会計予算 |

△開 議 午前９時３０分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成３１年第１回さつま町議会定例会第３日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第１「議案第６号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

日程第１「議案第６号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については、２月２７日に説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第２「議案第７号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２「議案第７号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由については、２月２７日に説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第7号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次は、同じく2月27日に提案のありました日程第3「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」から日程第22「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案20件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第3「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」、日程第4「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第3「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」及び日程第4「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由の説明については説明済みであります。これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第5「議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第6「議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第9「議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、日程第10「議

案第１５号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１６号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第１２「議案第１７号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第１３「議案第１８号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第１４「議案第１９号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第１５「議案第２０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第１６「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第５「議案第１０号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から日程第１６「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」までの議案１２件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案１２件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○上久保澄雄議員

議案第１０号についてお尋ねをいたしますが、この課の設置条例の一部改正でございますけれども、当初この再編がなされ課等の再編がなされた時点で、この件については、企画財政の分野についてはいろいろと異論が出たところであるというふうに記憶をいたしております。企画をする部分と、絵を描く部分と、夢を描く部分と、それに裏づけをする部分と、同じ課ではどうかと、調整がとれるのかといったようなことで、それぞれ論議がなされた経緯があったかというふうに記憶をいたしているんですが、今回これをまた元に戻るといったような内容になっておりますので、その辺の経緯についてお知らせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この企画サイドと財政サイドというのは、非常に相反するようなイメージがありますが、ただかえって一緒にいたほうが効率的には企画をしたものが実施をできるんじゃないかと、そういう思いがございまして、過去もこの問題については、ほかの市町村もいろんな議論があったわけでありまして、やはりそのほうが非常に効率性を図れるというようなこともございまして、より計画の実行性というのも確保されるんじゃないかという思いがあって実施をしてきたわけで、平成２６年から５年間やった経緯がございますが、その面では、非常に財政運営というのがうまくできたのかなとふうな思いも確かにいたしているところでございます。

ただ、今回見直しをせざるを得なかったというのは、今、上久保議員のほうから、かつて地域の活性化の問題、今までの少子高齢化がどんどん進んで地域は非常に高齢化が先、疲弊をしていくんじゃないかと。やっぱり地域の元気さあるいは活性化を図っていくことが町政の基盤として非常に重要なことであるというような質問もいただいて、当然私ももう日ごろからこういう地域の活性化については、公民館ごとに活性化計画をつくっていただきまして、それなりに活動を展開してすばらしい活動をして、県内では村づくりについてはモデル的な地域があちこちできている。いろんな特色ある取り組みをしていただいてそういう評価があるわけで、一方では、懸案と

なっております高齢化がどんどん進んで、そういう活動にもいろんな支障が出てきている。そしてまた、役員のなり手等についても非常に苦勞されていると。そういう実態がもう現実のところに見えてきておりまして、議員御指摘のとおり何とか対策を講じんといかんという思いがございましたので、その点には、今まで地域のこういう公民館づくりの関係あるいは地域の活性化の関係というのは、役場の中でも社会教育の公民館的な分野、それから地域づくり等については、企画とか関係課のほうで対応いたしておりましたけども、やはりもう窓口を一元化できるところは一元化して集中的に地域の活性化に力を入れていく必要があるんだろうということに達しております。

今回、企画のほうにそういう地域づくりの関係も移管もしていくというようなことでしておりますので、そうなりますと企画も財政もそういった重要な課題について取り組みをするとすると余りに1つの課にいろんな仕事が集中をしていく、でよく負担が出てくるというようなこともございまして、今回財政課のほうとは独立した形で企画政策課と、財政課が今まで財産管理課のほうでやっておりました、そっちのほうに財政の一元化を図るということもベターな方向ではないかなということで、今回は再編をさせていただいたところです。もちろん、今総務課で持っておりました広報文書の関係、こういったことも見直しをして、総務課のほうは今まで法制の関係とかもありましたけど、そういう形で整理をさせていただいたというようなことでございます。基本的には、非常に課のバランスというように申しましょうか、そういうことも配慮をしなければ、一課にすべて集中していくと非常に負担が大きくなるんじゃないかというようなことで見直しをさせていただいたところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案12件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第17「議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第17「議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案第22号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

おはようございます。

この今回の平成31年度の一般会計予算は、いろいろと質問したいことがかなりあるんですが、その中でも所管外のやつと、恐らくこれは共通だと思いますんで、2点だけお伺いします。

まず、第1点目は、今回議会の所管事務調査が査定ゼロと、要するに予算をつけないということで執行部がなされたわけですが、なぜそういうふうになされたのか、また議会に何の事前の説明もなくされたということは、議会の一番の仕事は行政執行部の予算執行、いろんなものが適正であるかを監視する仕事と、執行部が出した予算を審議する、これが議会の一番の仕事なわけですが、その中で議会の活動の一環として所管事務調査をしておるわけです。これについては、いろいろと所管事務調査をしたその結果で行政の執行部の方にも説明をし、また、執行部のほう

も議会から提案された件についてはいろいろと参考にされているというところも多いと思うんですが、その点において、なぜゼロ査定をされたのか、その内容をまず伺いたいというのが1点目。

2点目は、説明資料の137ページ、商工観光PR課のDMOの関係なんですけど、これは今回もまた1,200万円を超える予算が計上されているんですが、ここ数年、昨年度も同じような金額予算を計上されて執行されたと思うんですが、具体的に伊佐市のほうは物すごく効果があると思うんですけど、これだけの予算を投下してさつま町に具体的に何の効果も見えていないような気がするんです。これが、どのような効果が、ここ数年総額で幾ら予算をつけてどのような効果が出たのか、その辺を説明していただきたいと思います。

以上です。

#### ○町長（日高 政勝君）

これまでの一般質問等でもいろんな議論があったわけでありましたが、予算書を見ていただければ、御案内のとおり当初予算の段階からこの財政調整基金を10億3,000万円も取り崩しをしなければ編成ができないと、非常に厳しい状況が年々続いております。したがって、所管事務調査そのものについては非常に意義のあることで、これまでも委員長の報告等をいただきまして町の運営についてもいろいろと反映をさせていただいて、その点では本当に意義の深い研修だというふうに理解はいたしております。

今回、所管事務調査を当初に編成しなかったのは、一つは行財政改革の特別委員会も設置をされておりますので、そちらのほうで管内の予算のほうは措置をさせていただいたというようなことで、意味合いがそれぞれ違うと思いますけれども、やはり厳しい財政環境でありますので、そちらのほうでも活用していただいていると研修を深めていただく機会になればというふうに考えております。できましたら、毎年管内管外ということで実施をしていただいておりますけれども、それだけ、本当に法的にも認められたことでありますのでいいわけでありましたが、当初の段階では今ありましたとおり、職員等についてもいろんな、もうこれだけ財政が厳しいからもう全て何ごととも今まで予算編成を全て編成ができるという状況にはないと、物件費等についても節約をしてくれと、とにかく厳しい状況で編成に当たりまして説明をいたしてきておりまして、それなりの取り組みもしているわけでありましたが、こういうことについてはやはりお互いに痛みを分かち合っていくということも大事かと思っております。

ただ、当初の段階ではまだ財政の財源の補足というのが、我々この依存財源が行われている7割もしているわけですので。また、税の関係等についても、昨年の税収との状況がどうなのか、今その申告の時期でありますので、そういった状況を踏まえてしっかりと財源補足はできないと、なかなか当初の段階で組める状況ではないというようなことがございます。したがって、今後、普通交付税の算定とかあるいは税収の財源の補足がしっかりと把握できた段階で、財政的に余裕がある程度見通しができるなあとになれば、一回その辺は検討の時期に値するかと思いますけれども、当初では非常に厳しかったと、それだけは御理解をいただきたいと思います。

#### ○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

議員から御指摘のDMOに関しましては、まず事業費のほうから説明をさせていただきますと、平成28年度から31年度まででございますが、平成28年度の全体事業費が4,700万円、さつま町、伊佐市がそれぞれ半分の2,350万円ずつ負担をいたしておりますが、これにつきましては、地方創生の交付金で全額負担をしております。平成29年度から30、31年度につきましては、2分の1が交付金ということで、平成29年度が2,987万1,576円で、さつま町の負担分が1,493万5,788円、一般財源が767万894円、平成30年度は全体事

業費が2,800万円でさつま町負担分が1,400万円、一般財源が700万円、平成31年度は2,500万円でさつま町負担分が1,250万円、一般財源が625万円ということで、全体事業費の総計で見ますと1億2,987万1,576円、そのうちさつま町負担分が6,493万5,788円、一般財源でいきますと2,071万7,894円ということになっております。

それから、事業の中身につきましては、大阪府下で伊佐・さつまの特産品を販売する物産店ということで、「やさしい市」というのを開かれておりまして、さつま町のほうからも商工会の青年部を中心に出店をいたしております。また、その中でふるさと納税の宣伝ということでやっておりまして、昨年とことしで約、総体で200万円ちょっとふるさと納税をそちらのほうでいただってきたという部分もございます。

あと、そのほか川内川を活用した各種ツーリズム商品のプロモーションということで、東京・大阪・福岡・鹿児島県で旅行社等を訪問いたしましてプロモーション活動を行っております。

あと、議会のほうでも以前説明をさせていただきましたが、グランドビジョンの作成ということで、「やさしいまち 伊佐・さつま」大鶴湖グランドデザインとして、曾木の滝から大鶴湖までの全体エリアの運用コンセプトを作成したところでございます。

あと、アウトドアのメーカーのモンベルというのがありますが、モンベルのフレンドエリアの会員といたしまして、日本全国で開かれているフレンドフェアにおいてアピールする告知を行ったところでございます。自然体験ができますよということで、そういうものをアピール。以前は、世界的なカメラの方が川内川の山崎のところでされたという方もいらっしゃいましたので、そういう方とお会いして宣伝等をしていただいたところでございます。

あと、人材育成セミナーということで、ビジネスマッチングツアーということで行っております。セルビスグループの中に共栄会というのがございます。二十余りの経営者と伊佐・さつまの商工会関係の団体と一緒に、ビジネスマッチングという形で行ったところでございます。

あと、飛騨の視察ということで、野草薬草についての取り組みを進めていこうということで、今伊佐市のほうに薬草の杜ができておりますが、さつま町のほうでも選定をしているんですけど、なかなか適地が今のところ見つかっていないというところでございます。

それから、今月22日、ダムナイトということで、鶴田ダムの堤体を使いましてデジタル掛け軸というのをを行います。プロジェクターを約30台使って壁面一面に掛け軸をかけるというような形で、6時半から9時までの予定でございます。まだ議員の皆さんに招待を出すのが遅れていますが、21日の日に試写会という形で行いたいと考えているところでございます。

23日が伊佐のほうで薬草フェスティバルという形で開かれていくということになります。またさつま町の商工会青年部の人たちの中でも薬草を取り込んだ新しい新商品を開発するというところで、今開発中の方もいらっしゃるところでございます。

以上であります。

#### ○岸良 光廣議員

町長の説明はわかるんですが、そういうことであればなおさらのこと、なぜ事前に全員協議会でもそういう説明をされないの。これははっきり言うて、査定ゼロを受けたときに議会軽視もひどいなあと、もうこら町長が胸三寸でいけんでんしやなったんねえというような感情を覚えるわけですよ。本当にそういう、町長が言われたように厳しいんだと、みんなにも予算をきちっと見れという今説明がありましたけど、今回のこの31年度の予算、細かく見ていきますとびっくりしますよ、町長。これは、町長が厳しく査定しろと指示したんだということですので、もう委員会のほうで徹底的にやらしてもらいます。

まず、この議会の所管事務調査の町長の説明があったわけですが、これは、本当に町長がそこ

まで大変なんだということであれば、本当になぜ事前にそういう説明されなかったのかちゅうのが、私はもう残念でならないんですよ。そこについてもう一回町長の意見を聞くわけですが、その前に、これは私ひとりじゃなくてほかの同僚議員の方々もみんなそう恐らく感じておられるんじゃないかなというように思いますんで、各委員会での予算については、徹底的に今町長の言葉どおりやっていくべきだと私も考えておりますんで、町長にはもう一回伺いたいと思います。

次に、商工観光PR課のDMOなんですけど、今課長からいろいろ説明受けたんですが、伊佐市の薬草園、昨年行きました。漫画ですよ、あれ。漫画よりもひどい。ここにどれだけの金がつぎ込まれたのかなと思わざるを得ません。さらに、昨年度も町長は、鶴田ダムから大口の曾木の滝、一大観光にするんだと、いろんなことを説明されてきました。が、しかし、大口側のほうは道路拡張をして大きな橋もかかっています。ところが、さつま町側のダムから曾木の滝へ向かうところは、大型バス通りませんよ、これ。薬草にしても、本当にどこに金を使って、国の補助金もあるでしょうけど、さつま町の一般財源も使っているわけですよ、500万円とか600万円とか。今回もそう出ているわけです。その具体的なところが全く見えないんですが、その点についてもう一回課長の説明もお願いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

予算の編成権というのは町長に権限があるわけです。あとは、議決をしていただくのはもう議会の権限でございます。予算の査定をして、やっぱりこの行政の安定というのは財政の安定あってこそだと私は思っておりますので、やはり当初の段階からあれもこれもと、いわゆる要求を100%組むようであれば借金も幾らでもしなければならぬ。そうすると将来的に町民の負担というのは相当なものになっていくと。やはりそういう持続可能な行政、そしてまた、安定した行政をするためには、財源のしっかりとした把握をしながら健全な財政を努めていくというのが鉄則でありますので、お互いにそういう状況については、一番議会の皆さん方もこうして日常論議をする中で御理解をいただいているかと思っておりますので、やはりともにいろんな状況については乗り越えていかなければならないと、そういうふうには考えております。

したがいまして、議会にも説明すべきではないかということでもあります。今までそういう予算の査定をして、復活要求も必要なところは復活要求があつてそれなりの議論をして、それでここはどうしても必要だと理解をしたところはまた復活とかあるんですけれども、確かに説明をして、今はこういう状況だと。今、申し上げましたとおりまだ財源も確定していない段階、それでまた、もう最初からどんどん組みよって、あとからふたをあけてみたら交付税も余り伸びない、それでまた、税収もそんなに期待できない、あとはもうどうしても減額をしにやいかんということになるとかえって迷惑がかかる。そういうことで、財政運営としては通常の姿でないだろうということで、補正とかそういう機会がありますので、ある程度の交付税がこれだけ伸びたとか、税収がこれだけ伸びる、財源の伸びがこれだけ確保できるから、なら補正をこれだけは組めると、そういう段階になればわかるわけですがけれども、今の段階では本当、市町村の財政というのは補足が難しいところであります。それで、8月とかそういう状況になりますと、そういう財源の確定というのが見えてきますので、それで9月の段階とかそういう中で肉づけということにならざるを得んわけですよ、実態としては。それで、先ほどから申し上げましたとおり、もう財政が非常に当初予算の編成の時期から基金を取り崩してまで10億円を超えるようなお金でやりくりをせないかんという実態がありますので、そこだけは御理解をいただきたいと思うわけです。

#### ○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

薬草の杜の件につきましては、完全に業者に委託してつくっているという部分ではございまして、セルビスグループの社員の皆さんが手弁当で来て手作業でつくっていらっしゃる。私は、

あれで意見の相違もあるかもしれませんが、手弁当でつくられて、まああそこまでつくられたんだなあという思いは持っているところでございます。今年度で、平成31年度で交付金、町からの負担はなくなりますが、それでやっぱり持続可能な会社としてやっていくための、セルビスグループとしてはそういう努力をされていると私は感じているところでございます。伊佐市だけに使っているという御意見もございますが、セルビスの社長、会長ですが、坂元さんのほうは、さつま町に相当気を使っている、いつもお会いする中で感じているところでございます。本当は適地があれば、会長の思いは聞いているところですけど、そういうものをつくりたい、あと古民家を買って健康ツーリズムというようなことをやりたいという思いも聞いておりますので、伊佐市と連携して平成28年度から始まった事業でございまして、このことについては、ぜひこの「やさしいまち」が持続可能な会社として続いていくことを願っているところでございます。

あと、先ほど県道鶴田大口線の話、私の所管ではございませんけど、やっぱり伊佐市に今行きますと、多いときは本当インバウンドのお客さんがたくさんいらっしゃいます。やっぱりそういうお客さんを取り込みたいなという思いは大変強いところでございまして、いつも道路の整備については建設課と一緒に、私も国交省のほうにもお願いに行くこともございます。

以上でございます。

#### ○町長（日高 政勝君）

ちょっと補足をさせていただきます。

このDMOの関係ですけれども、確かに大きな金額を伊佐市ともに地方創生交付金を使いながら支出をいたしております。初めての取り組みで、DMO組織というのが全国的にもこういう組織ができ上がって、とにかく広域的に観光的な振興を図っていこうという狙いでございます。今、ありますとおり平成28年からですかね、それだけの投資をしながら進めてきておりますが、だから、観光というのは、目に見えた形ではっきり数字がつかまえればいいんですけども、DMOの「やさしいまち」の株式会社とされましても、都会の皆さん方をこういう豊かな自然のところで紹介をしながら、体験の観光とか、それでまたさつま町の温泉とかそういうところに波及をさせたいという思いがあるわけでございまして、例えばダム、あの辺のところのお客さんの状況を見ましても、平成23年度のころは1万1,800人ぐらいのところは今現在では2万8,700人ぐらいに増えてきておるところもございまして、それでまた、都会の方々もそういう交流をきっかけにして、いろんな会社経営者の皆さん方を35人ぐらいこちらのほうに連れて案内をされてきておる機会もありましたし、地元の皆さん方もとにかくこういうことをきっかけにしながらいろんな観光的な取り組みをしようということでダムカレーの開発につながったり、いろんな取り組みがこれからソフト的にも波及をしていくんじゃないかとも期待もいたしております。

また、広域的な取り組みということでありますので、課長が申し上げましたとおり、曾木の滝、そういうお客さん方をとにかくさつま町に入れ込みをさせる、そのためにはやっぱりおっしゃる通り道路の整備、大型バスでも行き帰りできないということは、もう以前から県を通じてお願いをいたしております。国交省にももう過去数回直接行ってここの話もしております。危機管理道路的な意味合いもある道路ですから、やはり国としても考えてくださいと。県道ですから、国が直接やるわけはいかんわけですけども、これまでもダム開発の中でカーブカット等については積極的に工事の車が行きやすいようにちゅうことでやっていただいておりますし、県のほうも、橋梁も長寿命化の対策のために一生懸命補修等もやっていただいております。大口のほうからあるということもありますけれども、年次的にこれは引き続き検討されても、道路

整備についてはやっていただくということになっておるところでありますので、これからもまた強く、要請はしてまいりたいと思っていますところであります。

○議長（平八重光輝議員）

3回目です。

○岸良 光廣議員

今、町長が当初ではあれもこれもできないという説明があったんですが、この所管事務調査は新たにあれもこれもといって要望しているものではありません。これは、過去の先輩議員たちからいろんな形で議会運営に大きな成果を出すためにほかのところも調査をして、我がさつま町とどうなのかということまでしてきてあった所管事務調査なんですが、それをゼロ回答するということが、これは私が何を言いたいかというと、何で議会に事前にその説明がなかったのかなあと。そういう説明があった上でのことであれば、あ、なるほどなあと理解もできるところがあると思うんですよ。ところが全く説明なしにスパッとゼロ回答ちゅうことは、これは余りにもちょっとひどいんじゃないかなというのが、私は今も思っております。町長は財政が厳しいんだと、それだけ議会にも厳しい、そういう要求をされるということは身を切る改革っちなわけですから、議会もじゃあ身を切りましょうよと、そのかわり執行部もちゃんと身を切ってくださいよと。これが中途半端な身の切り方であれば、議会としてやはり執行部の予算を認めるか認めないか、ここは本当にシビアになると思います。是は是、非は非でやらなきゃならないと私は考えます。特に、今まではなあなあなところでもう仕方ないなというところで予算を認めておったところもあると思うんですが、我々議会としては、そこは是々非々で、はい、やらなきゃならん。これはお互いに身を切る改革をするのであれば、そう進むべきであろうというふうに私も考えております。だから、できれば町長、そういう大きな決断される前には、今までずっとやってきておった事業でもありますんで、やはり議会に事前に説明をしていただきたかったなあというふうに私は考えております。ほかの同僚議員も恐らくそういうふうに考えておられるんじゃないかと思うんですが、ほかにもこれについて、またいろんな意見が出てくると思います。それについては、説明は結構です。

ただいまのDMOについては、いろいろ説明、今の町長もされましたけど、正直いって、曾木の滝、すごく観光客が増えているのはわかっています。さつま町にその観光客がどれだけ来たのかなと。これから先も、課長の説明でありますけども、町長もありましたけど、あの道路、拡幅工事でできませんよ。聞いているところではできないはずですよ。なおかつトンネルで大型バスの離合もできませんよ。私が一番このDMO心配しているのは、平成31年度で終わるんだと、それは結構なんですけど、国のそういう、もう予算がありませんよとなってから、今の会社が持続するのかなと。恐らく予算が切れた時点で撤退されるという可能性があるのであれば、これは本当に町長、無駄な予算を使いましたねと。もう本当に、薬草や何か、私、議会でも視察に行きましたけど、もう本当これは課長がどれだけ言い繕ってもひどいですよ、あれ。さすがに手弁当かもしれないんですけど、そういう多額の補助金をもらって事業進めてきておる中で、本当にあの薬草園を、我々さつま町ですけど、伊佐市の議員の方々も私なんかと同じ意見ですよ。恐らく、立派な薬草園だなという方一人もいないと思います。さつま町民に、あれを代表者の方、何回でも結構ですけど、商工会でも行ってみたときにこれがやはり立派な薬草園だなというふうに答える方、恐らく一人もいないんじゃないかなと。それぐらいのレベルです。だから、これは今後そういう補助金が切れたあとに、今の会社が存続してさつま町と伊佐市のために頑張ってもらえればいいんですけど、もしこの補助金が切れたあと、1年、2年して、いや、もうやめますとなったときに、これまで多額の金をつぎ込んだのはどこへ行くんだろうということが危惧されるという

こともつけ加えさせてもらって、質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

最初のこの予算の関係、これは先ほどから言いますとおり予算の編成権というのは町長にあるわけで、それでは、いろんな各団体の補助金とかそれも受けております、主管課を通じて。それは、行政を推進するために当然必要なことでありますし、団体の協力もいただかにやいかんわけです。しかし、そういう査定の結果を一々こうしましたよ、こうしますよということは言ったことがありません。議会の場合は、こうしてまた予算の提案をして議会のこういう場で論議する機会がありますので、それはいろいろ御意見をいただければ非常に結構だと思っております。それが議会だと思います。いわゆるいろんな角度・視点から御意見をいただく、これはもう非常にありがたいことで、それが本来の使命でありますし私もそれを尊重する、これが大事だと思っております。

しかし、当初の段階ではなかなか厳しかったと、10億円余りも財調を取り崩してしなければならないと。それでまあ、そのかわりやっぱりこの行財政改革の特別委員会のほうで管内のそれだけの研修の旅費はちゃんと計上してあるわけですから、どっちもということではなくて、また状況を見ながら補正とか、それはもうあり得ることではありますが当初ではみなかったと。そのかわり、今、申し上げましたとおり行革特別委員会での研修の分はちゃんと管内で組んであるわけで、御理解いただきたいと思います。

そしてまた、このDMOの関係も、今はこういう国の政策にのっとって、さつま町も広域的な観光の振興をせんといかんということでこういう事業にまあ県内では珍しいことではありますけれどもやっているわけで、伊佐市も一生懸命やっておりますけど、現実インバウンドのほう、宮之城温泉あたりもたくさんの方が来ていらっしゃるようでございます。そういう話も伺っております。何らかのこの、なかなか目に明確に見えるところが難しいところはありますけれども、今、緒についた段階でありますから、これからどういうふう to こういう結果が出てくるか、そこがまた一緒に期待もしなければならぬし、さらにまたこの成果をさらに見つめにやいかんというふうに、株式会社やさしいまちに対しても極力、また申し入れをしていただきたいと思います。もうせっかくつくった、設立をされた株式会社ですから、補助金がなくなったからもう撤退、そんなことじゃ務まらないわけありますので、引き続きこれはもうずっと、伊佐市の曾木の滝にある会社でありますからそういうことはないとはいえますけれども、引き続きその会社が永続的に頑張っていたいて、この地域に多くの観光客が来ていただくことを期待いたしているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○三浦 広幸議員

今のやつにも関連するんですが、商工観光PR課の観光総務費の中の川内川水系のかわまちづくり、それから観光夢大使の件に絡んできます。

2月27日の議会の冒頭で、国土交通省がインフラツーリズムの普及に向け全国で5カ所程度のモデルを選び、魅力的なツアー開発の社会実験を行うと。中身を見ますとボランティアガイド、観光協会などと協議会を設け、宿泊や土産物の物産販売を通じ地域経済の活性化に貢献するという紹介もあり、また新聞も載りましたが、早速町長がダムの所長にぜひ候補に入れてくれということをお願いされたということで、もう今までも、再開発の中で歴代の所長さんも一生懸命こういうことをやってこられたと。候補としては非常に有力なものだと考えております、全国に5カ所程度ということでございますから。これの、今おっしゃったことにも全てDMOと絡んできますけど、見通しはどんなもんかお伺いいたします。

### ○町長（日高 政勝君）

開会日のときに、行政報告という中でこの報告をさせていただきました。

ちょうどその朝、おっしゃるとおり南日本新聞のほうに記事が出ておりましたので、これは非常に鶴田ダムにとっては、再開発事業も終わって、非常にこれまでも国交省の皆さん方が一生懸命頑張って、宮之城温泉とか紫尾温泉とも提携をしながらダムのいわゆる社会資本の整備がなされて、それに対するインフラツーリズムを進めたいということで、もうバスのそういう交通会社とも提携をしながらたくさんの皆さん方をお呼びしていただいて、先ほど申し上げましたとおりのかなりのお客さん方も今もう増えてきておるわけで、非常に今、国交省が打ち出されたこのことについては、もう匹敵するのではないかと、鶴田ダムは。そういうふうに思っただけでダムの所長にはお願いをいたしております。そしてまた、九州整備局のほうにも、私も直接また企画部のほうには電話をいたしまして、こういうことですから何とか御配慮いただきたいというようなことも申し入れをいたしておるところであります。

ただ私も、ダム発電の協議会というのが県内の22団体ありまして、その会長もいたしておりますし、全国の協議会というのが、ダムが今535あります。その中で九州でも96あります。県内でも22です。そういうことで535のうちの5つですから、いわゆる100分の1強のところを選定ということになりますので、これについては、ただ川内川といたら国交省の皆さん方もほとんど知っていられちゃう、それぐらい再開発、激特工事ということでもう認識が深いところでありまして、実際現在でも河川事務所なりダム事務所のほうでも一生懸命こういったインフラツーリズムをやっているから、そういうことで私の思いとしては、先ほどの入り込みのこともお話がありましたとおり、これからもたくさんの皆さん方が交流人口として増えていくことを期待しておるところであります。ただ、非常にどこも一生懸命だと思っておりますので、とにかくそういう熱意だけはお伝えしてありますので、これからもまた、場合によっては要望書でも提出していきたいなというふうな申し入れもお伝えをしているところでもあります。

### ○三浦 広幸議員

今、そういう言葉をお聞きしましたが、まさにこの川内川かわまちづくり、インフラ整備が済んだあとの観光振興と国交省の政策に全く一致しているわけですから、ぜひ頑張りたいと思います。あとは、夢大使も河川事務所の上の方も何人といられちゃうようですから、ぜひこの方々にも頑張ってもらえるように町長からお願いしたいと。

それと、DMOの関係ですけど、先ほど同僚議員がDMOの中でいろいろ申されましたけど、中身を見てみますと、調査コンサルティングとかあるいはウェブサイト検索でプロモーションとか川内川流域の観光マーケティングの調査委託、新たな観光名所の開発、業務委託とか各種ツーリズム商品のプロモーションの委託、それから地域住民を含む内外のプロモーションへのイベントの支援とか、こういう事業に対する支出がなされていますね、平成28年度、29年度もですけど。今、先ほど申しました観光協議会、例えば協議会の設立あるいはそういうモデルコースの作成、あるいは地元の協力、そういうもんはこの事業の中ではなされていないのかお伺いいたします。

### ○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

アンケート調査などにつきましては、湯田の蛍、竹ホテルの席でアンケート調査の実施や、あと、事業の支援につきましては、鶴田のジョギング大会への事業の支援と、そういうものも行っております。あと、グランドビジョンの作成ということで行っておりますが、観光ルートの作成等につきましては、検討のほうを進めてはいるところですが、具体的な観光ルートという形ではなっておりません。

あと、東京・大阪・福岡・鹿児島県の旅行社等を訪問してのプロモーション活動を行った際には、団体客の呼び込みを図って、大きな観光地としては曾木の滝のほうがメインになりますが、新幹線で来られる場合はさつま町の宗功寺とか鶴田ダムを経由して行ってもらいたいようなルートの依頼をこちらからしているところでございます。

○三浦 広幸議員

今、町長も500分の1ぐらいの確立で頑張るということでおっしゃいましたので、DMOにもこういう情報を与えて、こういうのがあるんだと、これもしやいもしてくれんかということで、5本の指に入られることをぜひ要請しまして、終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございせんか。

○川口 憲男議員

総務課長のほうに1点確認をいたしたいと思います。

当初予算の概要説明書の50ページ、行政連絡事務費が計上されているんですが、これは、集落……言葉悪いですね、公民会放送施設の整備維持管理に対する支援ということで出ているんですが、ここに9集落出ております。以前からこの補助額をもうちょっと大きくなれないかということだったんですけど、当面今度の予算でこういうふうに出てきているんですが、これが全集落に行き渡る状況になっていくと思うんですけども、この補助額は大体どれぐらいの算定されたのか、1点伺いたいします。

○総務課長（崎野 裕二君）

50ページに掲載の公民会無線放送施設整備の関係につきましては、いわゆる平成34年問題に対して更新が必要となる公民会に対して、昨年見直しました補助率に応じて積算をしているものでございます。基本は2分の1、それから1世帯当たりの負担が2万円を超える分についてはその超えた分、それから独居老人世帯あるいは2人高齢者世帯、そういったところへの追加の配分ということで3階建ての補助金システムをつくりましたけれども、もうその見直しました補助率の要綱で積算をしているところでございます。

○川口 憲男議員

事業費の2分の1負担あるいは高齢者住宅とかいろんなところは考えてあるということの話ですね。以前からどうしても新しくつく리카えといえますか、設置がえをしていく中で、相当集落の負担も大きいということも話が出てきたわけなんですけど、そのときに集落合併とかいろんなことしたら70%的な補助があったんですけども、これが完全に今度は事業費の2分の1負担ということになるんですが、これは、今ここに集落、9集落出ておりますけれども、年次的に無線放送つけているところについてはこういう負担が生じてくるんだと思うんですが、この下のほうに平成34年問題の親卓の改修というのがありますけれども、これはどういうふうになっていくのか。

今、集落無線のところでは、何といいますか、携帯に呼びかけてそれから放送するというようなことができるというふうに持っているんですけど、その携帯の使用料がNTTのほうに発生することなんですけど、そこあたりまでの補助というのはいないんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

資料に掲載の親卓の改修につきましては、親卓のみで改修が、更新が整う分については、それも認めているところでございます。

それから、携帯で放送を入電できるというシステムは、それぞれメーカーであつたりなかったりしますが、今そういうのがはやってきているようでございますので、導入されているよ

うでございますので、そういった入電のほうは携帯からも入電ができる、それから聞くほうは、受信するほうは録音ができるという機械がだんだん出てきているようでございます。そういったところで、皆さんがそういった機械をそろえていらっしゃるようでございます。具体的なその携帯電話の使用料までは今のところこの制度には設けていないところでございます。

#### ○川口 憲男議員

理解しましたけれども、今回、3月になりまして、公民会長の交代時期になりまして、その携帯による、何ていいますかね、放送ができるその施設等もいろいろ、新しい公民会長になって、何ていいますかね、負担といういろいろな問題が生じてきているところでございますけど、そこあたりまで負担をしていただけたら、集落の運営費等も少なくなっていくんじゃないかと思っております。当面、70%あるいは60%の負担を期待しとったんですけれども、これちょっと計算してみますと、大体51.2%、これは集落によって違うんでしょうけれども、9集落計上してありますけど、計算してみますと大体51%前後、多いところで59%というところもありますけど、これはまだ集落の状況がちょっと違うんだと思うんですけども、こういうふうにしてこれから先多くの無線をつけている集落が申請をしてくると思うんですけども、こういうところのほうの考え方も十分周知をしていただきたいと思うんですけど。

それともう1点、61ページのほうに企画財政のところで、無線放送施設整備事業9公民会新算定方式1,424万円、これを計上してありますが、これとの関連というのはどういう考えがあるのか。

#### ○総務課長（崎野 裕二君）

今回、組織再編の一連の作業の中で、直接もう公民会施設に係る分につきましては企画のほうに事務を移管しております。従来型の有線放送ですとかそういったものにつきましては公民会単独のものであります。この施設も今、無線に出ておりますのも公民会単独のものでありますので、町とは縁が切れた状態にありますので、公民会の施設ということで、コミュニティーの施設ということで分離をしまして、今後、31年度からは、企画政策課のほうへ事務移管するものでございます。従来型の分と、平成34年問題で改修しなければならない分とに分けているところでございます。

#### ○議長（平八重光輝議員）

ほかに……。3回目。（「いいですか」と呼ぶ者あり）答弁漏れがあれば許しますが、もう一応3回ということですので。

#### ○川口 憲男議員

答弁漏れ、確認をもう1回。

ちょっと説明について、どういう意味か判らんかったんですけど、この61ページの無線放送設備整備事業の9公民会、この事業と今新しく総務課の危機管理がしているこの9公民会のこの状態というのは同じ9公民会ですけど違うということの、ちょっとそこの説明を。

#### ○企画財政課長（押川 吉伸君）

資料のほうで、今総務課長のほうから説明がございましたが、一応この公民会無線放送については、ちょっと資料のほうがダブっておりまして、今度、事務移管でございますので、企画政策課のほうで所管しますところの部分で9公民会の分については対応していくということで、ちょっと資料のほうが同じものが載っていたということでございます。申しわけありません。

#### ○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

## ○新改 幸一議員

平成31年度の予算編成についての流れの中で事務事業評価の検証結果を踏まえて、既存の事業の縮小・廃止、そしてまた、選択と集中ということで念頭に置きながら予算編成に当たったということで、整理をしてございます。こういうような中で、先ほど所管事務調査の関係も出ましたけれども、町長の予算編成に当たっての厳しさという説明もある程度理解はいたしました、平成30年度からこの31年度に向けて、31年度の予算というのは122億8,900万円ということで、前年度からすりゃ9億1,100万円の減ということでなっておるわけですが、そういう厳しい財政の予算の流れの中に、各種の組織・団体に向けた平成30年度にやった補助金から31年度ではどうしてもこういう事務事業の評価などされながら、選択と集中という言葉を使ってあるんですが、こういう組織に対する補助金の減額という金額があるのか、それともそういう組織に対する何団体ぐらいの補助金の減をされてこういう厳しいのを乗り越えていくことにされたのか、そこあたりが判ったら教えていただきたいなと思います。

## ○企画財政課長（押川 吉伸君）

事務事業評価につきましては、毎年課題等に対する評価をしながら対応しているところでございますが、各種団体への補助につきましてはやはり即来年からこうということにはできませんので、そういった協議を進めながら、平成30年から31年度に向けて、団体に対します運営補助については減額としたものはないというふうに認識しているところでございます。ただし、新たに組織を立ち上げて補助の申請があった分につきましては、十分協議をして今後検討を進めていくといったものはあったところでございます。

また、一部では畜産の関係の購買者の宿泊の補助の関係がありましたけども、この部分につきましてはもう廃止ということで、今回ゼロにしたといったようなことで、取り組みの内容を検証しながら、課題等見ながら、各課のほうで十分協議をしていただくということで進めてきたところであります。その一つといたしましては、内部評価委員会もですが、外部評価委員会等も設けておりますので、そういった評価の結果をもとにしながら、主管課のほうで十分議論をさせていただいて予算要求をしていただくようお願いをして、調整をしてきたところでございます。

以上でございます。

## ○新改 幸一議員

それだけのこの厳しい予算に対する中身の検討というのは、やったということの説明でございますので、ある程度は理解いたします。今後、今年だけじゃないので最終的にはやっぱり平成31年度も補正、補正がきますとやっぱり134、5億円ぐらいには平成31年度も終わるんじゃないかとの想定は私なりにするんですけども、そういうことは時代の流れの中で厳しさとそういう流れと、予算等の関係というのは本当に今後厳しくなっていくということは理解いたします。そういう流れの中に、今回も各種団体・組織には補助金の減というのはあんまりなかったということの説明でありましたのである程度理解しますが、こういうのが今後出てきますと、そういうことの理解もしていただきながら補助金を減ということになって、そういう執行になっていきますと不満も出てくるでしょうし、その不満というのがまずは執行部に出てくることはもう確実でございます。今も出ているのが、うわさでこう出て、聞きながらそこまでいかないということなんですが、今現実には、ひょっとしたら補助金が消える、削らるってやなかるかいということを目にしながら、そういうものの確認をしながら話をするんですけども、今も出てくる話の中では、身を切る改革を執行部はどれだけしているのかという言葉が出てくるんですよ。町長、三役は、報酬の減をする、退職金をゼロにするとかそれぐらいの身を切る改革をして、そして各種団体にも補助金の減額をお願いします、たら話はわかる。自分たちの懐とかきっちり確保を

しておきながら、そしてそういう補助金の減とか云々ということなりや納得できないと、こういう言い方をされる方も結構いらっしゃいますので、そこあたりも十分、身を切る改革というところの考え方というのをしっかりとやっぱり町民に、そういう組織・団体に説明をいただけるようなことも今後は検討していただきたいと思います。そういうことでないと、やっぱり私の今回の土地改良区の補助金について800万円、前年どおりいただきました。その前に、うわさとしてはそういう減額になるんじゃないかということも出てきました。そのときの理事会の中でも出た言葉が、そういう身を切る改革、本当に土地改良区の理事の皆さん方は年俸4万円です。上期に2万円、下期に2万円。そして、時代の流れで、未収金対策は2人体制で晩に走り回ってもらっている状況です。そういう厳しさを組織がやっているという実情を踏まえながら、こういう本当に補助金云々というのを、厳しさはわかりますけれども、本当にそういうことになったときには身を切る改革、町長の退職金もうゼロよと、三役の報酬もう減額よと、それぐらいの厳しさを持って、町民に判るような、組織に判るような町長の体制をとっていただきたいと、私からの要請でございます。

#### ○町長（日高 政勝君）

今の新改議員のそういう考え方というのは、私は就任をした当時から、合併当時非常に財政が厳しかったということで、就任の公約としまして私の給料、三役を含めてですけども、私の場合は20%、4年間ずっと減額をしてきました。そしてまた、2期目においても10%ずっとカットをしてきました。それで、ようやく今、財政のほうも落ち着いた状況が見えてきて、そしてまた、今はもう交付税がこうして10年過ぎて、もう毎年5年間減額という状況でことしの平成31年度が最終年度という段階になって、非常に先ほどから言いますとおり、当初の段階からもう2桁まで財調取り崩しという措置はかつてないことでありますから、非常に危機感を持ってこれから臨まにやいかんぞというようなことで、職員を挙げてそういう啓発もいたしておるところであります。それで、言葉としてやっぱりあれもこれもということではなくて集中と選択とならざるを得ない状況が来るということは、お互いに共通の課題として認識をする必要があるかと思っております。それで、職員にもいいかたですけども、事務事業評価をして、やっぱりABCランクをつくりながら、Dとかもうそういう評価のところはちょっと見直して思い切ってやってくれということも指示をしながらやっておりますが、なかなか実態として補助金にしましても、もう現状維持という形がいつております。それで、例えば、もうこれ以上財政が厳しくなったら、当然として人件費まで手をつけにやいかんからねと、そこまで言っております。そうならないうちに、今の段階からしっかりと効率的に節約をしながら運用してくれと、そこは言っております。それでまた、状況によっては、おっしゃるとおりやっぱり隗より始めよ、それはもう私はいつも考えているんだ、まず自分から身を切る、そういう考えいつも持って行政運営に当たっておりますので、それは過去もそういうことをやってきましたので、それでそういうことにならないようにお互いに努力をしにやいかんぞということは言っているわけでございます。

それで、各団体のほうからも、時期によっては、いろんな事業を抱えとるときに国とか県に要望に行きますけども、町内の各団体の皆さん方も直接やっぱり要望にいらっしゃいます。例えば、もう名前を言っても、商工会にしろ、あるいは観光特産品協会にしろ、あるいはシルバー人材センターにしろ、もう要望にいらっしゃるんですよ。しかし、今現状はこうなんですよと、とても増額というのはできませんということで、今は現状ですてあります。カットは、本当は1律カットとか過去はそういうしよったんですので、そこまでいくときならもう隗より始めて私からやります。それでまだそこまではいかんですから、お互いに現状の中でできるところは頑張っていきましょうという呼びかけを、今いたしているところでありますので、その辺は姿勢としてはおつ

しゃるとおりのことで考えております。御理解いただきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

時間が若干過ぎましたけれども、ただいまの町長のその考え、いわゆる予算の編成権、議会への提案権あるいは執行権というのは町長に専属するわけでありまして、これはもう議会が口出しをするところではございません。ただ、そういういわゆる相手があるところに対して、事前に削減しますよとかいうことを言わないというのは、過去にはまあなかったかと。やはり職員通じて、各団体にも5%カット10%カットということを事前に予算の編成説明会のときにもやっていたと、私は過去にそういうことがあったというようなふうに思っております。議会のほうで、以前ちょうど町長から事務を引き受けたあとに、九州管内と管外ということで非常に予算編成が苦しかったものですから、そのときにも議会の全協に出まして、九州管内と管外と交代でやってくれという要請をしたところが非常にお叱りをいただきました。ただ、最終的には議長のいろんな意見を吸い上げながら議長の裁量でもって、一応執行部の申し出どおり、そういうふうにやらしていただくと。いわゆる行政も当然いろんな旅費あるいは計上経費等についても、一律5%、10%カットという形で、あの時期にはちょうど地震もございまして、非常に災害等も単独費が多かったものですから、そういう形で編成を行った記憶がございます。ですから、お互いにそういうふうに議会自体がやはり最終的な意思決定機関であるという認識を持てば、とても事前に説明があってもしかるべきじゃないのかなと。各種団体について、先ほど町長が言われたようなこともあったかと思えます。ただ、事前に予算編成の段階では、そういう説明を行いながら理解をいただくと。やはり各団体からはそういう団体の責任者の方々というのが要望に来られたんですけども、そこら辺については数字を持って説明したというような記憶がございまして、そういう部分で、先ほどここ2名の議員からもありましたように、そういう議会軽視につながるような行為だけはやはり自粛をすべきではないのかなと、これは編成権の濫用じゃないかというようなふうに私は考えます。そういうことで町長の見解を求めます。

○町長（日高 政勝君）

結果的に、おっしゃるとおり議会軽視ということで受けとめてもらい非常に私もちよっと苦勞するんですけども、そこまでは私は当然考えておりません。先ほど岸良議員にも申し上げましたとおり、まず財政の状況を見ながら、当初の段階では行政改革のほうで所管の管内の旅費のほうで組んであるわけです。そちらのほうでも行けるわけですから、それでまた別に所管事務調査は所管事務調査の方向は、できたらもう、そういう特別な調査の旅費ができたときは、所管事務調査はならことは来年に回そうとかそんな配慮がいただければありがたい。また状況によっては、財政の見通しが9月の段階になったら明らかになるでしょうから、そのときにはまた皆さん方のそういう気持ちを拝してまた計上するということもあり得るわけで、全くないということは申し上げていないわけで、当初では先ほどから申し上げたとおりなかなか、もう十分御承知のとおり、まだ補助金も確定はしていない、そしてまた税収にしてもしかり、交付税もまだ8月算定をしてみないと判らん、そういう状況の中で編成をせざるを得ないというのが地方の財政ですので、そういうことで当初の段階ではこういう状況ですよということで御理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

町長の言われることは十分理解をいたしますし、そういう経験もございまして申し上げるわけですが、いわゆる、申し上げているのは決算の段階で形式収支、これが10億円を超える

ような収支関係が毎年出てきているわけです。ですから、町長が最初冒頭で言われたように、非常に当初予算の編成に苦慮されたということはもう理解をするんですが、私もその前に不足をしているというようなことも聞いております。ただ、予算の編成のあり方そのものがどうなのかなということを申し上げたいところでありまして、決して、議会軽視という言葉ちょっと過ぎたんですが、やはり事前にそういう事態が生じた場合には、了解とる必要はないわけです、説明をすればいいわけですから。当然いろいろ苦情はあろうかと思うんですけども、最終的には、やはり私のほうもそれぞれの責任というのがございます。やはり町長がお伝えしたとおり、議会というのはその団体の最終的な意思決定機関であります。ですから、そこら辺の経費についてどう考えるかということについては、やはり町長も慎重にしたい、あるいは補正等でそういう見通しが立ったら、また補正の方法もあるということで御理解いただくわけでありましたが、当初の段階でそういうことでゼロということの回答があったということについては、非常に私のほうとしては不満を感じたと。事前に何も連絡なしにそういうことがあったということは、私の記憶の中では事前にそういうことの御理解も全協の中でいただいて、お叱りいただきながら協力いただいたという記憶がございまして、そういうことについてはやはりほかの団体でもそうですが、事前にそういう協議あるいはお願いというのは当然すべきだと私は考えます。そこら辺再度町長のお考えをお尋ねいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

ただいま宮之協議員、そしてまた、先ほどの岸良議員のほうからのいろいろ御指摘をいただきました。まあ本当、お互いに仕事を円滑に進めていく上には、非常に団体についても同じことでございますけども、自分で説明をして御理解をいただく、そういう配慮を今後はやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長（平八重光輝議員）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（平八重光輝議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第18「議案第23号 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第19「議案第24号 平成31年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第20「議案第25号 平成31年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第21「議案第26号 平成31年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第22「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」

**○議長（平八重光輝議員）**

次は、日程第18「議案第23号 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第22「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由の説明については説明済みであります。これから、ただいまの議案5件に対

する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案５件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から３月１２日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経済常任委員会が第２委員会室となっております。

---

#### △散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月２６日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前１０時５４分



平成 3 1 年第 1 回さつま町議会定例会

第 4 日

平成 3 1 年 3 月 2 6 日



平成31年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成31年3月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 上 圀 一 行 議員 | 2番  | 上久保 澄 雄 議員 |
| 3番  | 三 浦 広 幸 議員 | 4番  | 柏 木 幸 平 議員 |
| 5番  | 米 丸 文 武 議員 | 6番  | 田 野 光 彦 議員 |
| 7番  | 舟 倉 武 則 議員 | 8番  | 岩 元 涼 一 議員 |
| 9番  | 朝 倉 満 男 議員 | 10番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 11番 | 新 改 幸 一 議員 | 12番 | 宮之脇 尚 美 議員 |
| 13番 | 川 口 憲 男 議員 | 14番 | 森 山 大 議員   |
| 15番 | 新 改 秀 作 議員 | 16番 | 平八重 光 輝 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 福 田 澄 孝 君 | 局長補佐兼議事係長 | 萩木場 一 水 君 |
| 議 事 係 主 査 | 竹 下 和 男 君 |           |           |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長      | 日 高 政 勝 君 | 副 町 長    | 上 野 俊 市 君 |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 崎 野 裕 二 君 |
| 企画財政課長   | 押 川 吉 伸 君 | 財産管理課長   | 原 田 剛 志 君 |
| 税 務 課 長  | 下 田 良 二 君 | 町民環境課長   | 丸 田 忠 君   |
| 保健福祉課長   | 櫻 伸 一 君   | 高齢者支援課長  | 岩 元 義 治 君 |
| 子ども支援課長  | 鍛冶屋 勇 二 君 | 農 政 課 長  | 四 位 良 和 君 |
| 商工観光PR課長 | 羽 有 郁 夫 君 | ふるさと振興課長 | 市 來 浩 二 君 |
| 建 設 課 長  | 小永田 浩 君   | 水 道 課 長  | 三 角 芳 文 君 |
| 教育総務課長   | 角 茂 樹 君   |          |           |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について
- 第 2 議案第 9 号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について
- 第 3 議案第 10 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 11 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 12 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 13 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 14 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
- 第 8 議案第 15 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について
- 第 9 議案第 16 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第 17 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 11 議案第 18 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 12 議案第 19 号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 20 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 21 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 15 議案第 22 号 平成 31 年度さつま町一般会計予算
- 第 16 議案第 23 号 平成 31 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 24 号 平成 31 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 18 議案第 25 号 平成 31 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第 26 号 平成 31 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 20 議案第 27 号 平成 31 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 21 議案第 31 号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について
- 第 22 議案第 32 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 23 議案第 33 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 議案第 34 号 平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 35 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 議案第 36 号 平成 30 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 議案第 37 号 平成 31 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 報告第 1 号 平成 30 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 29 報告第 2 号 平成 31 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 30 議員派遣の件
- 第 31 閉会中の継続調査について

△開 議 午前９時３０分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成３１年第１回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。なお、各常任委員会審査の過程で、予算説明資料に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。配付のありました正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

---

△日程第１「議案第８号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」、日程第２「議案第９号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」、日程第３「議案第１０号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第４「議案第１１号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、日程第５「議案第１２号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、日程第６「議案第１３号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第７「議案第１４号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、日程第８「議案第１５号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」、日程第９「議案第１６号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第１０「議案第１７号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１８号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第１２「議案第１９号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第１３「議案第２０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第１４「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」、日程第１５「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」、日程第１６「議案第２３号 平成３１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第１７「議案第２４号 平成３１年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第１８「議案第２５号 平成３１年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第１９「議案第２６号 平成３１年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第２０「議案第２７号 平成３１年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

日程第１「議案第８号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」から、日程第２０「議案第２７号 平成３１年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案２０件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会へ付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第８号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」、「議案第９号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」、「議案第１０号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、「議案第１１号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、「議案第１２号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、「議案第１３号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第１４号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、「議案第１６号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」関係分、「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第２３号 平成３１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第２４号 平成３１年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第２５号 平成３１年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第２６号 平成３１年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上の議案１４件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第８号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」であります。

本条例は、平成３０年度をもって公営住宅建設事業債の起債償還が完了することにより基金運用が終了することから、本条例を廃止しようとするものであります。

質疑の中で、未償還者数と今後の償還見込みについてただしましたところ、未償還者数は現在２５名であり、貸し付けから相当年数が経過しており、債務者の高齢化により年金生活世帯が多く、死亡されるなどしている。今後は債務者ごとの調査を実施し個別に指導等行い、法的措置も検討し債権回収に努めていきたいとのことであります。この回答を受けて、調査等の結果について報告するよう要請いたしました。

次は、「議案第９号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」であります。

大型共同作業場は、同和対策事業として、就労の場を確保するとともに生活の安定に寄与することを目的に、昭和６０年に竹材加工センターとして建設されたが、平成５年に閉鎖し、現在は隣接する企業への貸し付けを行っています。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の改正により、既に処分制限期間が終了し国への財産処分納付金が不要となっていることや施設の老朽化、当条例の目的である就労の場の確保については、建設時と比較して地域の雇用状況も向上しており、今後の貸付条件等を含め検討した結果、本条例を廃止しようとするものであります。

次は、「議案第１０号 さつま町課設置条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、効率的、効果的な事業の推進を図るため、平成31年4月1日から、企画財政課を企画政策課に、財産管理課を財政課に改めるものであります。

次は、「議案第11号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、働き方改革を推進するため、労働時間に関する制度の見直しが行われ、関係法律に時間外労働の上限規制が盛り込まれたことから、その影響部分について関係する条例を改正しようとするものであります。

質疑の中で、年間を通して時間外労働の多い課があるようだが、課を越えての応援協力について、今後取り組む考えはないかたまたまのところ、専門性の高い業務等は難しいと思われるが、応援協力体制ができるよう検討するとのこととあります。

次は、「議案第12号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を改正しようとするものであります。

次は、「議案第13号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、さつま町国民健康保険事業特別会計の適正な運営を図る必要があることから、さつま町国民健康保険税条例の一部を改めるもので、平成31年4月1日から施行するものであります。県の国民健康保険運営方針による算定方式の見直しや、医療給付費の増、国民健康保険被保険者数の減少等によって国保財政は極めて厳しい状況にあり、現状のままでは国保財政が立ち行かなくなることから、国民健康保険税の税率を改正するものです。改正の内容は、現行の算定方式を4方式から資産割を省いた3方式へ移行し、今後の激減緩和措置や現在の基金等の状況を考慮しながら、平成30年度ベースで、軽減前税額に7,000万円を増額し、所得割の応能割と均等割、平等割の応益割合の賦課割合を概ね50対50になるように設定するものであります。国民健康保険税の引き上げによって、収納率の低下が懸念されるが、税務課及び保健福祉課が連携を図り、税率改正のお知らせ等を各家庭に配布し、周知を図りたいとのこととあります。

次は、「議案第14号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、土地開発基金の総額を変更することに伴うものであります。改正の内容は、基金により先行取得し保有していた土地の件数は、合併当時15件であったが、平成25年度から薩摩工業団地1件となっており、それ以降は新たに先行取得した土地はないことから、今後地価の著しい高騰による先行取得も見込まれないことや、災害等の不測の事態による先行取得が生じた場合でも対処できることから、基金の額を2億円から1億円に減額しようとするものであります。

次は、「議案第16号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、学童保育事業に関する国の基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件が見直されたことに伴うものであります。改正の内容は、放課後児童支援員について学校教員免許を有していた者が、その後免許更新していない場合の取り扱いが明確でなかったことから、資格に関し明確にする教育職員免許法の条文に改めることと、高等学校を卒業していなくても補助員等で5年以上学童保育の従事経験を有し適正であれば、放課後児童支援員として認める資格要件の追加であります。

次は、「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」の関係分についてであります。

歳出の２款１項１２目減債基金費については、住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止に伴い、基金残金を減債基金に積み立てようとするものであります。

次に、１３款１項１目、財産取得費については、土地取得費８,５０２万１,０００円が計上されています。土地開発基金で、平成１２年３月に薩摩工業団地用地を購入し保有しているが、現在まで一般会計による買い取りがなされておらず、今後においても有効な利活用が見込めないことから、一般会計により普通財産として買い取りするものであります。

歳入では、１６款１項３目基金運用収入として、薩摩工業団地用地の利息分１,３５７万６,０００円であります。

次に、１８款２項９目土地開発基金繰入金として１億円が計上されています。

次に、１８款２項１４目、住宅新築資金等貸付町債償還基金繰入金として５３万８,０００円が計上されています。

次に、１９款１項１目、繰越金につきましては、今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額を上回ることから２,８６１万２,０００円を減額するものであります。

次は、「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、歳出の２款１項地域振興費、高校振興対策助成金については１,１８４万円が計上されています。薩摩中央高等学校の振興発展を目的として、入学前準備金や通学費など８つの項目で保護者の負担軽減を図るとともに、生徒の確保につなげようとするものであり、平成３１年度が最終年度であるとのことであります。

質疑の中で、平成３１年度が最終年度となっているが、今後の方向性についてただしましたところ、今まで保護者の負担軽減ということで、入学前準備金などの補助を行い、生徒数は１学年１００名を超える時期もあったが、徐々に減少し厳しい状況となっている。一定の成果として、国家資格である普通旋盤作業２級に県内では初の３名同時に合格という結果もでていますが、今後は薩摩中央高等学校の魅力について保護者を含め小学生の段階から知ってもらい、夢と希望をもって入学していただけるように、教育委員会等の意見をいただきながら検討を進めていくとのことであります。

次に、２款４項選挙啓発費、選挙啓発事務費については、事業費１８万７,０００円が計上されています。

質疑の中で、公職選挙法により、平成２８年６月に選挙権が１８歳以上に引き下げられたが、投票率については以前からあまり変わらないように思えることから、投票方法の検討をするなど、投票率向上対策についてただしましたところ、高齢者施設等からの申請があれば、施設での投票が可能である。また投票の改善方法として、町関係での選挙では、マル・バツ方式など取り入れられないか、少しずつ検討を進めているとのことであります。

次に、４款１項保健衛生総務費、救急医療施設運営事業費については、事業費４,０９１万４,０００円が計上されています。事業費の医師確保支援事業補助は、薩摩郡医師会病院が新しく医師の確保ができたときに、月額４０万円の１２月分の補助をするとの説明であります。

質疑の中で、医師確保が困難な状況であることから、補助額の引き上げは検討されなかったのかただしましたところ、補助額はこれまでと同額で、勤務条件等については薩摩郡医師会病院で協議していただいているが、勤務条件や給与面で折り合わず医師の確保ができない状況である。必要に応じて薩摩郡医師会病院と検討していきたいとのことであります。

次に、９款１項非常備消防費、消防団費については、事業費６,９９１万３,０００円が計上されています。主に、消防団員の報酬及び出勤等に係る費用弁償、災害補償及び退職報酬負担金であります。

質疑の中で、消防団OBで組織されている消防災害支援隊はボランティア活動とのことであるが、訓練や消火活動中にケガや事故等が発生した場合の補償についてただしましたところ、消防団員と同様の公務災害補償制度が整っているとのことであります。なお、一般会計予算の議案審査に当たっては、本報告書に掲載されていない事項につきましても、十分な審査を実施いたしました。

次は、「議案第23号 平成31年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費や国民健康保険事業費納付金等が、歳入では、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が30億7,737万8,000円となっています。前年度当初予算と比較すると9,766万円、約3.3%の増額となっています。

歳入の1款1項国民健康保険税は4億3,869万3,000円計上されており、前年度当初予算と比較すると2,168万6,000円、約5.2%の増となっており、増額の要因は今回の税率改正によるものであります。

次は、「議案第24号 平成31年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億3,458万4,000円となっています。前年度当初予算と比較すると363万9,000円、約1.1%の増額となっています。

質疑の中で、重複頻回指導事業について、平成30年度の対象者数とどの程度を頻回者として扱っているのかただしましたところ、対象者は12名で、頻回者としては、同一傷病で同一月内に同一の医療機関への通院日が15日以上の方を対象としているとのことであります。

次は、「議案第25号 平成31年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか、支払基金交付金が計上されており、予算総額が34億4,774万2,000円となっています。前年度当初予算と比較すると1億1,042万3,000円、約3.3%の増額となっています。

質疑の中で、家族介護支援事業の介護用品購入券支給者数についてただしましたところ、平成31年度は30名を予定しており、ここ数年では件数としてあまり変動はありませんが、支給額につきましても、平成28年度実績から比較しますと2倍以上になっている状況であるとのことであります。

次は、「議案第26号 平成31年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,898万2,000円となっています。前年度当初予算と比較すると316万円、約6.9%の増額となっています。平成31年2月末現在の供用率は92.1%で、平成30年度は新築や転入等により11件新たに加入しており、加入戸数は増加しているとのことであります。

最後に、「予算編成のあり方」について、特に町長の見解を求めたところであります。

平成31年度当初予算については、地方交付税も減額となり、財源確保については非常に厳しい状況であるとの説明を受け、委員会での審査を行ってきたところである。各課各局、前年度実績等を踏まえしっかりと予算編成されてきたようであるが、町単独事業の中で、これまでの実績を把握して編成されたのか疑問に思う事業があった。

まず、高等学校振興対策事業費についてただしましたところ、薩摩中央高等学校は、当初生徒数はある程度の確保ができていたが、年々減少傾向に転じたため、いかにして生徒を確保し活性化を図っていくかということを一番の狙いとして助成を行ってきている。当初予算編成については、高等学校の進路決定前に予算編成することから、ずれが生じることがあるとのことでした。

次に、所管事務調査の予算編成についてただしましたところ、予算計上については、議会の調査権は地方自治法にうたわれており、これまでも調査後に貴重な提言をいただいていることから、その重要性については十分認識をしている。今後の調査実施については、財政状況を判断され、必要な場合は補正予算要求を行っていただきたいが、特別委員会での調査がある年度については、可能であれば所管事務調査は隔年で実施するなど理解いただきたいとの答弁でありました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、「議案第18号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分、「議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第20号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第15号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、基金の処分に関し、その財源を充てる事業を明確にすることに伴い改正しようとするものであります。該当する事業としては、子どもの教育に関する事業、高齢者の健康・福祉・生きがいにづくりに関する事業、いきいきと元気ある地域づくりに関する事業などであります。

次は、「議案第17号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、敷地造成費の助成対象経費に、地盤改良工並びに地盤調査に要する経費を追加し、施設用地、施設及び機械設備に係る助成金の割合や上限額を引き上げるものであります。

質疑の中で、平成31年度中における企業立地の見込みについてただしましたところ、4月以降立地協定を予定している事業所が3社あり、ほかにも数社、規模拡大の意向があるとのことあります。

次は、「議案第18号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、町営住宅湯之坊団地の5棟20戸のうち、1棟4戸が空き家となったことから、これを廃止するものであります。質疑の中で、残る4棟16戸のうちの空き室数と空き室の今後の対応についてたどしましたところ、5戸が空いているが、耐震が不十分であるため、入居させない政策空き家を考えているとのこととあります。また、住宅の長寿命化計画では建て替えを計画しているが、民間アパートなどもあることから、地域と十分協議し、縮小する方向で考えているとのこととあります。

次は、「議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

今回の主な改正は、学校教育法の一部改正により、専門職業人の育成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられたこと等による条文の追加等改正するものであります。

質疑の中で、水道技術者が2名しかおらず、職員の育成と技術の継承が課題となっているが、水道事業を維持していくための有資格者の確保についてたどしましたところ、大学で土木工学と衛生工学を専攻している人はなかなかいない。専門課程ではなく、一般の大卒や高卒を採用しても、7年間の実務経験が必要となっていることなどから、人事担当にも伝えており、将来を見込んだ全庁的な対応をお願いしているとのこととあります。

次は、「議案第20号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成30年2月末をもって指定管理が解除されていたさつま特産品直売所を、今回新たにさつま特産品直売所出荷者協議会に、平成31年4月1日から2年間指定管理者として指定しようとするものであります。

質疑の中で、新体制のもとでの運営方針と運営体制についてたどしましたところ、今回指定管理を行う上で管理者側と十分話し合いを進めてきた。しっかりとした経営計画を立て、今回新たに店舗責任者を置いて、経営や運営を戦略的に行っていくとのこととあります。

次は、「議案第21号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分についてであります。

6款1項6目農業農村施設費には、さつま町特産品直売所施設管理費の委託料減額の5万8,000円が計上されています。平成30年度内に新たな指定管理者を選定する予定だったが、見つからなかったために減額するものであります。

また、債務負担行為の補正では、指定管理料を平成28年度から5カ年間で想定して29万4,000円としていたが、指定管理者の変更により平成30年度までの17万4,000円とし、新たに平成31年度から32年度までの2カ年間の指定管理料11万9,000円を限度額として追加設定されています。

次は、「議案第22号 平成31年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、6款1項1目農業委員会費には、農業委員10名と農地利用最適化推進委員25名分の報酬を含む経費として2,177万1,000円が計上されています。

質疑の中で、農業委員会法の改正により、農業委員会の新たな必須業務となった農地利用の最適化の推進について、活動の評価をどのように捉えているかたどしましたところ、活動記録簿により活動日数を確認し、これを基に報酬を支給するため、委員によって差がある。今後も交付金の支給の基礎となっている農地集積の目標の60.2ヘクタールを達成できるよう、農地中間管理機構とも連携を図りながら推進していくとのこととあります。

6款1項3目農業農村振興費には、グリーンツーリズム推進事業費として、グリーンツーリズム

ム研究会への運営補助金に15万円が計上されています。

質疑の中で、グリーンツーリズム研究会は、今後自主運営の方向に持っていくということだったが、団体自体の受け止め方やこれまでの協議の状況についてただしましたところ、監査委員や事務事業評価でも指摘があり、これまでの経緯等も含めて話し合いを進めているが、行政が離れることに対して運営面での不安を感じているようなので、引き続き話し合いをしていくとのこととあります。

6款1項8目有害鳥獣対策費には、捕獲報償費や電気柵等設置補助事業等に総額6,447万4,000円が計上されています。

質疑の中で、捕獲報償費が年々減少傾向にあるが、鳥獣被害と猟友会会員の高齢化との因果関係についてただしましたところ、猟友会の平均年齢は63.5歳と年々高齢化し、会員が減少している状況にはあるが、被害は横ばいで推移しているとのこととあります。

6款1項9目担い手育成費には、町単独事業で認定農業者や認定新規就農者等の農業機械導入を支援するために、事業費の30%以内で補助金80万円を上限に400万円が計上されています。

質疑の中で、認定農業者等への国庫補助事業等はあるが、要件等が厳しく枠もあり申請されない状況もある。後継者育成という観点からも、町単独事業を拡大する考えはないかただしましたところ、国庫補助事業は採択にポイント制を導入しており、特に新規就農者はなかなか採択されにくい、引き続き、認定農業者等の支援活動に取り組んでいきたいとのこととあります。

6款2項1目林業総務費には、町有林管理費として、町有林を林業事業体に経営委託し、森林整備を実施するための町有林経営委託森林整備負担金として1,323万3,000円が計上されています。

質疑の中で、林業事業体への委託方法や委託先の選定方法等についてただしましたところ、昨年、林業事業体への説明会を開催し、町内を16地区に分けて、人工林の面積を示しながら応募していただいた。区域の設定については、地域性などを考慮して、事業体と協定を締結しているとのこととあります。

次に、7款1項3目物産観光費の観光総務費には、観光特産品協会への運営補助金として330万円が計上されています。

質疑の中で、観光特産品協会の活動の成果は、旅館や土産物など経済的効果が表れているかただしましたところ、交流人口は近年120万人前後で推移しているが、今後、具体的な効果を正確な数字で把握できるよう検討していきたいとのこととあります。

同じく、物産観光費の自然体験型DMO観光推進事業費には、株式会社やさしいまちへの事業補助金として1,250万円が計上されています。

質疑の中で、平成28年度から鶴田ダム、曾木の滝周辺の観光推進事業に取り組まれているが、さつま町への経済効果をどのように判断されているかただしましたところ、費用対効果としては目に見えないが、人材育成では町内事業者の意識改革につながり、効果があったと考えている。商品開発にも取り組まれている事業者もあり、開発されたものが販売されるようになれば、成果として見えてくるのではないかととのこととあります。

7款1項5目開発振興費の企業振興費には、総額211万3,000円が計上されています。

質疑の中で、企業の人材募集のための高校への訪問活動等についてただしましたところ、町内17社で構成するものづくり企業振興会による中学、高校を対象にした企業見学会を実施していくとのこととあります。

次に、8款3項1目河川総務費の水閘門管理費には、国及び県が管理する樋門等15カ所の管

理経費として263万9,000円が計上されています。

質疑の中で、操作員に対する定期的な講習と町のかかわりについてただしましたところ、梅雨前に国交省の職員が樋門、樋管の管理人に、操作説明や情報交換を行っている。町としては、インターネットでの水位監視により状況を把握し、管理人へ電話等するなど対応しているとのことでもあります。

次に、10款1項2目事務局費の外国人児童生徒支援事業として、外国から来る予定の児童生徒等に対して、担任教師の補助として日本語の指導や生活、学習に適応していくように支援員を配置するため83万8,000円が計上されています。

質疑の中で、外国人児童生徒支援員の具体的な支援方法についてただしましたところ、どのような児童生徒が入ってくるのか、母国語も判らない状態だが、企業や親族の力を借りながら支援していきたい。対象者が複数の学校に及んだ場合、支援員が動いて対応し、実績を見ながら支援員の体制を整えていきたいとのことでもあります。

10款3項1目学校管理費の中学校管理費には、総額4,984万3,000円が計上されています。

質疑の中で、中学校の再編により宮之城中学校の生徒数が多くなり、校庭や武道館等部活動での使用について影響が出ないかただしましたところ、生徒数を508名見込んでおり、活動している部が多く、正規の広さで同時に活動することは難しい。学校側では場所を調整し、一週間の割り振りをしながら、安全で安心して部活動ができるよう取り組んでいけるものと理解しているとのことでもあります。

10款5項1目社会教育総務費には、地域づくり支援員6名の報酬として873万8,000円が計上されています。

質疑の中で、平成30年度から地域づくり支援員を配置されているが、活動の実態が拠点地域に限定されていないかただしましたところ、全20地区をそれぞれ支援員に割り振っているが、拠点地域以外からは余り相談、活用がないため、支援員からの活動報告を検証し、地域振興係とも、今後の対応について検討していきたいとのことでもあります。

10款6項3目学校給食費の給食センター費には、総額1億1,794万円が計上されています。

質疑の中で、3つの給食センターを2センター化する方向で検討されているが、1センター化への検討と民間委託の考え方についてただしましたところ、学校の段階的な統廃合もあり、1センター化への具体的な検討は行っていない。中学校の再編により鶴田・薩摩両センターで180食程度減少すると見込まれるため、現時点では鶴田・薩摩センターについては、平成32年度を目途として一本化していきたいとのことでもあります。

次は、「議案第27号 平成31年度さつま町上水道事業会計予算」についてであります。

給水人口の減少による水道料金収入の減少や、減価償却費、施設維持管理費など固定的な経常経費もあり、利益剰余金の当年度純利益では初めて349万9,530円の赤字予算となっています。

質疑の中で、人口減少により給水戸数も減り、料金収入も減少していくことから、水道施設の統廃合による維持経費の削減についてただしましたところ、今後施設を更新するとなると多額の経費が要ることから、旧簡易水道の給水区域同士を連結して水を融通させることにより、施設の統廃合や規模を縮小することも一つの方法だと考えているとのことでもあります。

最後に、「人・農地プランの推進について」と「宮之城総合運動公園にゴムチップ舗装を必要と判断された根拠とその効果について」の2点について、特に町長の見解をただしたところであ

ります。

まず、「人・農地プランの推進について」は、農業政策の中でも一番大事なことだと理解しているが、平成30年度の予算と比較し、平成31年度は一般職非常勤職員の報酬の予算が計上されていないが、人・農地プランの推進への影響と人員確保についてただしましたところ、農業委員会法が改正となり、農地利用最適化推進委員制度ができ、農業委員10名、農地利用最適化推進委員25名とともに、連携を取りながら農地集積に取り組んでおり、良い結果が出てきていると考えている。今後も、担い手育成支援室、農業委員会及び関係機関と十分連携を取りながら、農業の担い手の育成、農地の集積に取り組んでいくとのことであります。

次に、「宮之城総合運動公園にゴムチップ舗装を必要と判断された根拠とその効果について」は、運動公園のA、Bコートとグラウンドゴルフ場周辺にゴムチップ舗装を3,400万円かけて整備されるが、どれだけの人が利用されるのか。また、その投資効果についてただしましたところ、朝夕のジョギングやウォーキングをされている方が1日五、六十人、年間1万人ぐらいは想定される。スポーツ愛好者や競技団体等からゴムチップ舗装の要望をいただいている。施設が出来上がってPRをすれば更に利用者が増えていくのではと期待しており、アンケートをとるなど状況を把握しながら、効果がしっかりと表れるように利用促進を十分図っていききたいとのことであります。以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、日程第1「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」及び、日程第2「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第8号 さつま町住宅新築資金等貸付町債償還基金条例の廃止について」及び「議案第9号 さつま町立大型共同作業場条例の廃止について」の議案2件は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、日程第3「議案第10号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から、日程第12「議案第19号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」までの議案10件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案１０件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第１０号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から「議案第１９号 さつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」までの議案１０件は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、日程第１３、「議案第２０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、日程第１４「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２１号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第７号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第１５「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これから、本案を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって、「議案第２２号 平成３１年度さつま町一般会計予算」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第１６「議案第２３号 平成３１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第２０「議案第２７号 平成３１年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案５件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案５件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって、「議案第２３号 平成３１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、「議案第２７号 平成３１年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案５件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時３０分とします。

---

休憩 午前１０時２０分

---

再開 午前１０時３０分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第２１「議案第３１号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」、日程第２２「議案第３２号 平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」、日程第２３「議案第３３号 平成３０年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」、日程第２４「議案第３４号 平成３０年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第２５、「議案第３５号 平成３０年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」、日程第２６「議案第３６号 平成３０年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第２７「議案第３７号 平成３１年度さつま町一般会計補正予算（第１号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２１「議案第３１号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」から、日程第２７「議案第３７号 平成３１年度さつま町一般会計補正予算（第１号）」までの議案７件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の

説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第31号から議案第37号の案件につきまして、一括しての説明を申し上げます。

まず、「議案第31号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定の取り消しに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第32号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

これは、財政調整基金費に要する経費及び財政管理費、文化センター費、児童福祉総務費、担い手育成費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,303万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億8,284万8,000円とするものであります。

次に、「議案第33号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、退職被保険者等療養給付費に要する経費及び特定健康審査等事業費、退職被保険者等高額療養費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,583万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,286万4,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第34号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費及び重複頻回指導事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,945万6,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第35号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,834万円にしようとするものであります。

次に、「議案第36号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,858万1,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第37号 平成31年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、地域振興費に要する経費及び社会福祉総務費、総務一般管理費、商工総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,828万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億3,728万5,000円

とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第31号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第32号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第33号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

続きまして、「議案第34号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第35号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第36号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第37号 平成31年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、「議案第31号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第32号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第33号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第36号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は、委員会付託を省略することに決定しま

した。

これからただいまの議案４件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案４件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案４件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３３号 平成３０年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」から「議案第３６号 平成３０年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案４件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第２７「議案第３７号 平成３１年度さつま町一般会計補正予算（第１号）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

補正予算書の８ページで、委託料としてその他業務２５０万円が上がっているんですけど、このその他業務の内容を教えてほしいんですけど。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

委託業務につきましては、商品券の販売業務になります。あとの精算の関係等もございますので、今の現段階では商工会のほうにお願いいたしまして、こちらのほうで引換券のほう、対象者のほうに通知を出しますので、それをもって商品券との引き換えという業務と、それらの換金に係る業務についての委託をお願いしようということで、今計画しているところでございます。

○岸良 光廣議員

するとこれ、全額人件費というふうに見えていいんですが。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

手数料とも人件費という形になります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

補正の関係で、公園の全般的な管理の関係であります。今回は観音滝の関係の調整が行われているというふうに理解しますが、先ほど条例でもありましたが、全ての施設を使用させるようなことになるかということになるかというふうに思いますが、これシルバー人材センターのほうに常駐していただくと、そのようなふうと考えていらっしゃるのか、理解しているのか、お尋ねいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

４月以降につきましては、町管理ということでありまして。ただ今まで使っておりました条例改正を行っておりますが、次のステップに向けまして、なるべく早目に次の事業者が決まるように取り組んでいきたいと考えているところでありますけれども、通常４月以降の管理につきましては、見回り等そういったものについては、シルバー人材センターの方をお願いしながら施設の破損、それからごみの散乱、それから緊急時の対応等についてお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、施設の利用についてでございますけれども、当分の間につきましては、施設につい

ては、必要最小限の申請等があった場合について対応していくということで考えておりまして、なるべく早く、次のステップに向けた対応ができるように取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

**○宮之脇尚美議員**

それは理解するんですが、条例が使用できるような形になっておりますんで、それまでの管理の関係です。もし使用申し込みがあった場合は、どの施設でも使えるというふうに理解していいんですかということです。再度お尋ね。

**○企画財政課長（押川 吉伸君）**

使用については利用できるという条例になっておりますので、できる限り対応していきたいと考えておりますが、今条例中にあります宿泊、それから食事の提供といったところについては、ちょっと今現段階では、対応の方法については難しいというふうに考えているところでございます。ただ、会議とかそういったものについては、一応使用が可能ではないかというふうに考えているところでございます。

**○宮之脇尚美議員**

それは理解するんですが、そういう使用をさせる場合の管理体制というのはどのようなふうに考えていらっしゃるのか。条例含めて、今回の補正予算もあるんですが、そこら辺をどのようなふうにするのか、そこをお尋ねいたします。

**○企画財政課長（押川 吉伸君）**

当然使用申請が上がりまして、使用許可を出す場合については、職員のほうで対応しなければならないというふうに考えております。ただ、全てができるという状況ではございませんので、そこら辺については、十分利用の時点で調整をさせていただきたいと考えております。

ただ、観音公園が公園全体でありますので、全てを閉鎖することはできませんので、通常の公園内の見回りについては、シルバーとかそういったところをお願いしながら対応していただきたいということで、利用申請があった場合については、当分の間については、会議とか、そういったもの等について使用許可という形でお願いしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（平八重光輝議員）**

申しわけないですが、宮之脇議員の質疑は、既に3回されましたので、会議規則第55条の規定によって、発言は控えるということで。

**○米丸 文武議員**

ただいまの点に関しまして、ちょっと私のほうもお伺いしたいと思うのですが、今の説明を聞いておきますと、公園の管理はシルバー人材センターのほうで管理をしながらもっていくということで、申し込みがあれば、いろんな会議場等の交流センター等も利用できるということですが、これの要するに申し込み窓口、そういうような手続関係はどこでされるのか。職員が、今宮之脇議員の質問にもあったわけですが、どういう体制で一応されていくのか。

先般行政無線のほうでも観音滝公園のほうは、こういうようなことで温泉施設を3月31日で休館をするというような放送もあったわけですが、そちらの間の、いざいろんな申し込み等にあった対応の仕方というのを、具体的にお示しいただければありがたいというふうに思うんですが。

**○企画財政課長（押川 吉伸君）**

説明がちょっと内容はあれでしたけど、シルバー人材センターをお願いいたしますのは、もう公園の中の施設の見回りということで、通常その施設のガラスが割れていないかとか、ごみが散

乱をしていないかといったようなことを見回っていただく業務をお願いしたいと考えておりまして、施設の中に入って全体を管理するという考えは、今のところはないところでございます。

今、放送のほうでも施設のほうは休館ということで、指定管理者のほうから当分の間、引き継ぎ等を今行っていく状況でございまして、3月31日までは営業をしていくということで、指定管理者と協議をしておりますので、それ以降細かな引き継ぎをしていきたいと考えております。

施設も多数ございまして、今やっておりますサービスを全て継続できるかということは、非常に厳しい状況でありますので、ただ公の施設でございまして、利用の申し込みがあれば、全てお断りするわけにもいきませんので、利用の状態につきましては、その都度、また申請者のほうと協議をさせていただきながら、あの施設を使える範囲の中で、当分の間対応させていただきたいと、そういった場合の申請の窓口は、やはり町の管理でございまして、薩摩支所のほうに申請をしていただいで対応していくという形になるかというふうに考えております。

#### ○議長（平八重光輝議員）

岸良議員、3回目です。

#### ○岸良 光廣議員

先ほどの宮之協議員の関連したことなんですけど、これ条例で使用を認めるのであれば、それに対する規制も必要だと思うんですが、その点が1点と。先ほどからシルバー人材センターの見回りをするんだということなんですけど、その利用の申し込みがないときには、あそこの出入りをどうされるのかなと。シルバー人材センターが見回りをするといっても、朝から夕方まで、ずっとおられるのか。そのときに出入り自由であれば、これから5月の連休、もしくは夏休み等に何も届けをせずに利用されて、それで事故が起きた場合、町としてはその責任の所在はどうなるのか、その2点ちょっと教えてください。

#### ○企画財政課長（押川 吉伸君）

利用者の安全対策で、施設への出入りの関係でございしますが、今から詳細を詰めていくところもあるわけですが、基本的には危険箇所にはもう立ち入り禁止といったような形の、そういった表示はしていきたいと考えております。利用する部分で安全性が確保できる部分については利用していただくということで、滝の周辺でありますとか、やはりそういった部分については、もう使用禁止という形の表示をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

今から細かなところ整理をしていきますけれども、基本的には公園を閉鎖という形でありませんので、公園の入り口からガラス工芸館までの最低限の動線は確保していきたいというふうに考えておりまして、周辺の危険箇所へは、当分の間、立ち入りを禁止させていただきたいなというふうに思っているところであります。ですから、外の駐車場等に整備をされておりますトイレ等については、利用は可能であるというふうに考えているところであります。

それから、シルバー人材センターのほうに、今から細かな調整をしていきますけれども、どこまでの業務をお願いするかということでございしますが、時間を整理して、日中の時間を決めていきたいと考えておりまして、夜間につきましては、入り口の閉鎖といったような形も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

事故があったときの責任の。（「禁止への項目を設けなきゃいけないんじゃないですかちゅう、条例をするのであれば」と発言する者あり）一応、利用につきましては、禁止の規制も必要ではないかということでございましたが、利用申請が上がった時点で、公園の状況等も確認しながら、利用の状態も確認しながら、この分については、こういった形で条件をつけながら対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。（「ちょっと待って、盛り込まなきゃいけないんじゃないですかと質問しているんです」と発言する者あり）判りました。答弁と質疑がちょっとかみ合わないということで、岸良議員、4回目の質疑を許します。

○岸良 光廣議員

条例を定めるんだから、その条例を定めるのであれば、禁止の条例も最初から入れなきゃならんんじゃないですかちゅうこと。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

条例の中で、利用の禁止等ということ等も定めてございますので、そこらも踏まえまして、許可をする段階で、その禁止等について整理をしながら、対応させていただきたいというに考えております。

基本的には、町で全てが、現状では許可が出る状況もございませんので、施設については、休館をするような状態の中で対応させていただいて、どうしてもあそこを利用といった形については、そういった申請を上げて対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。（「質問回数があっても答弁があいせんがね、きちっとせんとせないかんですよ」と発言する者あり）

○上久保澄雄議員

条文の改正、先ほどございました条例の改正がございまして、議案第31号、これを見ますと指定管理者への指定のほうから、もとの今度は公で町が管理をする条例のほうに移行すると、返すんだという内容になっていたかというふうに思います。したがってその中に、恐らく使用の禁止条例とか禁止条項とか、それぞれうたわれているんじゃないですか。

○町長（日高 政勝君）

公の施設でありますので、基本的には解放して利用させるというのが、通常のあり方であります。ただ、この条文にいろいろもう禁止規定も定めておりますので、こういう条項を運用しながら、そういうところは制限ができるというふうに解釈ができるかと思っておりますので、この辺については、先ほど課長が申し上げましたとおり、その施設の内容によっては、もうここは使えませんよというということによってできるようになっていますので、もうその辺のところは、こういう条例規定を運用しながら、こういう事態になったことについては、十分周知を図りながらやっていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○岩元 涼一議員

観音滝公園の件についてですが、それぞれ禁止事項、ただいまございましたように、まだ精査しないといけない面もあるかと思いますが、今から夏を迎えますと河川を利用するというような面もある公園でございます。そうなった場合のキャンプ場の管理とか、それから建物等の夜間の、それはもうシルバー人材センターということでございましたが、果たしてその建物を、盗難とかそういうものも想定されるんじゃないかなと思うんですが、そこ辺の考え方ですね。

それと、現在指定管理者は3月31日までということでございますが、それ以降の、当然営業しないわけですが、撤退といたしますか、そこ辺はいつごろになるのか。31日までの営業をされますと、その後はもう撤退はされるのであれば、早くしていただかないと、後の管理とか

そういうところにも影響があると思いますが、現在の時点ではそのような形は、もう全然見受けられないんですが、そこ辺については、どのように指定管理者と打ち合わせておられますか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

まず、夏場の河川利用それからキャンプ場の利用でありますけれども、現在、指定管理者が3月をもって撤退ということでございますので、次に向けまして、早目の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

4月中には方向性を出しまして、仮に公募するのであれば、4月の早い時期にそういった募集をかけていきたいと考えているところであります。

そういった形で、事業所が早く決まれば、夏場といったものについても対応ができるのではないかと考えていますが、これも相手があることでございますので、すぐ決まるという形ではないかと思いますが、それが仮に決まらなかった場合につきましては、十分今指摘がありますように、今指定管理者と引継ぎをしながら、今後の対応について、もう少し精査をさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、夜間の関係でありますけれども、やはり夜間まで、ずっと今は指定管理者のほうで管理をされておりますが、4月以降については、夜間の管理が、ちょっとできない状況等もございますので、入り口の閉鎖とか、そういったもの等をしながら、対応させていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、4月以降どうなるかということですが、3月31日まで指定管理者が営業されますので、4月以降に入りましては、町と指定管理者と備品の関係でありますとか、そういったもの等について、引き継ぎを進めていきたいと考えております。

現在、各種許認可の手続につきましては、お互い連携をとりながら進めているところでありますが、向こうのほうで購入されました備品とか、そういったもの等について、営業が終わった後、確認をしていきたいというふうに考えています。

時期につきましては、向こうのほうも、なるべく早目にそういった整理をしていきたいということでございますので、やはり4月をめどに向こうとそういった形で調整をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○新改 幸一議員

夜間の管理の関係が、今説明があったんですが、立ち入り禁止、どういう立ち入り禁止の表示とこんなロープなんかを張られるのか、そういうことも想定されるんですが、一番怖いのは、言い方悪いんですが、非行少年、若者のたまり場ですね、これは町内外を含めて、今いろんな情報、インターネットやら携帯電話、連絡をもって若者が一旦寄りだせば、大変なことになっていくような気がします。ロープなんか張っておったって、あの若者は、すぐまたがって超えて行って、中に入っていくわけでございますから、そこまでの危機管理を十分持った、ひとつの夜間の体制が、一番私は問題になってくると思います。早急に次の事業に入ってくることの大事さと、そこに行くまでの、本当に若者のたまり場になりやせんかということ、一番危惧いたしますので、そこもぜひ検討しながら、いい形もっていくように、事故がないように、ぜひお願いしたいと要請をしておきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。（「異議あり」と発言する者あり）

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時37分

---

再開 午前11時39分

---

○議長（平八重光輝議員）

それでは、再開いたします。

会議規則で、委員会付託を異議がある場合は起立でするようになっておりますので、しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時40分

---

再開 午前11時40分

---

○議長（平八重光輝議員）

申しわけありません。再開いたします。

○町長（日高 政勝君）

議員それぞれの御指摘のとおり、非常に町管理になったときに、いろんな事案が予測されるということでございます。当然、町管理になりますと、行政の責任ということになりますので、その辺はしっかりと対応する必要があると思っております。

それで、条例の条項からいきますと、条例はそのまま町管理の形になっていきますけども、その上で、やはり特別な事情の過程のところでありますので、そこまでいくまでの間は、やっぱり行政が、もうできる範囲というのが、もう限界があるかと思っている。施設の内容によっては、先ほどありましたとおり、もう宿泊とかいろんな会議ということも言いましたけれども、私は、もうできたら、しばらくの期間ですから、もうこれについては、町民の皆様方へ御理解をいただいて、もうしっかりとめていく。もうそこを休館という形で、あるいは公園もあるいは川も、もうこれから利用ありますけど、そういう形にしていけないと、もしものことがあると、おっしゃるとおり、確かにそういうことが起こり得るということが想定されますので、そこはもうはっきりと、こういう事情ですから、次のステップに進むまでは、もうあそこは、しばらくは休館させていただきますと、条例はそのままのところでありますけども、もうそういう形を理解していけないと、なかなか難しい面があるのかなと思っております。条例ではそういうことができるようになっておりますので、できたらそういう方向で検討をさせていただけば大変ありがたいと思っておりますので、私のそういう考え方に沿った形で、今後町民の皆さん方にも、幅ひろく周知を図りながら、御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平八重光輝議員）

先ほど、委員会付託を省略することに異議がありましたので、起立によって採決いたします。委員会付託に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立なしということで委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第37号 平成31年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第28「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第29「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第28「報告第1号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第29「報告第2号 平成31年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告2件を終わります。

---

△日程第30「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第30「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第31「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## △閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、会議を閉じ、これをもって、平成31年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 米 丸 文 武